

枚方市新型コロナウイルス対策本部
総括報告書

令和 6 年 3 月

枚方市新型コロナウイルス対策本部

目次

第1章 新型コロナウイルス感染症に係る概要	1
1. 新型コロナウイルス感染症の感染確認初期.....	1
2. 感染状況等.....	1
(1) 感染状況.....	1
(2) 枚方市における集団感染（クラスター）の状況.....	6
(3) 市内感染者の療養状況について	8
(4) 経済状況.....	11
第2章 新型コロナウイルス感染症に係る国・府の動向.....	12
1. 国	12
2. 府	17
第3章 枚方市の取り組み等.....	20
1. 枚方市新型コロナウイルス対策本部.....	20
(1) 枚方市新型コロナ対策本部の設置.....	20
(2) 令和2年度	20
(3) 令和3年度	21
(4) 令和4年度	22
(5) 令和5年度	23
(6) B C P（枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画）の発動.....	23
(7) 枚方市新型コロナウイルス対策本部会議の概要.....	24
(8) 班体制による取り組み	39
① 総務班	39
② 社会機能維持班.....	39
③ 広報報道班	39
④ 相談対応班	40
⑤ 医療体制班・疫学調査班・予防接種班	40
共通課題	40
2. 枚方市保健所の取り組みについて	41
3. 市立ひらかた病院の取り組みについて	44
4. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る取り組みについて	49
(1) 初回接種（1・2回目接種）について	50
(2) 追加接種（3回目接種）について：第1期追加接種	51
(3) 追加接種（4回目接種）について：第2期追加接種	52
(4) 令和4年秋開始接種（3～5回目/令和4年9月28日～令和5年5月7日） ..	52
(5) 令和5年春開始接種（3～6回目/令和5年5月8日～9月19日）	52

(6) 武田（ノババックス）製ワクチンについて	53
(7) 小児（5歳～11歳）接種について	53
(8) 乳幼児（生後6カ月～4歳）接種について	54
(9) 訪問接種について	54
(10) 予約方法について	54
(11) 接種会場について	54
(12) 接種実績について【ワクチンメーター】	55
5. 枚方寝屋川消防組合の取り組みについて	56
6. その他	57
(1) 相談窓口の設置	57
(2) 広報ひらかた等による啓発について	58
① 市ホームページ、広報ひらかた等による啓発活動	58
② 防災行政無線、塵芥収集車などを使用した啓発活動	58
(3) 職員体制について	58
(4) 市立小学校等における取り組み	59
① 臨時休業等	59
② 授業等	59
③ 行事	59
④ 給食	59
⑤ 児童生徒の感染防止対策	59
⑥ 教職員の感染防止対策	60
(5) 保育所（園）、幼稚園等における取り組み	60
① 公私立保育所（園）・幼稚園等に対する対応	60
② 各種事業に対する対応（令和元年度～令和4年度）	61
(6) 市関連施設、市主催・共催イベントに係る取り組み	61
(7) 寄附	62
① 枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金	62
② マスク等の寄附について	63
第4章 市民等への各種支援	64
1. 市民に対する主な支援	64
(1) 給付金・助成金等	64
(2) 貸付に係る制度等	76
(3) 支払い猶予又は減免に係る制度等	77
2. 事業者に対する支援	82
第5章 本市の新型コロナウイルス感染症への対応総括	92
1. 危機管理部	92

2. 市長公室	92
3. 総合政策部.....	95
4. 市民生活部.....	95
5. 総務部	97
6. 観光にぎわい部	98
7. 健康福祉部.....	98
8. 子ども未来部	101
9. 環境部	101
10. 土木部	101
11. 会計課	102
12. 上下水道局	102
13. 市立ひらかた病院	103
14. 総合教育部	103
15. 学校教育部	104
16. 市議会事務局	105
17. 選挙管理委員会事務局	106
18. 枚方寝屋川消防組合.....	106

第1章 新型コロナウイルス感染症¹に係る概要

1. 新型コロナウイルス感染症の感染確認初期

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市において非定型の肺炎の集団感染が発表され、後にこの肺炎が新型コロナウイルスによるものと公表された。

日本では、令和2年1月15日に中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある新型コロナウイルス感染症患者がはじめて報告され、大阪府でも1月29日に最初の感染例が確認された。

新型コロナウイルス感染症は、当初、感染性や病原性等の特性が判明せず、検査・治療方法、ワクチンが確立・存在しておらず、従来の法制度や体制では対応できない感染症であった。

令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」における指定感染症として定める等の政令等が公布された。当指定により、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者は、原則として定められた医療機関に入院しなければならないこととなるなどの感染症法上の措置が講じられることとなった。また、同年3月13日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）が改正され、新型コロナウイルス感染症について緊急事態宣言等の規程を定めた特措法を適用して対処していくこととなった。

令和2年5月、国の専門家会議は、人との身体的距離の確保や接触機会の低減、マスクの着用などを内容とする「新しい生活様式」を提言、国民一人ひとりの行動変容が強く促され、在宅勤務（テレワーク）が普及するなど、働き方や日常生活などにおいて大きな変化が生じていった。

2. 感染状況等

（1）感染状況

● 第1波（令和2年1月29日～6月13日）緊急事態措置

令和2年1月29日、大阪府内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、4月上旬にかけて感染が急拡大した。

令和2年4月7日、大阪府を含む7都道府県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、府は、国の基本的対処方針に基づく外出自粛要請や施設の使用制限、イベントの開催自粛要

¹ 保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書、令和4年12月27日（令和5年6月19日一部改定）（大阪府）
厚生労働白書（厚生労働省）
新型コロナ対策本部資料（枚方市）

請などを実施した。

本市では、令和2年3月3日に初めて感染者が確認された。

その後、5月21日付で府の緊急事態措置は解除され、6月には一旦沈静化した。

● 第2波（令和2年6月14日～10月9日）市で週34人の感染者を確認

6月中旬以降、夜の繁華街で接待を伴う飲食業に関わる人や利用者を中心に20代から幅広い年代層に感染が拡大していった。

大阪府では、8月7日に新規感染者数が255人となり、同日を含む週計では1,323人の感染者が確認された。

本市でも7月以降に感染者が増加、7月中旬及び8月上旬にそれぞれ週34人の感染者が確認された。以降、感染者の数は減少したが、9月中旬には、市内で「クラスター」と言われる集団感染が発生したことに伴い、週29人の感染者が確認された。

● 第3波（令和2年10月10日～令和3年2月28日）市で週178人の感染者を確認

全国の新規感染者数は、令和2年11月以降に増加傾向が強まり、特に、北海道や首都圏、関西圏、中部圏の都市部を中心に顕著な増加が見られ、全国的な感染増加につながった。

大阪府では、年末年始にかけて、20代及び30代を中心に感染が急拡大し、令和3年1月8日には、1日で654人の感染者が確認されるなど、連日過去最多を記録した。

本市では、令和3年1月にピークとする波があり、以降は減少に転じたが、年末年始の増加に加え、クラスターの発生が影響し、令和3年1月4日以降に急増し、1月中旬には週178人の感染者が確認された。その後、令和3年1月14日から大阪府に2度目の緊急事態措置が適用され、1月下旬から減少に転じ、令和3年3月1日に緊急事態措置は解除された。

● 第4波（令和3年3月1日～6月20日）市で週257人の感染者を確認

令和3年3月下旬以降、従来株より感染性・重篤性が高いとされる変異株（アルファ株）への急速な置き換わりにより感染が拡大した。

令和3年4月5日、大阪府にまん延防止等重点措置が適用されたが感染は収束せず、大阪府では4月13日以降1,000人を超える新規感染者が発生する状況のなか、令和3年4月25日に3度目の緊急事態措置が適用された。

本市でも、集団感染の発生と変異株による感染が大きく影響し、4月中旬に週257人の感染者を確認した。

その後、商業施設等への休業要請などにより感染が収束し、府の緊急事態措置は、6月21日にまん延防止等重点措置に移行した。

● 第5波（令和3年6月21日～12月16日）市で週606人の感染者を確認

感染者数は下げ止まりの状況が続いていたが、変異株（デルタ株）への置き換わりに伴い令和3年7月下旬より急増し、大阪府では8月2日に4度目の緊急事態措置が適用された

が、8月20日には全国で25,975人とその時点で過去最多となる新規感染者数を記録した。

大阪府でも1日の新規感染者数が3,000人を超えるなど、前回の第4波のピークをはるかに超えた感染者の増加が続いた。

この感染者数の急激な増加に伴って重症者数及び死者数ともに増加し、療養者数の増加による入院等調整中の者の数が急増、全国的に公衆衛生体制・医療提供体制において災害時の状況に近い局面が継続した。

本市においても、7月5日以降に感染者数が増加に転じ、7月26日以降に急増、8月30日から9月5日の週にはその時点で最高となる606人の感染者が確認された。

9月以降、国民の感染対策やワクチン接種率の向上などにより全国的に新規感染者の減少が続き、緊急事態宣言は9月30日をもって全面解除された。

第4波では、20代から50代が感染の中心だったが、第5波では、10代以下の感染が拡大し、60代以上の感染者数は減少した。

なお、大阪府における重傷者は、第4波と第5波を比較すると、第4波では、60代から70代を中心とした高齢者が多い一方、第5波では、40代から50代が中心となっている。

また、大阪府における死亡者数は、第4波では、新規感染者総数55,318人のうち1,541人（死亡率2.8%）の死亡者が報告されているが、第5波では、新規感染者総数100,891人のうち358人（死亡率0.4%）となっており、高齢者を中心としたワクチン接種や中和抗体薬等の早期治療等が一つの背景として考えられている。

● 第6波（令和3年12月17日～令和4年6月24日）市で週3,040人の感染者を確認

令和3年12月、変異株（オミクロン株）の感染が日本でも確認され、感染が急拡大、大阪府には、令和4年1月27日に3度目のまん延防止等重点措置が適用されるも、オミクロン株の感染性の高さを背景に、約1カ月にわたり、新規感染者が1万人を超える大規模な感染が続いた。

本市でも、令和4年の年明けから急増し、この第6波のピーク時には、10代以下、20代及び30代が感染の中心となって第5波のピーク時の5倍を超える週3,040人の感染者が確認された。

その後、感染者数の減少や、保健医療体制等に対する負荷を踏まえ、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除された。

● 第7波（令和4年6月25日～9月26日）With コロナに向けた方針の転換

オミクロン株が亜系統へ置き換わる中で、大阪府では、7月下旬から連日2万人を超える新規感染者が確認される状況が継続し、7月26日には1日で25,741人の新規感染者が確認された。また、第6波を大きく上回る医療機関・高齢者施設関連での集団感染が発生し、高齢の感染者が1日4千人を超える状態が継続した。

府は、保健・医療療養体制における非常事態に対処するため重症化リスクが高い高齢者等に重点化した対策を講じることで感染拡大の抑制を図り、8月下旬以降、感染は収束に向か

い始めた。

本市でも、7月上旬以降、新規感染者が急増、ピーク時には1日1,000人以上の新規感染者数を記録した。その後、9月下旬には一定落ち着き、1日100人前後で推移した。

国は、9月2日「With コロナに向けた政策の考え方」を決定。感染者の発生届に係る全数把握の見直しが示されたことで、大阪府による市町村別の感染者数の発表は終了となり、その他にも9月7日付で感染者の療養期間が原則10日間から7日間へ短縮されるなど、国の方針が大きく見直された。

本市において、令和2年3月から令和4年9月26日迄に全数報告として枚方市で把握した累計感染者数は82,198人であった。

● 第8波（令和4年9月27日～令和5年5月8日）5類感染症への変更

令和4年9月26日、感染者の発生における全数把握の見直しが全国一律で行われ、感染拡大の状況においても、一般医療や救急医療等を含む保健医療システムを機能させながら社会経済活動を維持するという、感染拡大防止と社会経済活動を両立する With コロナの新たな段階に移行した。

その後、令和5年5月8日には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更され、新型コロナウイルス感染症は、法律に基づく行政による要請・関与の仕組みから、府民・市民の自主的な取り組みを基本とする対応と幅広い医療機関による自律的な対応に移行した。

（参考）新型インフルエンザ等感染症（2類相当）と5類感染症の主な違い

	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
発生動向	・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握、公表 ・医療提供の状況は自治体報告で把握	・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日まで患者数を公表 ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス
医療体制	・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な対応	・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・新たな医療機関に参画を促す
患者対応	・法律に基づく行政による患者の入院措置、勧告や外出自粛（自宅待機）要請 ・入院、外来医療費の自己負担分を公費支援	・政府として一律に外出自粛要請はせず ・医療費の1～3割を自己負担、入院医療費や治療薬の費用について期限を区切り軽減
感染対策	・法律に基づき行政が様々な要請、関与をしていく仕組み ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策	・国民の皆様の主体的な選択を尊重、個人や事業者の判断に委ねる ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施
ワクチン	・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種	・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について）

(参考) 本市における検査件数、感染者数及び死者数（本市事務概要より抜粋）

・令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査 (件)	515	879	1,174	2,315	2,616	3,124	4,515	6,770	8,892	11,826	7,877	12,497
感染者 (人)	31	5	1	57	87	52	47	210	369	583	125	192
死者 (人)	1	2	-	-	1	-	-	3	10	15	18	3

・令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査 (件)	14,671	13,285	12,762	12,737	20,756	18,194	12,793	12,444	11,819	32,549	29,167	23,565
感染者 (人)	902	405	141	277	1,821	1,020	65	15	39	5,274	10,290	5,842
死者 (人)	11	24	5	5	1	6	2	-	-	3	30	18

・令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査 (件)	21,322	19,620	17,356	39,915	42,698	24,942	18,179	22,871	30,761	33,173	21,965	17,175
感染者 (人)	4,041	3,306	1,557	15,710	23,370	7,430 (341)	2,629 (2,172)	6,024 (4,813)	12,219 (9,136)	9,596 (7,357)	2,054 (1,566)	626 (434)
死者 (人)	7	3	1	7	25	16	4	3	26	38	11	1

※令和4年9月25日迄は全数届出であったが、9月26日以降発生届出基準が下記a)～d)のとおり変更。/ a)65歳以上の者、b)入院を要する者、c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、d)妊婦 / 届出対象外の者の人数については、陽性者登録センター(大阪府)への登録者数より把握。 / ※感染者について、9月以降は届出対象＋陽性者登録センターへの登録者数を記載。()内が陽性者登録センターへの登録者数。

緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に

該当すると認められるときに、政府対策本部長である内閣総理大臣が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、緊急事態措置を実施すべき期間、区域、概要を示して発出する。

宣言により、対象地域の都道府県知事は、住民への不要不急の外出自粛や飲食店の休業要請、多くの人が集まる施設の使用制限などの法に基づく要請が可能となる。

まん延防止等重点措置

令和3年2月、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新たに、まん延防止等重点措置等の規程が設置された。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合であって、政令で定める要件に該当すると認められるときに、特定の地域からのまん延を抑制し、緊急事態措置を適用せざるを得ない状況を回避するために実施される。要請内容や適用期間などに緊急事態措置との違いがある。

波

新型コロナウイルス感染症の流行を捉えたもので、大阪府においては、以下の期間で総称している。(以下、第8波5月8日迄を記載)

- ・第1波：令和2年1月29日～令和2年6月13日
- ・第2波：令和2年6月14日～令和2年10月9日
- ・第3波：令和2年10月10日～令和3年2月28日
- ・第4波：令和3年3月1日～令和3年6月20日
- ・第5波：令和3年6月21日～令和3年12月16日
- ・第6波：令和3年12月17日～令和4年6月24日
- ・第7波：令和4年6月25日～令和4年9月26日
- ・第8波：令和4年9月27日～令和5年5月8日

(2) 枚方市における集団感染（クラスター）の状況

新型コロナウイルス感染症は、当初、感染性や病原性等の特性が判明せず、検査、治療方法やワクチンが確立しておらず、国は、感染者や濃厚接触者を特定、隔離する点に重点を置くとともに、集団感染（以下、クラスターという）対策を講じることで次のクラスターの発生を防止する対策に注力した。(保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検査報告書(大阪府)より)

枚方市におけるクラスターは、令和2年9月にスポーツジム関連施設で初めて発生し、19名の感染者が確認された。

以降、第3波にあたる令和2年11月中旬から令和3年2月中旬にかけては高齢者施設12か所で227名、第4波にあたる令和3年3月には高齢者施設7施設で130名の感染者が確認された。

感染性が高いオミクロン株の影響で大規模な感染がおこった第6波では、令和4年1月上旬から2月下旬にかけて、児童施設関連、企業事業所関連、高齢者施設関連、医療機関関連、学校関連で337人の感染者が確認された。

第7波における令和4年6月下旬から8月末にかけて、オミクロン株の亜系統への置き換えの影響もあり、医療機関関連や高齢者施設関連で多くのクラスターが発生、1,327人の感染者が確認された。

その後、令和4年12月から令和5年2月末にかけて、医療機関関連28か所、高齢者施設関連52か所、障がい者施設関連7か所でクラスターが発生し、1,810人の感染者が確認された。

クラスターへの対応については、枚方市保健所において、積極的疫学調査による濃厚接触者の特定、健康観察、利用者等へのPCR検査の実施、施設における動線確保や部屋のゾーニング、消毒等の感染対策についてのアドバイスや呼び掛けを講じることで、関係機関の協力のもとに感染拡大防止に努めてきた。

(参考) 本市におけるクラスター発生状況

公表日	分類	件数	人数※
令和2年9月19日	スポーツジム関連	1	19
令和2年11月18日～令和3年2月14日	高齢者施設	12	227
令和2年12月5日～令和3年1月14日	学校関連	2	21
令和2年12月12日～令和3年1月23日	企業関連	3	30
令和3年1月5日	バー関連	1	7
令和2年12月20日～令和3年1月25日	医療機関関連	2	42
令和3年2月16日	児童施設関連	1	11
令和3年3月7日～令和3年5月7日	高齢者施設	7	130
令和3年4月9日	企業関連	1	7
令和3年5月18日	医療機関関連	1	7
令和3年2月16日～令和3年5月2日	児童施設関連	3	61
令和3年6月23日～令和3年8月18日	医療機関関連	3	28
令和3年8月2日	高齢者施設関連	1	5
令和3年8月7日	スポーツジム関連	1	11
令和3年8月9日	学校関連	1	15
令和3年8月17日	障害者施設関連	1	8
令和3年8月24日	教育施設関連	1	5
令和3年8月27日	企業関連	1	7
令和3年8月27日	児童施設関連	1	7

公表日	分類	件数	人数※
令和3年9月1日～令和3年9月14日	企業関連	4	26
令和3年9月1日～令和3年9月21日	学校関連	2	13
令和3年9月9日～令和3年10月16日	高齢者施設関連	2	19
令和3年9月14日～令和3年9月17日	児童施設関連	2	24
令和4年1月6日～令和4年1月22日	児童施設関連	2	19
令和4年1月18日	企業事業所関連	1	9
令和4年1月9日～令和4年2月26日	高齢者施設関連	12	134
令和4年1月13日～令和4年1月24日	医療機関関連	7	135
令和4年1月13日～令和4年1月18日	学校関連	2	40
令和4年3月1日～令和4年5月31日	医療関連施設等	35	524
令和4年6月27日～令和4年8月29日	高齢者施設関連	57	756
令和4年7月4日～令和4年8月29日	医療機関関連	16	500
令和4年7月4日～令和4年8月29日	障害者施設関連	8	71
令和4年9月5日～令和4年11月28日	医療機関関連等	29	424
令和4年9月26日～令和4年11月21日	障害者施設関連	3	57
令和4年12月1日～令和5年2月28日	医療機関関連等	87	1,810

※ 市外居住者を含む。

※ 大阪府では令和4年10月5日公表分よりクラスター重点化対象施設のみが集計、公表されており、枚方市でも令和4年9月26日公表分よりクラスター重点化対象施設のみが集計、公表されている。

(3) 市内感染者の療養状況について

● 第1波（令和2年1月29日～6月13日）

令和2年2月1日、指定感染症として保健所への発生届の提出が必要となり対応を開始。当初検査は大阪健康安全基盤研究所でしかできず、病院で採取した検体を保健所が大阪健康安全基盤研究所に運び検査を行っていたが、令和2年5月下旬から委託医療機関で保険適用のPCR検査を開始した。令和2年2月1日から5月27日の検査件数は771件、うち感染者は40件であった。

枚方市の感染者1例目は大阪市内のライブハウスでのクラスター関連であった。4月に入ると家庭内感染や職場内感染が増える一方で、感染経路不明者も増加していった。

有症状患者については、発症日から14日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合に退院可能とする隔離のための勧告による入院であったが、医療的に入院が必要な症状の感染者は少なかった。

令和2年6月12日には厚生労働省通知により、有症状患者の療養期間が発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合に改められた。また新たに検体採取日から6日間経過後、24時間以上の間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認した場合に退院

可能とするとの基準が設けられた。

● 第2波（令和2年6月14日～10月9日）

感染者数の1日あたりのピークは7月後半で1日の新規感染者数は30人を超え、受診調整や入院または自宅の療養調整に時間を要した。また、感染経路が不明なケースが増えてきた。なお、ピークを過ぎた8月26日時点での療養中に限ると療養者数は13人であった。その内訳は入院療養4人、宿泊療養8人、自宅療養1人であった。

● 第3波（令和2年10月10日～令和3年2月28日）

令和2年12月に1カ月の新規感染者が300人を超え、自宅療養者も増加。新規感染者数、療養者数ともに1月にピークとなり、1日の最大新規感染者数は35人、最大療養者数は203人で、うち重症者は4人であった。この時期は高齢者施設でのクラスターが発生し、病床が逼迫している状況で、療養調整が困難となる事例も発生した。施設療養者及び自宅療養者の増加に対応するため、2月から訪問看護師による健康観察事業を開始した。

● 第4波（令和3年3月1日～6月20日）

令和3年4月は従来株より感染性・重篤性が高いとされる変異株(アルファ株)の流行により、感染拡大及び中壮年の重症化がみられ、病床が逼迫し、入院療養の基準であってもすぐに入院することができない状況となった。重症度や基礎疾患等により誰を優先して入院させるかというトリアージ的な動きや、DNAR(蘇生措置拒否)や看取り希望等も考慮しながら行う入院調整は、非常に悩ましいものであった。また、宿泊療養についても、入所までに2～3日を要する状況となっていた。この時期の1日の最大新規感染者数は56人、療養者が最も多かった4月23日の療養者数は380人で、うち重症者は6人。内訳は、入院療養53人、宿泊療養83人、自宅療養（施設含む）244人であった。

大阪府は入院フォローアップセンターを運用した入院病床の確保をはじめ、宿泊療養先の確保及びオンライン診療・往診、酸素投与、薬処方などの体制づくりを行うとともに「大阪府自宅療養者緊急センター(民間委託)」を設置し自宅療養者に対する夜間・休日における症状憎悪時の相談・往診体制が確保された。また、枚方寝屋川消防組合においては新型コロナ感染者対応隊の運用を開始し、自宅療養中の患者へ酸素投与等の措置が行われるしくみが整備された。

● 第5波（令和3年6月21日～12月16日）

第5波はデルタ株のまん延による急激な感染拡大により、家庭内での感染が目立ち、第4波を大きく上回る感染者数及び療養者数となり、保健所からの連絡に数日の期間を要する状況となった。この時期の1日の最大新規感染者数は119人、療養者が最も多かった9月1日の療養者数は722人で、うち重症者は8人。内訳は、入院療養101人、宿泊療養181人、自宅療養（施設含む）440人であった。疫学調査の効率化を図る目的で、事務職員等による電話連絡(ファーストコンタクト)の導入に合わせて、9月には感染者自身が自分の状況

を入力し報告するシステム（logo フォーム）を導入した。また、保健所職員だけでなく、庁内外の応援職員を増員し、総勢約 100 人体制で対応に臨めたことで、疫学調査を可能な限りタイムリーに行うことができ、スムーズな療養支援につながった。

令和 3 年 6 月から市内医療機関にてコロナ外来開始。7 月から宿泊調整業務の迅速化を図るため大阪府がシステム構築し、これまで大阪府が実施してきた宿泊先や搬送の調整については保健所で実施できるようになり、当日もしくは翌日中に宿泊療養を開始できる状況となった。

● 第 6 波（令和 3 年 12 月 17 日～令和 4 年 6 月 24 日）

令和 4 年の 1 月上旬から想定をはるかに超える感染拡大は病原性の低下した感染性の高いオミクロン株が主流となるもので、全年代で感染者数が急増した。それに伴い、高齢者や基礎疾患等のリスクがある感染者も増加し、より重症化リスクのある感染者へのフォローが急務となった。そこで、大阪府と同様に疫学調査の対象者を重点化し、優先して対応することとなった。また、高齢者施設でのクラスターも多数発生し、施設内療養の増加や入院できずに酸素投与を受ける感染者も発生していた。この時期の 1 日の最大新規感染者数は 569 人、療養者が最も多かった 2 月 11 日の療養者数は 4,205 人で、うち重症者は 2 人。自宅療養者は 4,120 人であった。大阪府では高齢者施設のクラスターの増加を受けて、OCRT（大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム）を設置し、高齢者施設等の相談に 24 時間対応するとともに、重症化予防のため、施設内でも治療ができるよう保健所と連携しながら往診等の支援調整を行うしくみが整備された。

● 第 7 波（令和 4 年 6 月 25 日～9 月 26 日）

第 7 波ではさらに全年代で感染者が急増し、7 月 26 日には 1 日 1,091 人の最大新規感染者数を記録した。8 月 25 日には療養者数が 10,287 人と 1 万人を超えるが、その時点での重症者はなく、入院療養 451 人、宿泊療養 191 人、自宅療養（施設含む）9,645 人であった。

病床の逼迫にも拍車がかかったことで入院基準がより厳しくなり、SpO₂ が 95%以下でなければ大阪府入院フォローアップセンターへの入院のエントリーができない状況となり、やむなく自宅や施設で療養する感染者が増加した。

なお、高齢者施設等での対応として、施設で感染者が発生した場合、早期の重症化予防治療や軽症者への継続治療ができるよう保健所と施設及び医療機関が連携しながら往診等の調整を行い、早期の治療支援につなげた。宿泊療養については、主に大阪府設置の自宅待機 SOS（自宅待機者等 24 時間緊急サポートセンター）の調整により、申し込み後 2 日程度で宿泊療養が開始されていた。

国は、オミクロン株の特性を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、令和 4 年 9 月 7 日に療養期間を 10 日間から 7 日間に見直した。さらに高齢者等重症化の高リスク者を守るため、令和 4 年 9 月 26 日より全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を 65 歳以上、妊婦、入院患者、基礎疾患があり新型コロナ治療が必要な患者の

4 類型に限定した。それに伴い、市町村別の感染者数の全数把握についても令和4年9月26日をもって終了した。

● 第8波（令和4年9月27日～令和5年5月8日）

全数届出の見直しにより、軽症で自宅での療養開始を希望する場合は、検査キットでセルフチェックし、感染者は自分で大阪府設置の「陽性者登録センター」に登録する。同様に医療機関を受診し、発生届出の対象外となった患者についても「陽性者登録センター」に登録することで、自宅待機 SOS（自宅待機者等 24 時間緊急サポートセンター）を活用し、安心して自宅療養ができる環境が整った。保健所では、国や府の方針に基づき、発生届対象者の年齢や医師が判定する重症度、基礎疾患の内容により医療職の聞き取り調査の重点化を図り、後期高齢者等、特に重症化リスクの高い感染者の早期把握と重症化予防に努めた。

（4）経済状況

新型コロナウイルスの感染拡大は経済にも甚大な影響を及ぼした。

特に、感染拡大を抑制するためにイベントの中止や外出自粛等、人流や物流が制限されたことで、飲食業や観光業などの対面型のサービス業を中心に需要が縮小、雇用や所得にも波及した。

こうした状況において、国は、感染拡大防止と早期収束、雇用維持や事業継続、生活の下支えなどの観点から「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等の経済対策を講じてきた。

令和2年4月には、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援を行うため、市町村を実施主体として一律1人10万円を給付することを（特別定額給付金）決定。本市では、特別定額給付金室を設置して対応にあたった。

本市では、その他、新型コロナウイルス感染症による社会的状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた市民の遺族に対する弔慰金制度の創設や、市内の店舗支援や消費喚起、非課税世帯等に対する生活支援を目的とした「ひらかた新型コロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券」事業の実施、経済的にも精神的にも不安を抱える妊婦に対する特別給付金の支給など、各種支援を実施してきた。

なお、本市の市民等への各種支援については、4章に掲載する。

第2章 新型コロナウイルス感染症に係る国・府の動向

1. 国²

国の動向等	
令和元年 12 月 30 日	中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生に関して武漢当局が発表
令和 2 年 1 月 15 日	国内で初の新型コロナウイルス感染症患者を確認
30 日	WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言 政府に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
令和 2 年 2 月 1 日	新型コロナウイルス感染症を感染症法における指定感染症に指定
3 日	クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の横浜・大黒ふ頭沖での検疫の開始
13 日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定
25 日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
26 日	全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応を要請
27 日	小学校・中学校高等学校等について、3 月 2 日から春休みまでの臨時休校を要請
令和 2 年 3 月 10 日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾」を決定
13 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正
28 日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定
令和 2 年 4 月 7 日	緊急事態宣言の発出（対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県、期限：5 月 6 日） 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定（4 月 20 日に一部変更決定）
16 日	緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大
30 日	2020 年度補正予算（第 1 次）が成立
令和 2 年 5 月 4 日	緊急事態宣言の期限を 5 月末迄延長
14 日	緊急事態宣言の対象地域を縮小（北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の 8 都道府県を除く 39 県を解除）
21 日	緊急事態宣言の対象地域を縮小（京都府、大阪府、兵庫県を解除）
25 日	緊急事態宣言の全面解除
令和 2 年 6 月 12 日	2020 年度補正予算（第 2 次）が成立
19 日	都道府県をまたぐ移動自粛要請について全国的に緩和
令和 2 年 7 月 22 日	GoTo トラベル事業の開始
令和 2 年 8 月 28 日	「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定
令和 2 年 9 月 19 日	催物の開催制限を条件付きで緩和
令和 2 年 10 月 1 日	ビジネスや留学などの滞在者を対象にした入国制限が緩和（新規入国対象の拡大）
令和 2 年 11 月 9 日	政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が緊急提言（最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について）

² 厚生労働白書（令和 3 年・4 年・5 年版/新型コロナウイルス感染症を巡るこれまでの経緯 等）
内閣感染症危機管理統括庁ホームページ（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に係る公示資料）
首相官邸ホームページ（新型コロナワクチンの接種スケジュールについて）

国の動向等	
令和 2 年 12 月 2 日	予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が成立（9 日公布・施行）
8 日	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定
14 日	GoTo トラベル事業の全国一時停止
25 日	日本の空港検疫の陽性検体（5 名）から英国で報告された変異株が初めて確認
26 日	全世界からの外国人の新規入国を 12 月 28 日から令和 3 年 1 月末迄停止することを決定
令和 3 年 1 月 7 日	緊急事態宣言の発出（対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。期限 2 月 7 日）
13 日	緊急事態宣言の対象地域を拡大（栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県を追加。計 11 都府県）
28 日	2020 年度補正予算（第 3 次）が成立
令和 3 年 2 月 2 日	緊急事態宣言の期限の 3 月 7 日迄の延長（栃木県以外の 10 都府県）を決定
3 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法の改正法案が成立・公布（13 日施行）
17 日	新型コロナワクチンの医療従事者等への先行・優先接種開始
26 日	緊急事態宣言の対象地域を縮小（愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県の 6 府県を解除）
令和 3 年 3 月 5 日	緊急事態宣言の期限の 3 月 21 日迄の再延長（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を決定
18 日	「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」を決定
18 日	緊急事態宣言の全面解除（3 月 21 日付）
26 日	令和 3 年度予算が成立
令和 3 年 4 月 1 日	まん延防止等重点措置の実施（対象地域：宮城県・大阪府・兵庫県。4 月 5 日から 5 月 5 日迄）
9 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（京都府・沖縄県、5 月 5 日迄。東京都 5 月 11 日迄）
12 日	新型コロナワクチンの高齢者への優先接種開始
16 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県。5 月 11 日迄）
23 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（愛媛県、5 月 11 日迄。東京都ほか 3 府県は緊急事態措置へ移行）、対象地域の一部について期間を延長（宮城県・沖縄県。5 月 11 日迄）
令和 3 年 4 月 23 日	緊急事態宣言を発出（東京都・京都府・大阪府・兵庫県。5 月 11 日迄）
令和 3 年 5 月 7 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（北海道・岐阜県・三重県。5 月 31 日迄）、対象地域の一部について期間を延長（沖縄県・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛媛県。5 月 31 日迄）
7 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（愛知県・福岡県）、期間を延長（5 月 31 日迄）
14 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（群馬県・石川県・熊本県、6 月 13 日迄。北海道が緊急事態措置へ移行）
14 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（北海道・岡山県・広島県を追加。5 月 31 日迄）
21 日	まん延防止等重点措置の対象地域を変更（沖縄県が緊急事態措置へ移行）
21 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（沖縄を追加。6 月 20 日迄）
28 日	緊急事態措置の期間を延長（6 月 20 日迄）
28 日	まん延防止等重点措置の期間を延長（埼玉県・千葉県・神奈川県・岐阜県・三重県。6 月 20 日迄）
令和 3 年 6 月 17 日	緊急事態措置の期間を延長（沖縄県。7 月 11 日迄）

国の動向等	
17 日	まん延防止等重点措置へ移行（対象地域：北海道・東京都・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県。6 月 21 日から 7 月 11 日迄）、対象地域の一部について期間を延長（埼玉県、千葉県、神奈川県。7 月 11 日迄）
21 日	政府対策本部において「令和 3 年 6 月 21 日以降における取組」を取りまとめ
令和 3 年 7 月 8 日	まん延防止等重点措置の期間を延長（埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府、8 月 22 日迄。東京都が緊急事態措置へ移行）
8 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（東京都を追加）、期間を延長（8 月 22 日迄）
30 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（北海道・石川県・京都府・兵庫県・福岡県、8 月 31 日迄。埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府が緊急事態措置へ移行）
30 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府を追加）、期間を延長（8 月 31 日迄）
令和 3 年 8 月 5 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・愛知県・滋賀県・熊本県。8 月 31 日迄）
令和 3 年 8 月 17 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（宮城県・富山県・山梨県・岐阜県・三重県・岡山県・広島県・香川県・愛媛県・鹿児島県を追加。9 月 12 日迄）、対象地域の一部について期間を延長（北海道・石川県・福島県・愛知県・滋賀県・熊本県。9 月 12 日迄）
17 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・京都府・兵庫県・福岡県を追加）、期間を延長（9 月 12 日迄）
23 日	新型コロナワクチンの 2 回接種を終えた方の割合が全国民の 4 割を超える
25 日	緊急事態措置の対象地域を拡大（北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・岡山県・広島県を追加。9 月 12 日迄）
令和 3 年 9 月 9 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（宮崎県・宮城県・岡山県。9 月 30 日迄）、対象地域の一部について期間を延長（石川県・福島県・熊本県・香川県・鹿児島県。9 月 30 日迄）
9 日	緊急事態措置の対象地域の一部について期間を延長（北海道・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・沖縄県を 9 月 30 日迄）
28 日	政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定
28 日	緊急事態措置、まん延防止等重点措置を全面解除（9 月 30 日付）
令和 3 年 11 月 12 日	政府対策本部において「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を決定
29 日	世界でのオミクロン株の感染状況を踏まえ、11 月 30 日以降の外国人の入国停止等の措置を実施
30 日	国内空港に到着した者のオミクロン株ウイルスへの感染を確認
30 日	新型コロナワクチン接種希望対象者の 2 回接種完了割合が全人口比で 76.9%となる。
令和 3 年 12 月 1 日	初回接種を完了した 18 歳以上の方に対するワクチン 3 回目接種の開始
令和 3 年 12 月 22 日	空港検疫外で、オミクロン株に感染した者（直近の海外渡航歴がなく、感染経路が明らかではない者）を確認

国の動向等	
28 日	外国人の入国停止等の措置を当面の間継続することを決定
令和 4 年 1 月 7 日	まん延防止等重点措置の実施（対象地域：広島県、山口県、沖縄県。1 月 9 日から 1 月 31 日迄）
19 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・岐阜県・愛知県・三重県・香川県・長崎県・熊本県・宮崎県を追加。2 月 13 日迄）
25 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（北海道・青森県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・石川県・長野県・静岡県・京都府・大阪府・兵庫県・島根県・岡山県・福岡県・佐賀県・大分県・鹿児島県を追加。2 月 20 日迄）、対象地域の一部について期間を延長（広島・山口・沖縄を 2 月 20 日迄）
令和 4 年 2 月 3 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（和歌山を追加。2 月 27 日迄）
10 日	まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（高知を追加）、対象地域の一部について期間を延長。（群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・岐阜県・愛知県・三重県・香川県・高知県・長崎県・熊本県・宮崎県を 3 月 6 日迄）
18 日	まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長（北海道・青森県・福島県・茨城県・栃木県・石川県・長野県・静岡県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・福岡県・佐賀県・鹿児島県を 3 月 6 日迄）
令和 4 年 3 月	5～11 歳の小児へのワクチン接種の開始（自治体によっては 2 月）
4 日	まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長（北海道・青森県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・香川県・熊本県を 3 月 21 日迄）
17 日	まん延防止等重点措置を全面解除（3 月 21 日付）
25 日	ワクチン 3 回目接種対象者拡大（12 歳以上 17 歳以下）
令和 4 年 5 月 25 日	基礎疾患、重症化リスクが高い方へのワクチン 4 回目接種の開始
令和 4 年 6 月 10 日	一部の国・地域からの外国人観光客（旅行代理店等利用）の入国再開
17 日	政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定
令和 4 年 7 月 15 日	政府対策本部において「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」を決定
22 日	ワクチン 4 回目接種対象者拡大（医療従事者等）
29 日	政府対策本部において「病床・診療・検査医療機関の逼迫回避にむけた対応」、「社会経済を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」を決定
令和 4 年 8 月 4 日	政府対策本部において「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定
17 日	新型コロナ単独の抗原定性検査キットの OTC 化を決定
令和 4 年 9 月 2 日	政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定
6 日	5～11 歳の小児へのワクチン 3 回目接種の開始
7 日	全ての国・地域からの外国人観光客（旅行代理店等利用、添乗員不要）の入国再開

国の動向等	
8 日	政府対策本部において「With コロナに向けた政策の考え方」を決定
20 日	初回接種を完了した 12 歳以上の全ての方へのオミクロン株対応ワクチン接種の開始
令和 4 年 10 月 11 日	全ての国・地域からの外国人観光客（個人客含む）の入国再開、空港・海港における国際線受入の再開
13 日	「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を公表
24 日	乳幼児（生後 6 カ月～4 歳）へのワクチン初回接種（1～3 回目接種）の開始
令和 4 年 11 月 18 日	政府対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定
22 日	重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンシトレビル」を緊急承認
28 日	新型コロナウイルスとインフルエンザの同時検査キットの OTC 化を決定
令和 4 年 12 月 2 日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案が成立（9 日公布・一部施行） 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等の強化について」を公表
30 日	中国（香港・マカオを除く）を対象とする水際措置の見直し（入国時検査などの臨時的な措置）を実施
令和 5 年 1 月 27 日	政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を決定 基本的対処方針を改正し、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を 50%（大声あり）とする制限については廃止
令和 5 年 2 月 10 日	政府対策本部において「マスク着用の考え方の見直し等について」を決定
令和 5 年 3 月 8 日	初回接種を完了した 5～11 歳へのオミクロン株対応ワクチン接種の開始
10 日	政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定
令和 5 年 5 月 8 日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを 5 類感染症に変更
令和 5 年 10 月	新型コロナウイルス治療薬に関する公費支援の縮小
令和 6 年 2 月	新型コロナウイルス治療薬に関する公費支援を令和 6 年 4 月以降に撤廃する方針を決定

※緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は発出日、公示日で記載

2. 府³

府の動向等	
第1波	(令和2年1月29日～6月13日)
令和2年4月7日	府に緊急事態措置適用(外出自粛、施設の使用制限、イベントの開催自粛の要請)
令和2年5月5日	感染拡大状況や医療提供体制の逼迫状況を判断する府独自の指標「大阪モデル」の策定
5月	検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
21日	緊急事態措置解除
第2波	(令和2年6月14日～10月9日) 検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
令和2年6月	ミナミのバー関連のクラスター発生
令和2年7月12日	大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
令和2年8月	5人以上での宴会自粛要請(8月1日～8月31日)
	感染防止宣言ステッカー制度の導入等
	大阪府ミナミ地区の一部区域の飲食店等への休業要請又は時短要請
第3波	(令和2年10月10日～令和3年2月28日) 検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
令和2年10月以降	三密で唾液が飛び交う環境自粛要請等
令和2年11月21日	5人以上・2時間以上の宴会自粛要請
27日	北区・中央区の飲食店等への時短要請等
令和2年12月2日	重症病床運用率が80%を超過
3日	大阪モデル「非常事態」(赤信号点灯)移行・医療非常事態宣言発出
16日	府民への外出自粛要請、大阪市全域の飲食店等への時短要請等
令和3年1月8日	年末年始にかけて感染拡大 新規感染者654名
14日	府に緊急事態措置適用(外出自粛、府全域の飲食店等への時短要請等)
令和3年3月1日	緊急事態措置解除、医療非常事態宣言解除、大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
第4波	(令和3年3月1日～6月20日) 検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
令和3年4月1日	府全域の飲食店等への時短要請等
5日	府にまん延防止等重点措置適用(大阪市の飲食店等への時短要請等)
7日	大阪モデル「非常事態」(赤信号点灯)移行・医療非常事態宣言発出
13日	変異株による感染の急拡大、1日の感染者数1,000人を超過
25日	府に緊急事態措置適用(外出自粛、府全域の飲食店等への休業要請等)
令和3年6月16日	感染防止認証ゴールドステッカーの導入

³ 保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書,令和4年12月27日(令和5年6月19日一部改定)(大阪府)
大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料

府の動向等	
第5波	(令和3年6月21日～12月16日) 検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
令和3年6月21日	緊急事態措置解除、まん延防止等重点措置適用
令和3年8月2日	府に緊急事態措置適用(外出自粛、府全域の飲食店等への休業要請等)
令和3年10月1日	緊急事態措置解除、医療非常事態宣言解除、大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
令和3年10月25日	大阪モデル「警戒解除」(緑信号点灯)移行
	飲食店への時短要請解除、会食を行う際のルール留意の呼びかけ
第6波	(令和3年12月17日～令和4年6月24日) 検査体制の整備、保健所体制の整備、クラスター対策、医療・療養体制の整備等
令和3年12月23日	経済社会活動を目的とした検査を無料とする無料検査事業の開始
令和3年12月24日	大阪モデル「非常事態」(赤信号点灯)移行
令和4年1月27日	まん延防止等重点措置適用(府全域の飲食店等への時短要請等)
1月下旬	変異株(オミクロン株)により感染拡大、1日の最大感染者数が1万人超過
令和4年2月8日	医療非常事態宣言発出
令和4年3月22日	まん延防止等重点措置解除
	飲食店等に対する入店人数や利用時間の制限等の要請は継続
令和4年4月25日	大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
令和4年5月23日	大阪モデル「警戒解除」(緑信号点灯)移行
	飲食店等に対する入店人数や利用時間等の制限の解除(ゴールドステッカー認証店舗)
第7波	(令和4年6月25日～9月26日) 社会経済活動との両立、ハイリスク者に重点化した対策、検査体制の整備、保健所体制の整備等
令和4年7月11日	大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
26日	変異株による感染拡大 新規感染者 25,741人
27日	大阪モデル「非常事態」(赤信号点灯)移行・医療非常事態宣言発出
令和4年8月3日	若年軽症者オンライン診療スキームの運用開始
令和4年9月14日	大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
26日	患者の発生届出対象を「全数」から「4類型(65歳以上の者、入院を要する者、治療が必要な重症化リスク者、妊娠している者)」に限定する全数届出の見直し
第8波	(令和4年9月27日～令和5月8日) 全数届出見直し、社会経済活動の維持、Withコロナ体制への転換、府民による「備え」と「対策」の徹底、感染規模を踏まえた医療・療養体制の強化、高齢者対策と小児対策の強化等
令和4年10月11日	大阪モデル「警戒解除」(緑信号点灯)移行
令和4年11月8日	大阪モデル「警戒」(黄信号点灯)移行
令和4年12月26日	大阪モデル「非常事態」(赤信号点灯)移行
令和5年1月7日	新規感染者 16,686人

府の動向等	
31 日	大阪モデル「警戒」（黄信号点灯）移行
令和 5 年 5 月 8 日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更 大阪モデルや宿泊・自宅療養に係る取組等の終了
令和 6 年 3 月 8 日	令和 6 年 4 月以降通常の医療提供体制へ移行、専門相談窓口の廃止を決定

第3章 枚方市の取り組み等

1. 枚方市新型コロナウイルス対策本部

(1) 枚方市新型コロナ対策本部の設置

令和2年1月15日中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が日本ではじめて報告され、本市では令和2年1月24日に情報収集体制を構築、1月31日には訓令により、枚方市新型コロナウイルス対策本部（以下、市対策本部）を設置し、以降は、新型コロナウイルス感染症について、国及び大阪府が示す対処方針を基に、枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、市行動計画）に準じて対策を行うこととした。なお、同日WHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言している。

令和2年2月1日、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「指定感染症」（二類感染症相当）とされ、3月13日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）の対象とみなす」とする法改正が行われ、翌日14日に施行、国は3月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を特措法上の対策本部として移行した。これに伴い、本市でも同日付けで市行動計画に基づく市対策本部に移行した。

(2) 令和2年度

令和2年4月1日、市の機構改革を受け、市対策本部を強化することを目的として、対応する各班の編成を強化した。

その後、4月7日の緊急事態宣言に伴い、特措法に基づく市対策本部へと移行した。

国は、令和2年5月21日緊急事態宣言の対象地域を変更、大阪府は除外され、5月25日には緊急事態宣言が全面的に解除された。

特措法では、市町村が設置する新型コロナウイルス対策本部について、「緊急事態解除宣言後速やかに廃止する」とされている。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が、市民及び市の経済に多大な影響を与えていることに鑑み、早期に復興を推し進める必要があることから、本市では当分の間、新型コロナウイルス感染症に対する実施体制を市行動計画で定める「任意設置する市対策本部」として維持継続することを決定した。

令和2年7月12日、府は、新規発生者数の増加に伴い、感染拡大状況等の指標となる「大阪モデル」において、警戒レベルである「イエローステージ」に移行したことを発表し、併せて「今後の対応方針に基づく要請」を府民に向けて公表した。本市でも各自治会への通知や市ホームページなどを活用して市民や施設及びイベント関係者に向けて注意喚起などを行った。新規感染者数は、令和2年8月にピークとなり、その後減少。9月及び10月は、横ばいの状態が続いたが、10月中旬から微増に転じ11月に急増した。

令和2年11月下旬からの新規発生者数の増加に伴い、12月3日「大阪モデル」の警戒レベルが「レッドステージ1」へ移行したことを受け、同日開催の市対策本部会議において、

市が所管する施設に対して使用の制限を行うこと及び市主催のイベント等を延期又は中止とするなどの決定を行った。

12月の中旬には、新規感染者数は減少傾向に転じたが、令和3年1月以降急増、国は、令和3年1月7日、関東の1都3県に緊急事態宣言を発出。1月13日には、大阪府を含む7府県に対象地域を拡大した。府は、1月14日から2月7日迄、関東圏と同様に「不要不急の外出自粛」や「飲食店の時短営業」などの要請を行う緊急事態措置を行った。この緊急事態宣言により、大阪モデルの警戒レベルは「レッドステージ2」へ移行した。

市は、1月8日の市対策本部会議において、市所管の施設に対する使用の制限及び市主催イベント等の延期または中止とする期間を「緊急事態宣言解除」まで延長することを決定した。

令和3年2月1日、国は、緊急事態宣言の対象から栃木県を解除したうえで、その他の都府県の対象期間を3月7日まで延長することを決定。府は、同日期間延長に伴う緊急事態措置の延長を決定した。

市は、2月3日の市対策本部会議において、市所管の施設に対する使用制限及び市主催イベント等の延期または中止とする期間を再度延長し「緊急事態宣言解除」までとすることとした。

令和3年2月26日、国は、感染状況が改善したとして、大阪府を含む6府県に発出されていた緊急事態宣言を2月28日で解除することを決定。

市は、これに先立つ2月25日の市対策本部会議において、府の緊急事態措置が解除されれば、同日より市所管施設の使用制限及び市主催イベントの中止等の取り扱いを解除することを確認した。

（3）令和3年度

令和3年4月5日より、大阪府にはまん延防止等重点措置が適用されていたが、感染の急拡大により、大阪府を含む1都3府県に対して、4月23日に3回目の緊急事態宣言が発出された。

市は、同日の市対策本部会議において、感染状況や府の要請内容の確認に加え、在宅勤務などを積極的に導入しながらも市民サービスを低下させることのないように留意し、これまでの経験則に基づいて最適な職務執行体制を確保することなどを改めて共有するとともに、緊急事態宣言終了までの市所管施設の使用制限や市主催イベントの自粛について決定した。

その後、緊急事態宣言は6月20日まで2度にわたって延長された。この間、市対策本部会議では、市所管施設の使用制限に係る期間の延長や、学校園等におけるPCR検査体制の見直し、令和3年4月16日から発動していた枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下、BCP）の延長などを協議、決定した。

令和3年6月21日、大阪府をはじめ7都道府県は、緊急事態措置からまん延防止等重点措置に移行することとなった。

令和3年6月18日の市対策本部会議では、学校園や保育所等における従事者への抗原検査キット配布などの追加対策や新型コロナワクチン接種の取り組みに関する確認のほか、時短要請や定員制限などにおいて大阪府に準じた運営を基本としつつ市所管施設の利用を再開することなどについて協議した。

その後も感染者の増加は続き、大阪府ではまん延防止等重点措置が8月22日まで延長されたものの、感染拡大に歯止めがかからないことから、8月2日には大阪府ほか4府県に緊急事態宣言が発出され、その後、当初8月31日までとされていた期間も最終的に9月30日まで延長された。この間、本市では7月30日、8月19日並びに9月10日に開催した市対策本部会議において、緊急事態宣言の発出に伴う対応について確認した。国は、9月に入り新規感染者数が減少してきたこと等を受けて、19都道府県の緊急事態宣言と8県のまん延防止等重点措置について、9月30日をもって全て解除した。

令和4年1月に入ると感染力の強いオミクロン株の流行が広がり、全国的に感染者が急増した。国は1月7日、広島県、山口県及び沖縄県に対してまん延防止等重点措置を適用し、大阪府も1月27日に適用区域に追加された。

このような状況を受け、市は、1月21日市対策本部会議において、保健所業務の逼迫に備え、全部局に対するBCPを発動して応援体制を構築することなどを確認した。

その後も感染者の増加が続いたことから、まん延防止等重点措置は2度にわたって延長され、本市においても2月18日及び3月4日に開催した市対策本部において、まん延防止等重点措置の延長に伴う対応について確認した。

その後、新規感染者数の減少傾向が続き、18都道府県に出されていたまん延防止等重点措置は3月21日をもって全て解除されたものの、府は、年度替わりの時期を控えているとして、4月24日までを集中警戒期間として引き続き府民に対して感染防止対策の徹底を呼びかけた。

（4）令和4年度

集中警戒期間の終了に伴い、大阪モデルも「非常事態（赤信号）」解除の目安を満たしているとして、令和4年4月25日に「警戒（黄色信号）」に移行されることとされた。

本市では4月22日に市対策本部を開催し、感染状況や府の要請内容、第7波に向けた保健所における人員体制など、今後の対応について確認、協議した。

6月下旬ごろから、オミクロン株の新系統「BA・5」の拡大により新規感染者数が全国的に急増、本市においても1日当たりの新規感染者数が初めて1,000人を超えるなど、全国各地で新規感染者数が過去最高を記録した。

この「第7波」と呼ばれる感染の急拡大は7月下旬にピークを迎えたのち、しばらく高止まりのまま推移していたが、8月下旬ごろから減少に転じ、徐々に収束した。

9月、国は、政府対策本部において「With コロナに向けた政策の考え方」を決定。全国一律で感染症法に基づく医師の発生届の対象を65歳以上の方や入院を要する方等4類型に限定するなど、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を掲げ、With コロナに

向けて新たな段階に移行することが示された。

10月中旬ごろからペースは緩やかではあるものの、新規感染者数が再び増加に転じた。増加傾向は令和5年1月初旬にかけて約3カ月間にわたって続き「第8波」と呼ばれる感染拡大期となった。

府は、社会経済活動の維持の観点から府民への厳しい行動制限は要請せず、府民の備えと対策の徹底や高齢者及び小児対策の強化など、季節性インフルエンザとの同時流行に向けた対応を実施、1月中旬ごろをピークに新規感染者数は急速に減少していった。

（5）令和5年度

1月国は、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類感染症へ変更する方針を決定した。

これを受けて、本市では4月24日に開催した市対策本部において、5月8日以降の各職場・職員における新型コロナ感染症対応や、今後の市所管施設の運営、新型コロナ感染症対策に係る人員配置フェーズの廃止、本市の支援策等について確認、協議を行った。

国や府の感染症への対応などに鑑み、市は令和6年3月、市対策本部の廃止を決定。今後、感染状況が著しく拡大した場合等には適宜対応を検討していくこととした。

（6）BCP（枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画）の発動

令和3年3月下旬以降の急速な感染拡大による本市保健所業務の逼迫等を受け、令和3年4月15日市対策本部会議（第48回）において、「枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下、BCP）」を発動することを決定。4月16日から6月30日まで、市の一部の業務を縮小し、本市保健所における保健業務や関連する事務作業などについて調整、疫学調査など感染症対応業務に係る執行体制の強化を図った。

その後については事務応援体制を適宜構築することとしていたが、令和3年7月下旬以降、感染の急拡大をうけ、保健所では感染者の宿泊療養に係る対応業務などの更なる負担が生じていた。これを受け、市は、令和3年8月19日市対策本部会議（第55回）において、8月23日から2度目のBCPを発動することを決定、緊急事態措置が解除される9月30日まで実施した。

令和3年12月以降、変異株（オミクロン株）によって過去類を見ない速度で感染が急拡大し、本市でも令和4年1月以降に感染者が急増、保健所業務が逼迫した。

市は令和4年1月21日市対策本部会議（第60回）において、これまで一部の部局を対象として実施していた上記BCPの発動を、全部局に拡大することを決定。各部署において継続する業務と停止又は縮小する業務について再点検を行い、保健所の感染症対応業務の執行体制の更なる強化を図り、2度の延長のうえ、令和4年4月3日まで実施した。

その後、BCPは解除したが、適宜事務応援体制を構築して対応にあたった。

（参考）本計画発動に伴い、中止や延期、縮小等を実施した部（令和3年8月23日発動）

部	内容
子どもの育ち見守りセンター	里親普及促進事業の縮小
総務部	健康相談・各種面談の縮小、派遣型特定保健事業の中止、ストレスチェックに係る面談・ラインケア研修の延期
健康福祉部	介護保険給付適正化事業（住宅改修現地調査の実施）・介護保険給付適正化事業（住宅改修・福祉用具支給適正推進の研修開催）の延期、介護予防事業・成人保健事業・国保保健事業の会議の延期及び事務作業業務の縮小、母子保健事業における事務の縮小及び保健師の地区活動の縮小
福祉事務所	北部リーフでの育児相談の縮小、業務の見直し
子ども未来部	市立保育所における定例看護会議にかかる業務の縮小、地域支援事業（セラビー）・通所支援事業（セラビー）の縮小

☞「枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）」

新型インフルエンザ等が発生した場合に総合的かつ効果的な対策を迅速に講じるとともに、市民生活の維持等に不可欠な行政サービスについても継続して実施することができるよう、継続業務、勤務体制、感染予防や拡大防止対策など、新型インフルエンザ等発生時における市の業務継続に必要な事項を定めた計画。

（７）枚方市新型コロナウイルス対策本部会議の概要

月 日	対策会議	協議等の内容
令和2年 1月24日	情報収集班	●確認 国・府及びWHO等の情報収集
1月26日	危機管理緊急対策会議	●協議案件 危機管理緊急対策会議の設置協議、今後の対応
1月29日	第1回 危機管理 緊急対策会議	●協議案件 ①今後の体制の移行 ②広報の実施 ③コールセンターの設置
1月30日	危機管理 緊急対策会議	●危機管理緊急対策本部会議へ移行
	危機管理緊急 対策本部会議	●現状と今後の対応
1月31日	危機管理緊急対 策本部会議	●新型コロナウイルス対策本部へ移行
	第1回 対策本部会議	●現状と今後の対応(取組内容と対策) ①規定の制定 ②コールセンター（新型コロナウイルスに関する一般相談などの開設） ③感染予防の広報・情報提供 ④連絡体制の確認
2月1日	第2回 対策本部会議	●疑似症疑い患者の状況（陰性） ●現状と今後の対応 ①各班の報告と市の対応状況の報告方法 ②マスク・消毒液の配布 ③自治会等へポスター等の配布状況

月 日	対策会議	協議等の内容
2月3日	第3回 対策本部会議	●経過と現状、今後の対応 ①発生状況、国の動き、市の対応 ②市内発生時の対応準備 ●報告 ・コールセンターの増設
2月4日		帰国者接触者相談センター開設
2月18日	第4回 対策本部会議	●経過と現状、今後の対応 ①発生状況 ②イベント延期・中止を決定
2月23日	緊急対策会議	●疑似症疑い患者の状況 ●陽性時の公表方法の確認
2月27日	第5回 対策本部会議	●政府基本方針の確認 ●学校園・福祉施設の発生時対応
2月28日	第6回 緊急対策会議	●疑似症疑い患者の状況
	第7回 対策本部会議	●報告 ①学校園の臨時休業、児童の居場所設置 ②保育所の継続、福祉施設の対応 ●協議 ・休業補償制度の新設
3月2日	第8回 対策本部会議	●報告 ①公共施設の利用制限 ②学校の自主登園 ③乳幼児健診の延期 ●協議 ①休業補償金の創設 ②マスク支援 ③その他
3月4日	第9回 対策本部会議 情報共有会議	●患者の発生 ①大阪府情報と同様の公表 ②濃厚接触者情報の把握 ●課題 ①社会福祉施設等の発生時の対応方法 ②職員発生時の対応方法(BCPを含む) ●2例目の発生 ①報道提供の確認 ②議会議員等への情報提供
3月6日	第10回 対策本部会議	●協議 ①市内感染者発生時公共施設の対応 ②対応フロー及び施設閉館 ③庁内職場等の対応 ④緊急資金融資に係る信用保証料補給金事業の創設 ⑤福祉施設へマスク支援 ⑥休暇の取り扱い ●報告 ①ひとり親等休業手当金

月 日	対策会議	協議等の内容
		②プレス内容 ③その他
3月11日	第11回 対策本部会議	●協議 ①市立学校園、保育所等の臨時休業(見直し案) ②国の緊急対応策第2弾
3月13日	第12回 対策本部会議	●協議 ①マスク支援 ②退院者の公表形式
3月17日	第13回 対策本部会議	●協議 ①マスク支援 ②春季休業期間中の児童生徒の活動 ●報告 ①緊急対応策－第二弾－
3月23日	第14回 対策本部会議	●協議 ①枚方市専用電話相談の委託 ②教育活動の再開延期 ③市関連施設の再開延期14回
	第15回 対策本部会議	●報告 ①電話相談窓口の業務委託 ②春季休業期間中の児童生徒の活動休止 ③機構改革に伴う本部体制 ④乳幼児健診の再開 ●協議 ①市関連施設の利用中止等の対応 ②家庭保育の協力依頼の期間の変更 ●その他 ・本市独自の経済対策の検討
令和2年3月26日		特措法に基づき国及び大阪府が対策本部を設置 市行動計画に基づく対策本部へ移行
4月1日	第16回 対策本部会議	●協議 ・市関連施設の利用中止の延長
4月3日	第17回 対策本部会議	●協議 ・市立小中学校の臨時休業の延長 ●報告 ①市施設の利用中止の継続とイベント等の取り扱い ②対策本部の体制の変更 ③本市独自の経済支援の再調査 ④マスク支給について
4月5日	第18回 対策本部会議	●事案報告（陰性判定で議事記録のみ） ●協議 ①学校の対応 ②その他の学校園の対応 ③地域への情報提供および報道提供 ④記者会見
令和2年4月7日		緊急事態宣言 特措法に基づく対策本部へ移行（全都道府県）

月 日	対策会議	協議等の内容
4月7日	第19回 対策本部会議	●報告 ①緊急事態宣言 ②学校園の対応 ●協議 ①外出自粛についての市民周知方法 ②市施設の対応と市主催・共催のイベント ③各部局においての対策
4月8日	第20回 対策本部会議	●協議 ①感染拡大に防止における職場の対応 ②庁内会議・附属機関等の会議のあり方 ③その他 ・窓口手続きの変更 ・外出自粛に関する広報 ・国の支援対策の状況と対応
4月15日	第21回 対策本部会議	●協議 ①職員の在宅勤務の実施 ②生活支援にかかる電話相談窓口設置 ③保育所（園）等の休園
4月16日	第22回 対策本部会議	●協議 ①市施設の一時休止 ●報告 ①育児休業期間等における保育利用の取り扱い ②マスクの配布
4月28日	第23回 対策本部会議	●協議 ①市関連施設の利用中止等の延長 ②市主催・共催イベントの中止・延期 ③市立小中学校の5月7日以降の教育活動 ●報告 ①スーパーマーケット等の協力要請 ②喫煙場所の閉鎖 ③マスク等の寄附受付 ④市立教職員のテレワーク（在宅勤務） ⑤生活支援コールセンター開設状況 ⑥特別定額給付金室の設置（4月24日） ⑦事業者支援総合相談窓口の設置 ⑧市の公園利用の感染拡大防止対策 ●その他 ①庁内窓口における感染拡大防止対策 ②休止要請に応じない施設情報 ③市ホームページのレイアウト変更

月 日	対策会議	協議等の内容
5月1日	第24回 対策本部会議	●協議 ①市立小中学校の5月11日以降の教育活動(継続協議へ) ●報告 ①GW中における電話相談等の対応状況 ・コロナ関連生活支援コールセンター ・特別定額給付金に伴う電話相談 ②帰国者接触者外来(コロナ外来)の拡充 ●その他 ①資器材の寄附に関するHP掲載
令和2年5月4日		緊急事態宣言の期間延長
5月7日	第25回 対策本部会議	●協議 ①市立小中学校の5月11日以降の教育活動 ②緊急事態宣言延長にかかる対策の変更 ・ひとり親等のための休業手当金、対象期間の延長 ・交代制勤務体制にかかる実施期間の変更 ③新たな経済支援策の創設 ●報告 ①子どもの見守り強化アクションプランの実施 ②GW中における支援関係電話相談等の報告 ③特定定額給付金における事務手続き ④4カ月児健診の実施 ⑤王仁公園プールの今後の取り扱い ⑥検体検査等の実績 ●説明(緊急事態措置延長・大阪モデル)
5月12日	第26回 対策本部会議	●協議 ①国府の緩和に伴う市施設の緩和措置 ②国府の緩和に伴う図書館の対応 ③国府の緩和に伴う児童生徒の居場所及び幼稚園・保育所(園)の対応 ●報告 ①特定定額給付金の申請受付状況等 ②枚方版子どもの見守り強化アクションプランに対する取り組み ③企業からの寄附によるマスク等の状況 ●その他 ①相談・受診の目安の変更
5月15日	第27回 対策本部会議	●協議 ①「大阪モデル」に基づく措置緩和に伴う市施設の対応 ●報告 ①市新型コロナ対策応援基金の創設 ②特別定額給付金の申請受付状況等 ●その他 ①抗原抗体検査について
令和2年5月21日		緊急事態宣言の対象地域変更(大阪府を解除)

月 日	対策会議	協議等の内容
5月22日	第28回 対策本部会議	●協議 ①緊急事態宣言解除に伴う子ども食堂の早期再開に向けた取組 (枚方版子どもの見守り強化アクションプラン第二弾) ②市立小中学校の6月1日以降の教育活動 ③緊急事態宣言解除に伴う保育所(園)の対応 ④避難所等における新型コロナウイルス感染症対策事業 ●報告 ①緊急事態宣言解除に伴う市施設の対応 ②緊急事態宣言解除に伴うイベントの取り扱い ③枚方市における新たな生活様式の定着に向けた取り組み ④市長メッセージ「必ず乗り越える。コロナの先へ」について ⑤「新しい生活様式」に係る高齢者のICT活用に関する調査 ●その他 ①枚方市若手芸術家支援事業「アート・スプラウト WEB版」 ②妊婦特別給付金等について ③ホームページ掲載の情報共有について ④マスクの寄附等について
令和2年5月25日		緊急事態解除宣言 特措法上の対策本部は解散となるが、任意設置の対策本部として継続を決定
6月2日	第29回 対策本部会議	●報告 ①「いきいき広場」の実施 ②「児童生徒の居場所」の運営(臨時的な児童生徒の居場所と児童会室の共同実施) ③学校の長期休業の短縮 ④学校施設開放の再開 ⑤退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し ⑥感染拡大防止に向けた職員の対応 ⑦「大阪コロナ追跡システム」の活用
6月16日	第30回 対策本部会議	●報告 ①7月1日以降における市関連施設の運営 ②「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準 ③退院基準・宿泊療養解除基準の改定概要
7月3日	第31回 対策本部会議	●報告 ①留守家庭児童会室の今後の運営および児童生徒の学びの保障 ②公衆喫煙場所の再開 ③定額給付金・妊婦特別給付金の給付状況および応援基金の状況 ④ひとり親等世帯への特別給付金支給事業の状況 ⑤デリバリーサービス支援事業の実績 ⑥子どもの学び・発達支援のための図書カード配布事業 ⑦子ども食堂への取り組み支援 ⑧大阪府「感染防止宣言ステッカー」 ⑨厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA」について ⑩大阪府「大阪コロナ追跡システム」の利用状況 ⑪マスク等の寄附の状況と職員への配布
7月22日	第32回 対策本部会議	●報告 ①小中学校における臨時休業等の対応 ②保育所等において陽性者が確認された場合の対応 ③8月補正予算における新型コロナウイルス感染症関連について

月 日	対策会議	協議等の内容
		④感染確認者の増加に伴う、市民への注意喚起広報 ⑤市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて
7月31日	第33回 対策本部会議	●報告 ①新型コロナウイルス感染症にかかる小中学校の対応について ②防災行政無線による市民への注意喚起放送について ③市民への注意喚起広報について ④地域外来・検査センターの設置について ●協議 ①新型コロナウイルス感染症にかかる保育所（園）等の対応について
8月28日	第34回 対策本部会議	●協議 ①保育所保育料（利用者負担額）減額還付の取り扱いについて ②新型コロナウイルス感染症にかかる在宅療養者への支援および入院・宿泊療養者家族の高齢者・障害者への支援について ③本市職員におけるPCR検査について ④枚方版子どもの見守り強化アクションプラン第3弾について ●報告 ①学校施設開放事業の中止について ②リフト付バス（福祉バス）の利用中止について ●その他 ①教育関係の報告（学校における感染者等に対する偏見や差別の防止等） ・学校への周知、注意喚起等について ・学校再開後の児童・生徒の心のケア等について
9月18日	第35回 対策本部会議	●協議 ①10月1日以降における市関連施設の運営について ②学校施設開放事業の再開について ③市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて ④職場における新型コロナウイルス感染症にかかる対応と体制 ●報告 ①検査体制の抜本的な拡充に伴う現在の状況について ②市長の新型コロナウイルス感染症に関連した差別の解消に向けた人権啓発メッセージの動画配信について ③定額給付金・妊婦に対する特別給付金の状況について ●その他
11月13日	第36回 対策本部会議	●報告 ①府内・市内の感染状況について ②職員の新型コロナウイルスに係る対応の変更について ③受診方法と診療体制について ④感染予防についての啓発について ・ホームページの掲載変更等について ・感染拡大防止に向けた啓発チラシの配布について ・防災行政無線の放送内容変更について ⑤新型コロナワクチン接種に関する現在の状況

月 日	対策会議	協議等の内容
12月4日	第37回 対策本部会議	●報告 ①大阪モデル「レッドステージ」への移行について ②「医療非常事態宣言」について ③小中学校・保育所園等の教育活動について ④感染予防についての啓発について ・ホームページの掲載変更等について ・感染拡大防止に向けた啓発チラシの配布について ・防災行政無線の放送内容変更について ⑤新型コロナワクチン接種に関する現在の状況 ⑥職員の新型コロナウイルスに係る対応の変更について ●協議 ①「レッドステージ」移行に伴う市関連施設の施設運営について ②「レッドステージ」移行に伴う市主催・共催イベントについて ●その他
12月11日	第38回 対策本部会議	●協議 ①市関連施設の施設運営について ②市主催・共催イベントについて ●報告 ①小中学校・保育所園等の対応について ②ひとり親世帯臨時特別給付金再支給事業について ③市長による庁内放送を用いた市民への注意喚起放送の実施について ●その他
12月25日	第39回 対策本部会議	●協議 ①市関連施設等に関する運営について ②市立保育所、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校における 行事・取組の中止期間延長について ③市主催・共催イベントについて ●報告 ①市立小中学校における新型コロナウイルス感染症にかかる情報の公表について ②年末年始における診療および受診方法の広報について ③新型コロナウイルス用ワクチン接種に関する現在の状況について ④風邪症状がみられる職員に対する休暇の取り扱いについて ⑤防災行政無線による市民への注意喚起放送について ●その他
令和3年1月7日		緊急事態宣言（関東1都3県。1月8日から2月7日迄） 特措法に基づく対策本部へ移行
1月8日	第40回 対策本部会議	●協議 ①市関連施設等に関する運営について ②市立保育所、市立幼稚園、市立小・中学校における行事・取組の 中止延長について ③市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて ●報告 ①第72回枚方市成人祭「はたちのつどい」について ②年末年始の状況報告 （休日診療所・市立ひらかた病院・北河内夜間救急センター） ③保健所からの報告

月 日	対策会議	協議等の内容
		④消防本部からの活動報告（新型コロナウイルス感染症に関する救急件数等） ⑤緊急事態宣言発出後の勤務に関する対応について ⑥職員の医療機関への受診等について ⑦（職員向け）府民への要請内容に準じた取り扱いについて ⑧防災行政無線による市民への注意喚起放送について ●その他
1月13日	第41回 対策本部会議	●報告 ①緊急事態宣言の発出について ②緊急事態宣言発出に伴う対応について ・市関連施設等に関する運営について ・市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて ・職員のテレワーク等による体制について ・緊急事態宣言発出に伴う広報について ③ワクチン接種事業について ●その他
令和3年1月14日		緊急事態宣言の対象地域を拡大 （大阪府を含む7府県追加、14日から2月7日迄。全11都道府県）
令和3年2月8日		緊急事態宣言の対象地域を変更、宣言期間の延長 （栃木県を解除、全10都府県について3月7日迄延長。）
2月3日	第42回 対策本部会議	●報告 ①緊急事態宣言の延長について ●協議 ①緊急事態宣言延長に伴う対応について ・市関連施設等に関する運営について ・市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて ・府民への要請内容に準じた取り扱いについて ・緊急事態宣言延長に伴う広報について ②地方創生臨時交付金の活用事業について ③高齢者・障害者施設の従業員に対するPCR検査事業について ④在宅療養者に対する健康観察事業について ⑤新型コロナウイルス感染症対応業務に係る管理職員への手当の支給について ●その他 ①ワクチン接種事業の進捗状況について ②その他
2月25日	第43回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況と見込まれる緊急事態宣言の解除について ●協議 ①緊急事態宣言解除が実施された場合の対応について ・市関連施設等に関する運営について ・市主催・共催のイベントに対する取り扱いについて ・（職員向け）府民への要請内容に準じた取り扱いについて ・緊急事態宣言解除に伴う広報について ②市立保育所、市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校における行事・取組について ③新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（3次分）を活用した感染対策用品の配備について

月 日	対策会議	協議等の内容
		●その他 ①新型コロナウイルスワクチン接種における現状について ②【情報提供】政府が示す4月以降の当面の相談・外来診療体制について ③その他
令和3年3月1日		緊急事態宣言の対象を変更（大阪府・兵庫県・京都府を含む6府県を3月1日より解除、関東1都3県は3月7日迄）
令和3年3月8日		緊急事態宣言の期間の延長 （関東1都3県について3月21日迄延長）
3月19日	第44回 対策本部会議	●報告 ①市立保育所、市立幼稚園および市立小中学校の令和3年度入所園式、入学式について ②高齢者施設等におけるPCR検査の拡充について ③花見等における感染防止対策の実施について ④リバウンド防止の広報について ⑤枚方市コロナ対策店応援クーポン券事業について ⑥枚方市コロナ対策実施店舗応援コンサルティング事業について ⑦枚方市販路拡大支援事業について ⑧現在の感染状況について ●協議 ①新型コロナウイルスワクチン接種の実実施計画について ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について ③府民への要請内容に準じた取り扱いについて（職員向け） ④子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給について
令和3年3月21日		緊急事態の終了（3月21日付） 特措法上の対策本部は解散となるが、任意設置の対策本部として継続
3月29日	第45回 対策本部会議	●報告 ①府市における現在の状況およびまん延防止等重点措置の要請について ②高齢者施設等との意見交換・研修の実施状況について ③新型コロナワクチン接種の実施スケジュールと予約システムについて ●協議 ①リバウンド防止に対する広報について ②府民への要請内容に準じた取り扱いについて（職員向け）
4月2日	第46回 対策本部会議	●報告 ①府市における現在の状況およびまん延防止等重点措置の要請について ●協議 ①まん延防止等重点措置に伴う対応について ・ホームページ等による広報について ・防災行政無線による市民への注意喚起放送について ・事業者に対する周知について ・府民への要請内容に準じた取り扱いについて（職員向け） ②市関連施設におけるキャンセル料の取り扱いについて ③変異株対応について ●その他
令和3年4月5日		まん延防止等重点措置の実施（大阪府・兵庫県・宮城県） （実施期間：令和3年4月5日から5月5日迄）

月 日	対策会議	協議等の内容
4月8日	第47回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び大阪府の要請内容について ②聖火リレーについて ③新型コロナウイルス感染症にかかる枚方市立小中学校の対応について ④公共施設における対応について ⑤市民への広報について ・ホームページ等による広報について ・防災行政無線による市民への注意喚起放送について ⑥職員への通知について ●その他
4月15日	第48回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び大阪府の要請内容について ②新型コロナウイルス感染症にかかる業務への応援体制について ・新型コロナワクチン接種対策室のさらなる体制充実について ・保健所の疫学調査体制の整備について ●協議 ①レッドステージ2における学校園等の今後の活動について ・部活動等について ・学校開放について ・保育幼稚園の行事について ②市民への広報について ・防災行政無線による市民への注意喚起について ・ホームページ等による広報について ●その他
4月23日	第49回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言発出に伴う大阪府の要請内容について ②緊急事態宣言に伴う職員への通知について ●協議 ①市主催イベント等の取り扱いについて ②市所管施設の利用について ③学校園等の今後の活動について ④市民への広報について ・車両による広報について（消防団車両、塵芥収集車） ・ホームページ等による広報について ・防災行政無線による放送について ⑤新型コロナウイルス拡大防止サポート事業 ●その他 ・公立保育園における集団感染の状況報告 ・新型コロナワクチン接種について
令和3年4月25日		緊急事態宣言が発出、特措法に基づく対策本部へ移行 (東京都・大阪府・兵庫県・京都府：4月25日～5月11日迄)
5月7日	第50回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言延長に伴う大阪府の要請内容について ②自宅療養者に対する夜間・休日における症状増悪時の相談・往診の対応について ③新型コロナウイルスワクチン接種について ④緊急事態宣言の発出に伴う今後の学校園等の対応について

月 日	対策会議	協議等の内容
		⑤消防本部コロナ陽性者対応隊の運用について ●協議 ①市所管施設の利用について ②市主催イベント等の取り扱いについて ③学校園等における PCR 検査体制の見直しについて ④緊急事態宣言の延長に伴う市民への広報について ●その他
令和3年5月12日		緊急事態宣言の対象地域の拡大及び期間の延長（愛知県・福岡県を追加、5月12日～5月31日迄。東京都・大阪府・兵庫県・京都府について5月31日迄延長）
令和3年5月16日		緊急事態宣言の対象地域の拡大（北海道・岡山県・広島県を追加、5月16日～5月31日迄）
令和3年5月23日		緊急事態宣言の対象地域の拡大（沖縄県を追加5月23日～6月20日迄。合計10都道府県）
5月28日	第51回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言延長に伴う大阪府の要請内容について ②ワクチン接種の取組について ③緊急事態宣言の発出に伴う今後の学校園等の対応について ●協議 ①市所管施設の利用について ②市主催イベント等の取り扱いについて ③緊急事態宣言の延長に伴う市民への広報及び職員周知について ④業務継続計画（BCP）について ⑤緊急事態宣言の延長に伴う保育所、学校等の感染拡大防止策の充実について ●その他
令和3年6月1日		緊急事態宣言の期間の延長（6月20日迄）
6月18日	第52回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及びまん延防止等重点措置に伴う大阪府の要請内容について ②学校園等の今後の活動について ③新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について ④新型コロナウイルス感染症に係る追加対策について ⑤新型コロナウイルス接種の取り組みの現状について ●協議 ①市所管施設の利用について ②市主催イベント等の取り扱いについて ③市民への広報及び職員周知について ④業務継続計画（BCP）について ●その他
令和3年6月21日		緊急事態宣言の期間延長（沖縄県：6月21日～7月11日迄）、区域変更（大阪府・北海道・東京都・愛知県・京都府・兵庫県及び福岡県はまん延防止等重点措置に移行。6月21日～7月11日迄）緊急事態終了（岡山県・広島県）
7月8日	第53回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及びまん延防止等重点措置に伴う大阪府の要請内容について ②新型コロナウイルス接種の取り組みの現状について ③学校園等の活動について ●協議 ①市所管施設の利用及び市主催イベント等の取り扱いについて

月 日	対策会議	協議等の内容
		②市民への広報及び職員周知について ●その他
令和3年7月12日		まん延防止等重点措置の期間延長（大阪府・埼玉県・千葉県及び神奈川県：7月12日～8月22日迄）、区域変更（東京都は緊急事態宣言に移行。～8月22日迄） まん延防止等重点措置終了（北海道・愛知県・京都府・兵庫県及び福岡県）
7月30日	第54回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言発出に伴う大阪府の要請内容について ②緊急事態宣言発出に伴う今後の学校園等の対応について ●協議 ①市所管施設の利用について ②市主催イベント等の取り扱いについて ③市民への広報及び職員への周知について ●その他
令和3年8月2日		緊急事態宣言の期間延長（東京都。～8月31日迄）、区域変更（大阪府・埼玉県・千葉県及び神奈川県はまん延防止等重点措置から移行8月2日～8月31日迄）
8月19日	第55回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言延長に伴う大阪府の要請内容について ②今後の学校園等の対応について ③市所管施設の利用及び市主催イベント等の取り扱いについて ④新型コロナワクチン接種の取り組みについて ⑤市民への広報及び職員への周知について ●協議 ①業務継続計画（BCP）の適用について ●その他
令和3年8月20日		緊急事態宣言の期間延長（～9月12日迄）、区域変更（茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・京都府・兵庫県及び福岡県はまん延防止等重点措置から移行。～9月12日迄）
9月10日	第56回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び緊急事態宣言期間延長に伴う大阪府の要請内容について ②今後の学校園等の対応について ③市所管施設の利用及び市主催イベント等の取り扱いについて ④新型コロナワクチン接種の取り組みについて ⑤市民への広報及び職員への周知について ⑥業務継続計画（BCP）の適用について ●その他
令和3年9月13日		緊急事態宣言の期間延長（～9月30日迄）
9月29日	第57回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び大阪府の要請内容について ②今後の学校園等の対応について ③市所管施設の利用及び市主催イベント等の取り扱いについて ④市民への広報及び職員への周知について ⑤業務継続計画（BCP）の適用について ●協議 ①今後のワクチン接種の取り組みについて ●その他
令和3年9月30日		緊急事態宣言の終了（9月30日付）

月 日	対策会議	協議等の内容
		特措法上の対策本部は解散となるが、任意設置の対策本部として継続
10月21日	第58回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び大阪府の要請内容について ②市所管施設の利用及び市主催イベント等の取り扱いについて ③市民への広報及び職員への周知について ●その他
11月25日	第59回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況及び大阪府の要請内容について ②市民への広報及び職員への周知について ③今後のワクチン接種の取り組みについて ④新型コロナウイルス感染症対策における保健所の人員体制について ●その他
令和4年 1月21日	第60回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況について ②大阪府におけるまん延防止等重点措置の適用要請について ③保健所業務等の状況及び業務継続計画(BCP)の全部署への発動について ④市立小中学校及び保育所等における対応変更について ⑤今後のワクチン接種の取り組みについて ●協議 ①職員が感染した際の対応変更について ②市所管施設のキャンセル料の取り扱いについて ●その他
令和4年1月27日		まん延防止等重点措置の適用区域に大阪府ほか17道府県を追加。 34都道府県に(1月27日～2月20日迄)
2月18日	第61回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況について ②まん延防止等重点措置の期間延長に伴う大阪府の要請内容について ③業務継続計画(BCP)の期間延長及び保健所業務等の状況について ④市民への広報及び職員への周知について ⑤市立小中学校及び保育所等における対応の変更について ⑥今後のワクチン接種の取り組みについて ●その他
令和4年2月21日		まん延防止等重点措置の期間延長(～3月6日迄)。
3月4日	第62回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況について ②まん延防止等重点措置の期間延長に伴う大阪府の要請内容について ③市民への広報及び職員への周知について ④今後のワクチン接種の取り組みについて ●協議 ①業務継続計画(BCP)の期間延長及び保健所業務等の状況について ●その他
令和4年3月7日		まん延防止等重点措置の期間延長(～3月21日迄)
令和4年3月21日		まん延防止等重点措置の終了

月 日	対策会議	協議等の内容
4 月 22 日	第 63 回 対策本部会議	●報告 ①現在の感染状況について ②新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府の要請内容について ③学校園等における感染判明時の対応等について ④配食サービスの一部運用変更について ⑤市民への広報及び職員への周知について ⑥今後のワクチン接種の取り組みについて ●協議 ①保健所における今後の業務体制について ●その他
令和 5 年 4 月 24 日	第 64 回 対策本部会議	●報告 ①5 類移行後の変更内容について ②感謝状の贈呈について ③新型コロナワクチン接種について ●協議 ①各職場・職員における新型コロナ感染症対応について ②今後の市所管施設の運営について ③新型コロナ感染症対策に係る人員配置フェーズの廃止について ④療養証明書発行の終了について ⑤各支援策について ⑥市民への広報について ●その他
令和 5 年 5 月 8 日		新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に変更
令和 6 年 3 月 28 日		●報告 ①新型コロナウイルス対策本部の総括について ●協議案件 ②新型コロナウイルス対策本部の廃止について ●その他

※緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の日付については、措置適用日で整理

（８）班体制による取り組み

既述のとおり、今回の新型コロナウイルス感染症には、枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、市行動計画）を準用し、班体制を基礎として対策が進められた。各部における総括とも重複するところであるが、以下、各班の取り組みについて記載する。

① 総務班

総務班では、市対策本部会議等の準備・運営や会議資料の調整などを行った。市の対応は、原則として府の示す要請内容に連動することとなったが、府の要請内容が示されたのち、それを受けて市対策本部会議の開催まで、時間的に余裕のないケースも多くあり、市対策本部会議の資料作成に苦慮することもあった。また、会議の開催にあたっては、感染防止に配慮しながら実施する必要があったが、少人数で構成するコア会議とコロナ禍で導入が進んだオンライン会議を適宜組み合わせることにより、感染拡大防止を図りつつ本部会議の開催を行うことができた。

② 社会機能維持班

社会機能維持 1 班では、地域コミュニティに向けての注意喚起のほか、主には市の所管施設の使用や市主催イベントの開催、またそれぞれの自粛に係る調整を行った。コロナ禍における施設の運営方法や使用料の返還などの内容の調整は、複数課の職員で構成される班では、時間的にも空間的にも業務分担に困難が伴ったことにより、負担が一部の職員に偏るなどの課題も生じたが、日々変化する感染状況や市民福祉とのバランスに配慮し、府の要請内容に準拠しながら、本市の社会機能の維持に努めた。

社会機能維持 2 班では、経済対策など生活支援に係る調整を担当した。特に、本市で各種支援が実施されてきた対応初期の令和 2 年 4 月には、早期に本市支援策の情報を一覧として取りまとめ、庁内共有を図るとともに、市のホームページで情報発信を行った。多岐に渡る各種支援策の利用者目線での早期の一覧化は、その後の支援策周知の基盤となった。

③ 広報報道班

広報報道班では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、市のコロナ対策などの情報を市民へいち早く発信するとともに、未曾有の事態への市民の不安を払拭するため、令和 2 年 2 月 19 日から 32 回にわたり、コロナに負けない枚方を創るための感染防止策・経済対策の紹介や、コロナ禍で働くエッセンシャルワーカーの方々へ敬意と感謝を伝えるなど、市長からのメッセージ動画等を作成し、市の公式 YouTube で配信した。当初、聴覚障害者向けには動画にテロップを付けて配信していたが、手話を付けてほしいとの要望を受け、テロップ付き動画を配信したのち、数日後に、手話付き動画を配信するようになった。動

画については、概ね好評で、再生回数が8,000回を超えるものもあった。

課題としては、動画を作成し、配信するまで数日を要するため、感染者数など日々刻々と状況が変化する中での配信に苦慮したこと、また、市職員が撮影し、編集するため、その職員によって技量が違い、品質が均一とならず、クオリティが維持できなかったことなどが挙げられる。

④ 相談対応班

相談対応班では、新型コロナウイルス感染症による雇用調整などを受け、急激に収入が減少した市民などに対する相談窓口や、医療機関の受診調整等に係る専用相談窓口を開設した。その他、感染者及び濃厚接触者となった市民が、外出することなく療養及び健康観察に専念できるよう、食料品や日用品を無料で自宅に届けるサービスを実施した。このうち配食サービスでは、1社の委託業者で事業を開始したものの、感染者の増加とともに急増する需要への対応が課題となった。契約事務やその調整、配食内容に係る苦情対応などにおいて、班長の所属する課で対応をせざるを得ない等その負担は大きいものであったが、委託業者の増加や配食内容の充実など度々の変更や調整を行うなどして課題に対応し、市民の自宅療養を支えた。

⑤ 医療体制班・疫学調査班・予防接種班

当該項目については、3章での保健所における取り組みや新型コロナワクチン接種対策室の取り組みと大きく重複することから、ここでの記載は省略する。

共通課題

当初未知であった今回の新型コロナウイルス感染症について、班体制を基礎として対応を進める中、各班において共通する課題も見受けられた。

班で処理する業務において、時間的・空間的な制約からその事業立案や内容調整などを、班長又は班長の所属する課で処理しなければならなかったなどの実情があったほか、班に割り当てられている業務によっては、実際に班としては円滑に処理することが難しい内容もあった。

なお、専門性の観点から保健所への業務負担が大きくなり、BCPを発動するなどして軽減を図った一方で、事務応援元でも通常業務を遂行しながら人員を調整せねばならないことに加え、新たな支援を実施しなければならないなど、保健所以外の部署でも大きく負担が生じる状況があった。コロナ禍を含めて有事の際は、本市一丸となり業務にあたるが、その際の業務負担の平準化、人的資源の確保や効果的な再配分については、自然災害時も含めて今後も継続して検討していく必要がある。

2. 枚方市保健所の取り組みについて

当初から、市内医療機関を中心に地域医療連携を活用したコロナ対策を心がけ、市病院協会連絡会へ定例（月1回）で出席し感染状況や対策の進捗などを情報共有し、市医師会をはじめ3師会の協力を得るよう役員との交渉などに務めた。また、市広報誌や市ホームページ、SNS等を利用して市民への情報提供や感染対策の啓発に努めた。

● 第1波（令和2年1月29日～6月13日）

令和2年2月から感染症法上の指定感染症（二類感染症相当）として発生届の提出があった際の対応を開始し、3月3日に市内最初の感染者対応を行った。その対応は、感染者自身の病状把握と入院勧告、入院先への移送を保健所で行い、同居者や感染期間内に接触があった人達の把握を行い、濃厚接触者と特定し、その観察期間においてもPCR検査の確認や感染者に準じた自宅待機や行動制限を依頼する厳格なものであった。

また、入院中・宿泊療養中の患者の治療（療養）状況や感染症流行地域からの帰国者の健康状態についても毎日確認し、国等へ報告を行った。

1月29日に市民向け相談窓口（コールセンター）開設。2月4日に帰国者・接触者相談センター開設（4月19日迄の電話相談件数4,112件）。4月20日からは両コールセンター業務を外部委託とした（4月20日～5月27日の電話相談件数3,348件）。電話相談件数は最大1日249件であった。

● 第2波（令和2年6月14日～10月9日）

7月以降感染者が増加し、9月からは「地域外来・検査センター」を市内の病院を地区分担により5カ所に設置し、枚方市医師会との行政検査の集合契約により、市内約100か所の医療機関で保険適用による検査を開始した。

● 第3波（令和2年10月10日～令和3年2月28日）

高齢者施設でのクラスターが散発したことから、高齢者・障害者施設を対象とした感染対策の研修会、意見交換会の実施や、高齢者・障害者施設新規入所者への検査を開始した。

令和2年12月には大阪府に先駆けて、自宅療養者に向けた「配食・衛生用品支援サービス」と「パルスオキシメーターの貸与」を開始した。令和3年2月には市内訪問看護ステーションとの委託契約により、訪問看護師による自宅療養者等への健康観察事業を開始した。

● 第4波（令和3年3月1日～6月20日）

変異株（アルファ株）への急速な置き換わりにより感染が拡大し、発生届があった全ての人にその日のうちに連絡をすることが困難な状況となり、年齢や基礎疾患等の重症化リスクや集団感染へ影響する所属などを勘案して対応を行った。さらに、施設等での集団発生や自宅等の療養者の急増により、保健所各課の相互協力をはじめ医療職を含めた多くの部内・庁内応援を受けるとともに、会計年度任用職員の雇用や人材派遣会社からの医療職の増員、

市内看護系大学教員等に HER-SYS 入力やパルスオキシメーターの配付、積極的疫学調査、健康観察、療養支援などの業務への協力を依頼した。また、枚方市歯科医師会の有志に保健所で行う検査受理へのボランティア協力を得て、3月上旬からは枚方市薬剤師会の有志にも保健所で行う検査の検体搬送のボランティア協力を得た。

● 第5波（令和3年6月21日～12月16日）

変異株（デルタ株）への置き換わりに伴い発生届が急増し、積極的疫学調査のための連絡に数日を要する状況となったことから、発生届受理の翌日までに事務職員等による電話連絡（ファーストコンタクト）を実施し、感染者の不安の緩和に努め、感染者の体調等を把握したうえで、保健師等の医療職が療養方針決定等の対応を行った。自宅療養者の急増により、保健所内相互協力はもとより医療職に限らず多くの部内・庁内応援を今まで以上に受けるとともに、会計年度任用職員の雇用や人材派遣会社からの医療職の増員により、第4波以上に膨大となった前述の業務を保健所職員と応援職員合わせて約100人体制で対応にあたった。応援職員の増員に伴い、市民会館に臨時の執務スペースを確保すると共にし、市民会館の執務室と保健所との連絡調整の効率化を図るため、オンライン会議用端末を設置してタイムリーな相談支援を行えるようにした。

また、第5波の急激な感染拡大の経験を踏まえ、10月に第6波に向けた医師会・薬剤師会・訪問看護ステーション連絡会・保健所での意見交換会を開催した。

● 第6波（令和3年12月17日～令和4年6月24日）

令和3年12月から、変異株（オミクロン株）に対する国の水際対策に伴い、帰国者・再入国者等の健康観察や検査調整及び濃厚接触者の宿泊施設での待機の調整、感染者の遺伝子解析検査のための検体搬送を行い、入院治療を基本としたうえで、2回の陰性確認を実施していた。令和4年1月からは、感染者の増加に伴い、濃厚接触者の待機や感染者の療養方針は必要時入院及び陰性確認は不要と変更になったが、新規感染者数が最大で第5波の約5倍となったことから、発生届の受理後、感染者への連絡に数日を要する状況になり、重症化リスクのある感染者の把握や健康観察の対応に遅れが生じた。加えて、感染者の増加に伴い、通知や療養証明書の発行業務が膨大となり、保健所業務を逼迫した。感染者対応の迅速化を図るため、以前から運用している「Logo フォーム」の活用について市民からのオンライン入力を案内するとともに、「HER-SYS（厚生労働省新型コロナウイルス感染者情報管理システム）」と「Logo フォーム」の情報を一元的に閲覧、記録できる「カスタムアプリ」の運用も開始した。また、必要な情報の提供と市民の不安の緩和を目的に、療養等についての説明資料を全感染者に送付（速達で郵送）するとともに、保健所からの電話による連絡の対象を基本的に40歳以上に重点化（39歳以下であっても妊婦や重症化リスクの高い基礎疾患等を有する感染者を含む）した。一方、感染者の増加に伴い、濃厚接触者も激増していることから、国からの事務連絡に基づき、同居家族以外の濃厚接触者の特定は保健所ではなく、個人や事業者委ねることとなり、濃厚接触者の行政検査も有症状者を対象とした。

大阪府の協力のもと実施している、保健所での検体容器の配付・受け取り、検査機関への検査依頼は、検査可能医療機関が拡充してきたことから、濃厚接触者等有症状者の検査は主に医療機関を案内することとなった。併せて、高齢者、障害者施設において利用者のケア等を行う職員(希望者)を対象に2週間に1回程度のPCR検査を実施するとともに、施設の従業員や利用者において感染者が判明した場合は、必要に応じて適切に検査を実施した。積極的疫学調査については大阪府と足並みをそろえ、高齢者・障害者施設や医療機関等重症化リスクの高い感染者の対応に重点を置くなど、重点化を図った。

● 第7波(令和4年6月25日～9月26日)

令和4年5月30日から要医療者に迅速に対応することを目的に、積極的疫学調査は65歳以上の高齢者と64歳以下の基礎疾患等のある重症化リスクの高い感染者に重点を置くこととしたが、さらに感染者が激増したため、オミクロン株の特性(感染力が強く高齢者等は重症化リスクあり)を踏まえ、高リスク者へ迅速な対応を重視し、7月29日から発生届に基づく聞き取り調査の対象を75歳以上の高齢者と、74歳以下の基礎疾患等を有する重症化リスクの高い感染者とした。併せて療養者全員に療養資料を配送またはSMS(携帯電話へのショートメール)で案内するとともに、療養者からの相談には随時対応し、自宅療養者の体調悪化時の受診や入院調整等の救急対応に24時間体制をとって対応した。また、福祉施設でのクラスター対策の一環として、高齢者、障害者施設において利用者のケア等を行う職員のうち、希望者を対象に定期的なPCR検査を保健所で実施した。

6月から「事務処理センター」を設置し、HER-SYS代行入力、感染者へのSMS送信及び資料の送付、療養証明書の発行等を委託することで、保健所業務のスリム化、効率化を図った。

● 第8波(令和4年9月27日～令和5年5月8日)

令和4年9月26日から国の方針で感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を65歳、妊婦、入院患者、基礎疾患があり新型コロナ治療が必要な患者の4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくことが示された。全数届出の見直しに伴い、大阪府は発生届出対象以外の患者も安心して自宅療養するための環境整備として、届出対象外患者の情報を登録する「陽性者登録センター」を設置し、登録者への支援等につなげる「自宅待機SOS」の機能を合わせた「健康フォローアップセンター」を設置した。この国や府の方針に基づき、より重症化リスクの高い感染者への迅速な対応を重視し、発生届に基づく聞き取り調査の対象を75歳以上の高齢者や、医師が判定する重症度、基礎疾患の内容により重点化することで、重症化リスクの高い感染者の早期把握と重症化予防に努めた。また、高齢者、障害者施設等における利用者および職員の検査を受けやすい体制の継続や、希望者を対象に行う定期的なPCR検査を施設所管部署と連携して実施した。

5月9日以降、感染症法上5類となり、検査や医療機関への受診は自主的に行われることになり、個々の届出は必要なく、発生報告は季節性インフルエンザと同様の指定医療機関か

らの定点報告となった。それに伴い、新型コロナ感染症も他の感染症と同様に集団発生時の対応などの平常業務に徐々に移行していった。

3. 市立ひらかた病院の取り組みについて

日付	社会動向	当院の動き
令和元年 12 月	中国の湖北省・武漢で原因不明の肺炎患者確認	
令和 2 年 1 月 15 日		7 階東病棟の空調設備に関して調査、確認現在、中性能フィルターが設置、準 HEPA フィルターを設置
1 月 15 日	国内初の感染者確認	
1 月 23 日		7 階東病棟感染症病床エリアでシミュレーション訓練（8 床対応）
1 月 31 日		初の疑似症患者入院
2 月 5 日	ダイヤモンドプリンセス号横浜沖 14 日間船上隔離	帰国者・接触者センター設置
2 月 13 日	国内初の死者、感染経路不明相次ぐ	
2 月 19 日		面会制限開始
2 月 27 日	全国学校臨時休校	
2 月 28 日		7 階東病棟入院調整
3 月 3 日		初の陽性患者入院 7 階東病棟一般病床閉鎖
3 月 12 日	WHO がパンデミック認定	
3 月 16 日		電話診療を開始
3 月 19 日		一般病棟の 2 床を感染症病床化（感染症対応病床が 10 床に）
3 月 25 日	週末の外出自粛要請	
3 月 30 日	大阪府フォローアップセンターによる入院調整開始	Excel で症例情報記録開始
4 月 1 日	大阪府から受入病床の拡大要請	
4 月 3 日		対応する主治医チーム立ち上げ
4 月 6 日		大阪府から拡大要請に 20 床で回答
4 月 7 日	緊急事態宣言発出（5/6 迄）	実質的に 20 床の受入対応を開始
4 月 10 日		6 階西病棟を閉鎖 7 階東病棟に重症管理患者対応部屋（HCU）設置 正面玄関（風除室）での検温開始

日付	社会動向	当院の動き
4月13日		面会を禁止 発熱外来（Hブロック）運用開始
4月18日	国内感染者1万人	
4月24日		ゴールデンウィーク体制整備 物品管理委員設置、全職員マスクの着用 医療従事者へゴーグル配布 定期清掃とチェック表作成（10時、14時、20時は高頻度接触面をルビスタ清拭する。全部門、パソコン使用前はルビスタ消毒徹底） H-3・Aブロックの診察運用マニュアル作成
4月27日		富士レリオ、新型コロナウイルス感染症の抗原検査使用承認申請
4月30日		7階東病棟 物品 N95 マスク 4,000 枚・フェイスシールド 1,500 枚・帽子 7,000 枚・プラスチックエプロン 1,300 枚+2,000 枚・アイソレーションガウン 1,000 枚（段取り中、カンボジア）
5月4日	緊急事態宣言延長 5/31 迄	
5月21日	緊急事態宣言解除	外来診療を段階的に通常診療に戻していく
		院内 PCR 検査（外注）を開始
5月26日		出産後の面会制限（検査施行にて原則1名） 感染担当の医師の配置、週末の事務体制を強化（事務職休日出勤） 院内イベント中止 電話診療開始 職員に携帯アルコール配布
6月1日		6階西病棟を開棟
7月5日	大阪府から感染拡大フェーズ毎の病床運用計画及び重点医療機関・協力医療機関の指定にかかる意向確認調査	受入病床をフェーズ2（感染拡大期）～フェーズ3（更なる感染拡大期）は26床、フェーズ4（想定を超える感染拡大期）は30床で回答
		正面玄関前にサーマルカメラを設置し、サーモグラフィによる検温開始
7月10日	大阪府が病床確保計画を策定	

日付	社会動向	当院の動き
7月10日	フェーズ毎の病床数を設定	
7月20日		職員に感染防止対策の徹底を再周知
8月3日	大阪府が病床確保計画運用開始	大阪府の重点医療機関に指定
		26床の受入対応（フェーズ2）を開始
8月11日		フェーズ3に移行
9月1日		地域外来・検査センター運用開始
9月16日		フェーズ2に移行
10月9日	大阪府からフェーズ4における病床確保（軽症中等症）の検討依頼	フェーズ1に移行
10月14日	大阪府が病床確保計画改定	
	確保病床数を拡大	
10月26日		依頼に対してフェーズ4において42床まで確保することを回答
10月30日		フェーズ2に移行
		大阪府の診療・検査医療機関に指定
11月9日		フェーズ3に移行
11月19日		フェーズ4に移行
		術前PCR検査を開始
11月26日	大阪府から感染拡大に伴う取り組み（円滑な転退院等）について緊急要請	発熱外来の陽性率確認開始
11月27日	大阪府から年末年始の診療・検査体制の確保要請	
12月1日	大阪府がフェーズの設定病床数を増床	
12月2日	大阪府から軽中等症受入医療機関に重症化した患者2名程度の入院継続について緊急要請（12/20迄）	
12月2日		フェーズ4ステージ2、受入病床を42床に変更・4階西病棟を閉鎖
12月23日		SARS-CoV2-POC 遺伝子検査（ID NOW）設置と運用
令和3年1月8日		入院前PCR検査を開始
1月14日	緊急事態宣言発出	
	大阪府から入院医療体制の確保について緊急要請	

日付	社会動向	当院の動き
1月27日	大阪府から軽中等症受入医療機関に重症化した患者2名程度の入院継続について緊急要請（2/7迄）	
2月14日	厚生労働省がワクチン（ファイザー）を特例承認	
3月1日	緊急事態宣言解除	フェーズ3に移行
3月9日		職員へのワクチン接種を開始
3月10日	大阪府が病床確保計画を改定	発症後10日を退院基準に設定 病床逼迫時の対応を整理
3月31日		フェーズ4ステージ2に移行
4月5日	大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に指定	
	大阪府からフェーズ4ステージ2の運用開始について及び軽中等症受入医療機関に重症化した患者2名程度の入院継続について緊急要請（5/5迄）	
4月7日	大阪府が医療非常事態宣言を発出	受入病床を42床に変更
4月12日	大阪府から一般医療を制限の上での受け入れについて緊急要請	
4月22日	大阪府から大型連休における受入体制の確保について緊急要請	
4月25日	緊急事態宣言発出	
5月18日	総務省からワクチン接種体制の強化に向けた協力要請	
5月21日	厚生労働省がワクチン（アストラゼネカ、モデルナ）を特例承認	
6月9日	大阪府の病床確保計画を改定	
	中等症・重症一体型病院を新設	
	災害級非常事態に備えた病床確保	
6月15日	大阪府から上記に対応した医療提供体制整備について協力依頼	左記依頼については、中等症・重症一体型病院②とし、自院で重症化した患者を受け入れる医療機関とした
6月18日	緊急事態宣言解除	重症病床がフェーズ3に、軽症中等症病床はフェーズ2に移行
6月21日	「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」の指定	

日付	社会動向	当院の動き
	大阪府が転退院サポートセンターの運用開始	
6月28日		受入病床を26床に変更
7月8日	後遺症受診可能医療機関	療養終了後に後遺症の症状がある患者に対して診療を行う
7月9日	中等症・重症一体型病院②	開始
7月12日	大阪府から7月4連休における受入体制の確保について協力依頼	左記依頼に対し、通常の土日と同様の体制を確保(7/19)
7月19日	厚生労働省が治療薬（ロナプリーブ）を特例承認	7階東病棟タブレット面会開始
7月21日	大阪府が病床確保計画改定確保病床数を拡大	
7月28日	大阪府からお盆期間における診療・検査体制の確保について協力依頼	フェーズ4に移行
7月30日		左記依頼に対し、通常の平日、土日と同様の体制を確保 受入病床を42床に変更
8月2日	緊急事態宣言発出	
8月11日	大阪府から自宅療養者に外来診療を実施する医療機関の意向調査	左記調査に対し、全日・全時間帯で2人までを診療する旨を回答
8月18日		重症病床がフェーズ4（非常事態）に移行
		職員に感染防止対策の徹底を再周知
8月19日	大阪府から外来診療病院の登録依頼	左記依頼に対し、これまで同様に診療することから登録
8月23日	総務省、厚生労働省から新生児の死亡事例を踏まえ体制確保について通知発出	
8月26日	大阪府から小児入院医療体制の確保について要請	左記要請に対し、これまで同様の体制確保を維持
9月7日	大阪府から入院医療体制の確保について緊急要請（中等症・重症一体型病院②における新規重症患者の受入及び重症病床のフェーズ4への移行と確実な病床運用）	
10月5日	抗体治療バックアップ病院	地域外来等で中和抗体薬を投与した患者の緊急時に備えて、入院受入を行う等バックアップを開始した

日付	社会動向	当院の動き
令和4年6月30日	軽症・中等症受入医療機関	入院患者（軽症・中等症）受入医療機関 ※重症取り下げ
7月20日	大阪府小児地域医療センター	時間外でも小児患者の診療・受入を行う
7月23日～ 9月5日	緊急避難病床の確保（病床逼迫時に大阪府から要請があった場合、一定期間に限って特別に確保しなければならない）	本院は1床
7月8日～	高齢者リハビリ・ケア病床の確保	要介護患者の受入促進や入院期間の短縮化のため、感染症病棟に専門職を配置し、入院初期からのリハビリ対応の実施
7月23日～ 8月2日	自院患者コロナ陽性病床の確保	病院内の確保病床以外の病床において陽性患者が発生した場合に対応する病床を備え必要時に利用
10月1日～	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(空床補償)の要件の見直し	本院は要件を満たすことから変更なし
令和5年3月28日	国から、5月8日で感染症法上の分類を変更する新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針が示される	
3月28日	国から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について示される	
4月27日	大阪府による新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う入院患者の受入れ計画決定	感染症法上の分類が引き下げられたことを受け、平時：18床、感染拡大時：26床の2段階に変更 その他、5月8日以降の本院の取り扱いを決定

※その他詳細は、市立ひらかた病院による「新型コロナウイルス感染症への対応報告書」を参照

4. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る取り組みについて

新型コロナワクチン接種については、令和3年2月14日にファイザー社のワクチンが国において特例承認され、令和3年2月16日に厚生労働大臣から市町村に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことの指示がなされた。

本市における令和5年5月8日までの接種の概要は、次のとおり。

（１）初回接種（１・２回目接種）について

国において重症化リスクの大きさ等を踏まえ、接種順位（①医療従事者等（大阪府が主体で実施）、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者、④それ以外の方）が決められており、本市では、令和３年４月１５日から高齢者施設入所者、５月１７日から６５歳以上の一般高齢者を対象にファイザー製のワクチンによる接種を開始し、その後、本市独自の取り組みとして保育士・教員等及び妊婦への優先接種を実施し、９月８日には１２歳以上の全年齢の予約を開始した。

また、武田ノババックス製のワクチンによる接種を令和４年６月７日から開始した。

さらに、令和４年３月１１日から５歳～１１歳の小児接種（初回接種：１・２回目接種）を開始するとともに、満６カ月～４歳の乳幼児接種（初回接種・３回１セット）を令和４年１１月１１日から開始した。

○ 使用ワクチン：従来型ワクチン

・ファイザー製ワクチン：１２歳以上

・武田ノババックス製ワクチン：１２歳以上

※「武田ノババックス製ワクチン」については、令和４年６月７日から接種を開始しており、令和４年８月９日から１２歳以上に拡大。

※「モデルナ製ワクチン」については、令和４年２月５日から接種を開始しており、初回接種用として接種可能であるが、本市では基本的に追加接種（３回目）として使用。

○ 接種間隔：

・ファイザー製・・・１回目接種日から３週間経過後

・武田ノババックス製ワクチン・・・１回目接種日から３週間経過後

・モデルナ製ワクチン・・・１回目接種日から４週間経過後

○ 接種回数：２回

○ 接種会場：市内医療機関及び集団接種会場

<接種券発送日・予約開始日>

対象者	接種券発送日	予約開始日
高齢者（６５歳以上）	令和３年４月５日	令和３年５月７日
基礎疾患のある人、高齢者施設等従事者	令和３年６月２８日	令和３年７月５日
６０歳～６４歳		

対象者	接種券発送日	予約開始日
保育士・教員等（本市独自）	令和3年7月2日	令和3年7月20日
55歳～59歳		令和3年8月6日
50歳～54歳		令和3年8月12日
40歳～49歳、妊娠中の人（本市独自）		令和3年8月27日
16歳～39歳		令和3年9月8日
12歳～15歳	令和3年7月29日	令和3年9月8日
小児（5歳～11歳）	令和4年3月2日	令和4年3月9日（基礎疾患のある人） 3月10日（上記以外の人）
乳幼児（生後6か月～4歳）	令和4年11月7日	令和4年11月11日

※高齢者（65歳以上）の接種については、4月中はワクチンの供給量が非常に限られていたことから、本市においては、高齢者入所施設から順次接種を行うこととし、4月15日から該当施設において接種を開始。

※高齢者施設入所者以外の高齢者については、5月7日から予約受付を開始し、5月17日から接種を開始。

※対象者欄の年齢は、令和3年度中にその年齢に達する人を含む。

（2）追加接種（3回目接種）について：第1期追加接種

令和3年12月1日から2回目接種日から原則8カ月以上経過した18歳以上の人へのファイザー製ワクチンによる3回目接種を開始した。

その後、国の前倒しの方針を踏まえ、当初2回目接種日から8カ月経過後であった接種間隔を、令和4年2月から、65歳以上の高齢者の方は6カ月強過後、64歳以下の方についても7カ月経過後に前倒しするとともに、モデルナ製ワクチンによる3回目接種も開始した。

さらに、令和4年2月7日からはモデルナ製ワクチンを活用して、64歳以下の方の接種間隔を6カ月に前倒しして接種を進めてきたが、国からファイザー製ワクチンの今後の供給量等が示されたこと、また高齢者の予約がピークを終えて順調に接種が進んでいることから、3月15日からはファイザー製ワクチンについても接種間隔を6カ月に前倒しした。3回目の追加接種から初回接種（1・2回目）で接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー製またはモデルナ製のワクチンを接種する交互接種が可能となった。

また、国の方針に基づき、令和4年4月20日からは12歳～17歳の3回目接種を開始するとともに、令和4年5月31日からは接種間隔をさらに1カ月短縮し、2回目接種から「5カ月経過後」に短縮した。

（３）追加接種（４回目接種）について：第２期追加接種

令和４年５月３１日から、国の方針に基づき新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、３回目接種日から５カ月が経過した①60歳以上の方、②18歳以上59歳以下で基礎疾患のある人、または重症化リスクが高いと医師が認める人を対象に４回目接種を開始した。

また、「18歳以上の医療従事者や高齢者施設等の従事者」に対象が拡大されたことから、7月27日からそれらの方への接種を開始した。

（４）令和４年秋開始接種（３～５回目/令和４年９月２８日～令和５年５月７日）

令和４年９月２８日から、国の方針に基づき、感染の主流となっているオミクロン株に対する重症化予防効果、感染・発症予防効果が期待されるオミクロン株対応ワクチンの追加接種を、初回接種（１・２回目）を完了した12歳以上の全ての人を対象に開始した。

また、国の方針に基づき、10月25日からは接種間隔を２カ月短縮し、接種間隔を「前回（２～４回目）接種日から３カ月経過後」とした。

さらに、令和５年３月25日からは小児（５歳～11歳）のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を開始した。

（５）令和５年春開始接種（３～６回目/令和５年５月８日～９月１９日）

※令和５年５月８日時点

令和５年５月８日から、ワクチンの有効性の持続期間などを踏まえた国の方針に基づき、令和５年春開始接種を実施した。重症化予防効果、感染・発症予防効果が期待されるオミクロン株対応ワクチンの追加接種を開始した。

① 使用ワクチン：

- ・ファイザー社製オミクロン株対応ワクチン
- ・モデルナ社製オミクロン株対応ワクチン
- ・武田社製ワクチン（ノババックス）
- ・小児用ファイザー社製ワクチン（オミクロン株対応）

② 対象者

- i 65歳以上の高齢者
- ii 5歳以上64歳以下で基礎疾患のある人または重症化リスクが高いと医師が認める人
- iii 医療機関や高齢者施設、障害者施設などの従事者

③ 接種間隔：

前回接種日から３カ月経過後 ※ノババックスのみ、前回接種日から６カ月経過後に接種可能

④ 接種回数：1回（3～6回目）

⑤ 会場：個別医療機関

（6）武田（ノババックス）製ワクチンについて

※令和5年5月8日時点

米国ノババックス社の技術移管を受けて武田薬品工業により国内で生産される武田（ノババックス製）ワクチンが国に承認され、18歳以上の人への初回接種（1・2回目接種）と追加接種（3回目接種）に使用できるようになり、集団接種会場（市役所第3分館）の一部の日程で、令和4年5月31日から予約受付を開始し、6月7日から接種を開始した。

本ワクチンは、国内では4種類目のコロナワクチンで、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカとは異なる「組み換えタンパクワクチン」で、mRNA ワクチンに対するアレルギーのある方等への接種を想定している。（※接種は府内一部自治体でのみ実施）

また、武田（ノババックス）製ワクチンによる初回接種（1・2回目）の対象が「18歳以上」から「12歳以上」に変更されたことから、令和4年8月9日から12歳以上への初回接種を開始した。さらに、令和5年3月8日から、追加接種（3回目以降）の対象が「18歳以上」から「12歳以上」に変更された。

① 対象者：12歳以上の者

② 接種回数・接種間隔：

【1・2回目接種】3週間の間隔を空けて2回接種

【3～6回目接種】前回接種日から6カ月経過後に1回接種

（7）小児（5歳～11歳）接種について

※令和5年5月8日時点

令和4年3月11日から、国の方針に基づき、小児（5歳～11歳）への初回接種（1・2回目）を開始した。また、令和4年9月27日から、2回目接種日から5か月が経過した方を対象に追加接種（3回目）を開始した。

さらに、令和5年3月25日から小児（5歳～11歳）のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を開始するとともに、接種間隔が3カ月に短縮された。

① 使用ワクチン

初回接種【1・2回目】：小児用ファイザー社製ワクチン（従来型）

追加接種【3～5回目】：小児用ファイザー社製ワクチン（オミクロン株対応）

② 接種間隔：

2回目は1回目接種から3週間経過後、

3回目以降は前回接種日から少なくとも3カ月経過後

③ 接種回数：初回接種（2回）、追加接種（1～3回）

④ 会場：市内小児科医療機関

（8）乳幼児（生後6カ月～4歳）接種について

※令和5年5月8日時点

令和4年11月11日から、国の方針に基づき、乳幼児（生後6か月～4歳）への初回接種を開始した。乳幼児については、合計3回接種して初回接種が完了となる。

① 使用ワクチン：乳幼児用ファイザー製ワクチン

② 接種間隔：

2回目は1回目接種から3週間経過後、3回目は2回目接種から8週間経過後

③ 接種回数：初回接種（3回）

④ 接種会場：市内小児科医療機関

（9）訪問接種について

寝たきり状態などにあり移動が難しく、自宅外での新型コロナワクチンの接種が困難で、主治医による往診での接種もできない方を対象に、医師や看護師などで構成された接種チームを派遣する訪問接種を令和3年9月から開始した。

（10）予約方法について

① 一般受付医療機関：

- ・予約サイト：24時間受付
- ・予約・相談コールセンター：毎日午前9時から午後6時
- ・高齢者予約サポートコーナー：高齢者の予約が集中する期間

② 一般受付をしていない医療機関：直接予約（※対象は「かかりつけの人」のみ）

（11）接種会場について

※令和5年5月8日時点

① 個別接種医療機関：144カ所（一般受付あり43カ所・かかりつけ医101カ所）

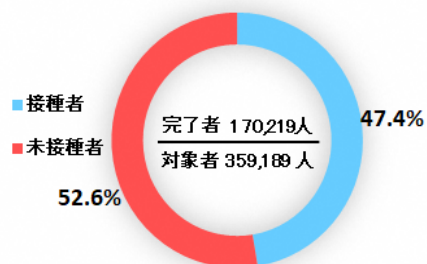
② 集団接種会場：集団接種は令和5年3月で完了

(12) 接種実績について【ワクチンメーター】

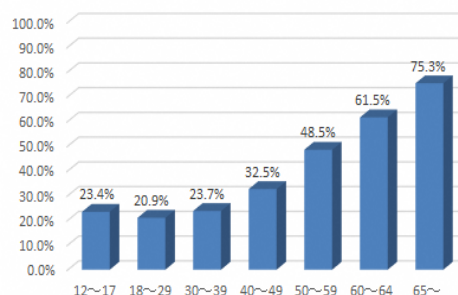
※令和5年5月8日時点

<令和4年秋開始接種>

オミクロン接種完了

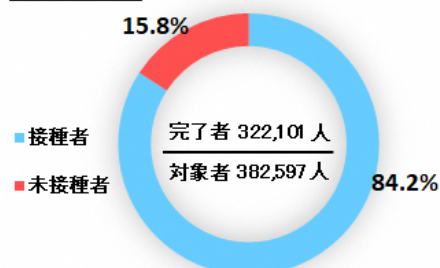


オミクロン株対応ワクチン年代別接種率

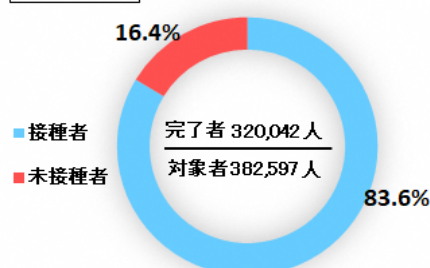


<接種回数別の接種状況>

1回目完了



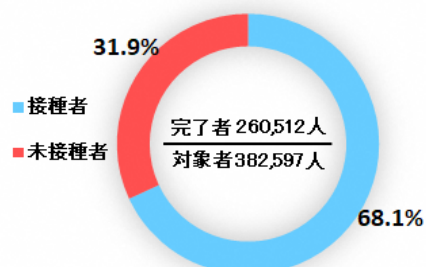
2回目完了



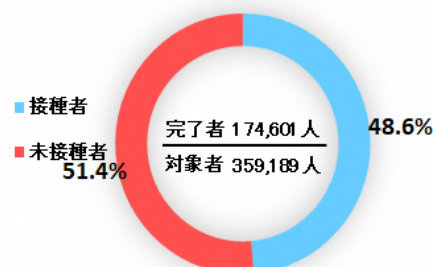
65歳以上の高齢者への接種率
完了者 111,264人
対象者 114,081人 = 97.5%

65歳以上の高齢者への接種率
完了者 110,775人
対象者 114,081人 = 97.1%

3回目完了

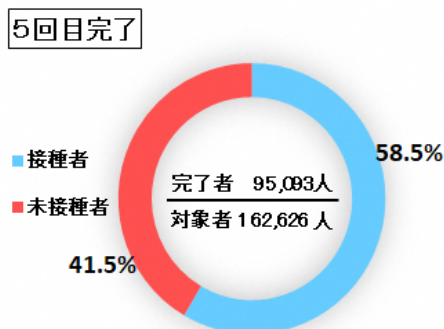


4回目完了



3回目接種完了者数のうち
オミクロン株対応ワクチンの接種者数
10,783人

4回目接種完了者数のうち
オミクロン株対応ワクチンの接種者数
64,349人



※接種対象者は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳に基づいた人口。

※接種者は、国のワクチン接種記録システム（VRS）に記録された枚方市民で、国・府の大規模接種会場や職域接種の接種者も含む。

※1～3回目の接種対象者は満5歳以上の人口、オミクロン株対応ワクチン及び4回目の接種対象者は満12歳以上の人口。

※5回目の接種対象者は、満60歳以上の人口と初回接種時に優先接種を受けた医療従事者等と基礎疾患等の申請者数の合算。

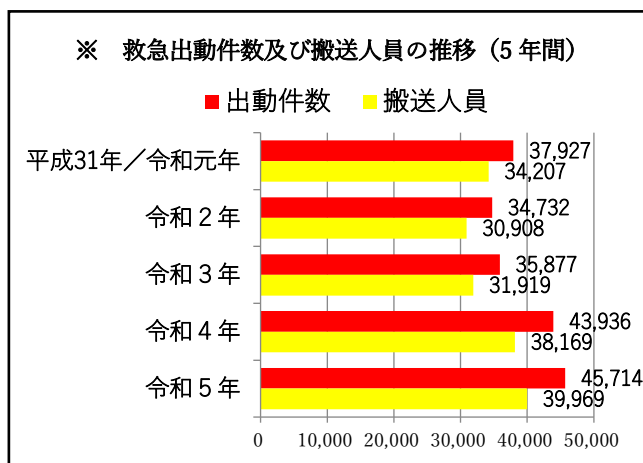
5. 枚方寝屋川消防組合の取り組みについて

本消防組合における新型コロナウイルスへの対応を協議する組織体として、枚方寝屋川消防組合新型コロナウイルス対策本部規程（平成21年訓令第6号）を準用し、新型コロナウイルス対策本部会議（以下、本部会議）を設置、その他、本部会議の下に新型コロナウイルスに関する各種課題について調査・研究・対応する組織体（タスクフォース）を設置するなどの体制を構築した。

救急出動件数は、社会・経済活動が大幅に制限された令和2年に一旦減少したものの、令和3年には増加に転じ、令和4年にはその時点で過去最高の4万件を超過した。

新型コロナ関連の搬送件数も増加し、自宅や施設で療養されている方の搬送先病院の決定に時間を要する事案も多発した。こうした状況を踏

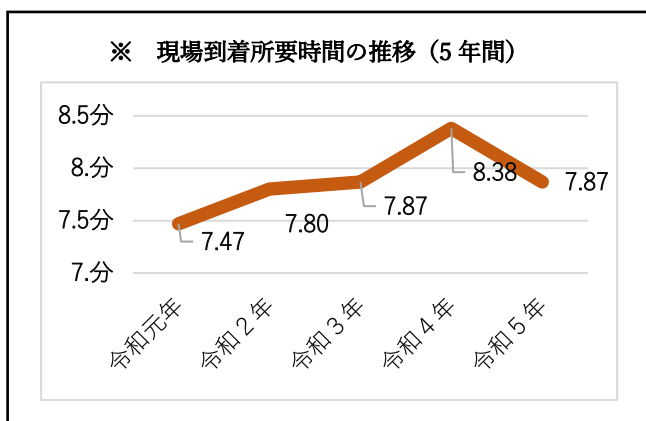
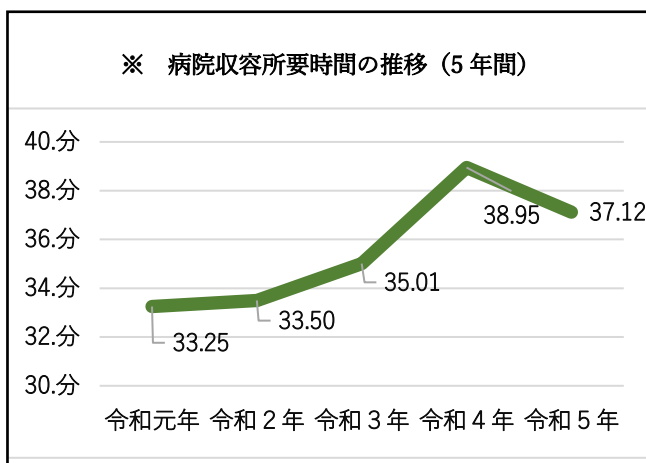
まえ、現場滞在時間が1時間を経過した場合に、消防本部に勤務する救急救命士と救急隊経験者で編成する「コロナ陽性者対応隊」を出動させ、搬送先病院が決定するまでの間、酸素投与などの措置を行う体制を構築した。



また、第6波においては、管内の救急車が同時時間帯に全車出動するといった事態も発生したことから、消防本部の毎日勤務職員による「本部救急小隊」を編成、救急隊を増隊して対応した。

消防・救急業務については、本消防組合における業務継続計画に準じて対応を行ってきたが、日々変化する感染状況や新たな変異株等への対応など、従来の計画では対応できない部分もあったことから、別途、大阪府の感染状況を示す指標である「大阪モデル」に連動した本消防組合独自の「新型コロナウイルス感染症対応フェーズ」を作成。各フェーズに応じて、感染防止対策、業務及び訓練の制限、時差出勤や在宅勤務などの対応を行うなどして業務維持に努めた。

その他、感染リスク回避のため、大規模訓練を中止したほか、消防庁舎でのパーティション設置などの感染対策の徹底や消防車両を活用した啓発活動などを実施した。



6. その他

（1）相談窓口の設置

令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症についての相談に対応するため、日常生活での感染予防方法や健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談を受けつける専用相談窓口（コールセンター）を設置した。

その後、市民や医療機関からの相談を受け、感染の疑いがあると判断した場合に専門の「帰国者接触者外来」を紹介する帰国者接触者相談センターを2月4日より設置、相談件数に合わせて増設を行い、夜間・休日の対応も行った。

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
新型コロナウイルス 電話相談窓口（専用 電話）	感染予防、体調や医療機 関受診のタイミング等に関 する一般的な相談の方	日常生活での感染予防方法や、健 康及び体調・医療機関受診のタイ ミング等に関する一般的な相談	保健医療課 相談件数：18,817 件

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	新型コロナウイルス感染症を疑われる方	相談の結果、感染の疑いがある場合には専門の「帰国者・接触者外来」を紹介。	保健医療課 相談件数：61,185 件
生活支援コールセンター（令和 2 年度終了）	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方など	新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整等により急激に減収した人などの生活支援などの相談 開設時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（平日のみ）※令和 2 年 4 月 24 日～令和 2 年 6 月 12 日迄開設	健康福祉総合相談課 相談件数 電話：1,646 件 メール・FAX：70 件

（２）広報ひらかた等による啓発について

① 市ホームページ、広報ひらかた等による啓発活動

市ホームページについて、新型コロナウイルス関連の特設サイトを制作し、一元的に支援情報を周知した。また、休日を含めて毎日感染状況を更新し、市公式 LINE および X（旧ツイッター）で発信した。

広報ひらかたでは、令和 2 年 4 月号～令和 4 年 11 月号に新型コロナウイルス関連の特集記事を巻頭に掲載。令和 3 年 6 月に新型コロナワクチン接種に関する臨時号を発行した。

また、市 PR 大使や枚方ゆかりの著名人からの応援動画や市民によるリレーメッセージ動画を作成し、市公式 유튜브 へ掲載した。

② 防災行政無線、塵芥収集車などを使用した啓発活動

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和 2 年 4 月以降、緊急事態宣言の発出等に合わせて市域の各所に設置する防災行政無線により、不要不急の外出自粛などの感染拡大防止にむけた啓発放送を実施。その他にも、塵芥収集車両の活用、地域自治体等における予防啓発チラシの回覧やポスター掲示などを通して感染対策の普及啓発を行った。

（３）職員体制について

特別定額給付金支給のための臨時組織や、新型コロナウイルスワクチン接種のための臨時組織を設置し、円滑に業務を執行できるよう体制整備を図るとともに、保健所、市立ひらかた病院の業務体制のほか、新型コロナウイルス感染症関連業務体制の強化のため、庁内事務応援体制を構築した。

公共交通機関におけるラッシュ時の回避や人流を分散させる対応として、令和 2 年 2 月から時差勤務を拡充し、交代制勤務については、感染状況に応じ、同年 4 月から随時実施した。また、出勤抑制に資する在宅勤務（テレワーク）については、令和 3 年 1 月から実施した。

（４）市立小学校等における取り組み

① 臨時休業等

令和２年３月から５月にかけて、国の通知に基づくなどして、小中学校の一斉臨時休業や分散登校を実施した。留守家庭児童会室では、学校休業に伴う臨時の子どもたちの居場所づくりのため、開室時間を延長した。部活動や学校施設開放は中止した。学校・学年・学級単位の閉鎖は、その後も学校ごとの感染状況に応じて累次実施した。

なお、市立小中学校の休業などの対応については、公私立保育所（園）・幼稚園等との運営形態や保護者ニーズなどが著しく異なることから、公私立保育所（園）・幼稚園等と統一された対応を講じることが非常に困難な状況であった。

② 授業等

学校再開後、令和２年６月には短縮授業を行った。同時に、休業等によって減じた授業時数を確保するため、令和２年度の夏休みと冬休みは期間を短縮した。令和３年８月からは、オンライン授業や、オンライン型と登校型を組み合わせたハイブリッド型の授業を行った。従来児童生徒が行っていたトイレ清掃を委託するとともに、手洗い場の自動水栓化を進めた。

③ 行事

参観や校外学習、修学旅行を相次いで中止とした。感染により修学旅行を急遽キャンセルした場合のキャンセル料については公費負担とした。入学式、卒業式等の式典では、時間短縮や来場制限を実施した。保護者向けの各種説明会も中止や書面開催への切替を行った。

④ 給食

給食は、臨時休業等に合わせて提供を中止した。臨時休業や感染による出席停止等により提供されなかった給食分の給食費相当額を保護者等に返還できるようにするため、学校給食会に対して補助金を交付した。令和２年９月から１２月にかけては、非常時における保護者負担の軽減のため、給食の無償提供を行った。

⑤ 児童生徒の感染防止対策

令和２年７月以降、感染者が発生した学校の児童生徒を対象に、PCR検査や抗原検査キットの配布を実施した。また、パルスオキシメーター、非接触型体温計、アクリルパネル、サーキュレーター、空気清浄機、サーモグラフィーカメラ、二酸化炭素濃度測定器等の感染防止対策用品を購入し学校に配備するとともに、消毒液、マスク、エプロン等の消耗品を配給した。消毒、検温、黙食、換気、マスク着用等を内容とする新しい生活様式の児童生徒への定着を図った。

⑥ 教職員の感染防止対策

児童生徒と同様に PCR 検査や抗原検査キットの配布を実施するとともに、日常的に複数の子どもたちと接触する立場にあることを考慮して、ワクチンの優先接種を実施した。

(5) 保育所（園）、幼稚園等における取り組み

① 公私立保育所（園）・幼稚園等に対する対応

令和2年1月～

- ・ 国等の通知に従い適切に対応し、感染防止対策を強化
- ・ 保護者へ家庭保育の協力を依頼
- ・ 施設で感染者が確認された場合、当該施設を 14 日間休園

令和2年4月・5月

- ・ 引き続き保護者へ家庭保育の協力を依頼。
- ・ 4月20日～5月22日
原則休園（休園期間でも社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方等保育が必要となる方には保育を提供）
- ・ 5月23日～保護者へ家庭保育の協力を依頼

令和2年7月

- ・ 施設で感染者が確認された場合、当該施設を 3 日間休園
- ・ 施設で感染者が確認された場合、クラスターを未然に防止するため、職員・園児へ PCR 検査を実施

令和2年12月

- ・ 施設で感染者が確認された場合、必要な期間の休園

令和3年4月

- ・ 4月26日～6月20日：保護者へ家庭保育の協力依頼

令和3年7月

- ・ 保育士等へのワクチンの優先接種開始

令和3年9月

- ・ 施設で感染者が確認された場合、全職員を対象に行っていた PCR 検査を、接触が認められた職員は引き続き PCR 検査。その他の職員は、抗原検査に切り替え

令和4年4月

- ・ 施設で感染者が確認された場合、当該クラスを 3 日間クラス閉鎖
- ・ 施設で感染者が確認された場合、保健所の疫学調査から原則施設調査へ変更

令和4年7月

- ・施設で感染者が確認された場合、1週間で同一クラス等に3人目の感染が確認された場合、原則3日間のクラス閉鎖

令和4年10月

- ・施設で感染者が確認された場合、5日間の中で同一クラス等に3人目の感染が確認された場合、原則3日間のクラス閉鎖

令和5年4月

- ・施設で感染者が確認された場合でも原則開所、接触のあった職員に抗原検査のみを実施

② 各種事業に対する対応（令和元年度～令和4年度）

- ・「ふれあい体験・枚方版ブックスタート事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「幼児教育教室事業」「園庭開放」「ふれあいルーム事業」についても、国・府・市の感染拡大防止に係る対応に準じて事業中止等を判断した。
- ・公私立保育所（園）・幼稚園の休所などの対応については、市立小中学校等との運営形態や保護者ニーズなどが著しく異なることから、市立小中学校と統一された対応を講じることが非常に困難な状況であった。

（6）市関連施設、市主催・共催イベントに係る取り組み

令和2年2月、全国では多数の感染が報告され、さらに横浜港のクルーズ客船では400名以上の感染者が確認されていた。

こうした状況から、府は、18日時点で府内感染者は1名であったものの、国の専門家会議における意見などを踏まえ、急激な市中感染の拡大防止等を図るため、府主催のイベントや集会について、原則として中止又は延期することを決定した。

同日、市対策本部会議において、本市でも来場者の健康と安全に配慮するため、おおよそ100人以上が集まる市主催、共催イベントを当面中止とすることを決定、市長メッセージなどを通して周知した。また、3月2日には、多数の人が接触、接近するなど、感染リスクが高い屋内施設の利用について、新規予約の受付停止を決定し、それ以外の施設についても利用制限や自粛要請を行うとともに市民向けの専用相談窓口の案内や手洗い、咳エチケットなどの感染対策の徹底などを呼び掛けた。令和2年3月、府は、イベントの延期・中止、府有施設の休館等の措置について継続することを市町村に通知。本市も、原則府の考え方に基づいて4月30日までの延長を決定した。

その後感染は拡大し、国民生活等に甚大な影響を及ぼす恐れが高まっているとして、国は4月7日に緊急事態宣言を発出。府は緊急事態措置として、生活の維持に必要なイベントを除き、場所や規模に関わらず開催の自粛を要請したほか、社会福祉施設等の社会生活の維持

に必要な施設を除く、遊興施設・劇場等・集会・展示施設・運動・遊技施設・文教施設などについて基本的に休止とする要請を行った。

令和2年5月21日付で大阪府への緊急事態措置が解除されたことで、市主催共催のイベントについては原則中止又は延期としながら、感染予防のガイドライン等に基づき適切な対策を実施したうえで、縮小開催等を検討することとし、また、市関連施設についても、府の判断基準を踏まえ、必要に応じて感染対策に係る基準を定めた上で、市民の文化的・社会的活動を継続する観点から、段階的に施設利用を再開することとした。

その後も、府の示す基準や要請をもとに、市主催共催イベントや市関連施設の取り扱いを決定し、感染拡大の防止に努めた。

(7) 寄附

① 枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金

i 基金の創設

新型コロナウイルスの感染症対策への対応を支援する資金に充てるため、令和2年5月15日に、寄附金を財源とする「枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金」を創設した。

ii 寄附申出金額・件数（令和6年2月21日現在）

87,017,017 円 / 2,411 件

iii 寄附の活用先について

- ・ 市民の経済支援、感染防止対策
- ・ 事業者の事業継続、雇用維持対策
- ・ 学校、保育園等の環境整備、感染防止対策
- ・ 高齢者への福祉支援
- ・ 文化芸術、スポーツ活動への支援
- ・ 新型コロナ感染症対策全般

iv 寄附の申込方法

- ・ ふるさと納税ポータルサイト（さとふる/ふるさとチョイス/楽天ふるさと納税/ふるなび）から申込（クレジット決済/Pay-easy 決済/コンビニ決済等）
- ・ 寄附申込書を健康福祉政策課に郵送等で提出（銀行の窓口にて納付書で納入）

v 返礼品について

令和2年7月17日より、ふるさと納税制度に基づく返礼品の提供を開始。

vi 周知方法

- ・ 広報ひらかた令和2年6月号～令和3年5月号

- ・ 枚方市公式ホームページ
- ・ チラシ設置（枚方信用金庫、本市の主な施設等）
- ・ PR 大使によるメッセージ動画
- ・ うちわ（サマージャンボ宝くじ）令和2年7月実施

vii 基金の廃止について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられ、新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業の縮小及び終了を踏まえ、令和6年4月1日に枚方市新型コロナウイルス感染症対策応援基金の廃止予定。

なお、令和4年度までの基金の活用状況については、市ホームページで詳細を掲載しており、今後、令和5年度の基金の活用状況についても、確定次第市民への情報発信を予定している。

② マスク等の寄附について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、マスクや医療従事者の着用する防護服等などに不足が生じた。

このような状況から、コロナ禍では上述の寄附金以外にも多くの企業や市民等からマスク（約59万枚）や、防護服、レインコート（約1万7千組）、消毒液などの感染対策用品や食料品の寄附を頂き、本市の感染対策に尽力いただいた。

これらは医療機関や福祉施設、保育所、小学校等などで活用させていただいた。

第4章 市民等への各種支援

1. 市民に対する主な支援

(1) 給付金・助成金等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
枚方市新型コロナウイルス感染症死亡弔慰金（令和5年度終了）	新型コロナウイルス感染症により死亡した市民（死亡当時本市の区域に住所を有していた者に限る）の遺族	新型コロナウイルス感染症により死亡した市民一人につき10万円をその遺族に対して支給。 遺族の範囲：死亡者の死亡当時における配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。	危機管理政策課 令和2年度 申請件数：26件 支給額：2,600,000円 令和3年度 申請件数：112件 支給額：11,200,000円 令和4年度 申請件数：168件 支給額：16,800,000円 令和5年度 申請件数：8件 支給額：800,000円
国民健康保険被保険者への傷病手当金（令和5年度終了）	会社等に雇われている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険室（国民健康保険課） 申請件数：252件 支給：9,068,788円 内訳） 令和2年度 申請件数12件 支給額：894,214円 令和3年度 申請件数：53件 支給額：2,892,919円 令和4年度 申請件数：187件 支給額：5,281,655円
後期高齢者医療被保険者への傷病手当金（令和5年度終了）	会社等に雇われている後期高齢者医療被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険室（後期高齢者医療課） 令和3年度 申請件数：2件 支給額：149,478円 令和4年度 申請件数：13件 支給額：440,593円
ひとり親等のための休業手当金（令和2年度終了）	休業等により所得が減少したひとり親	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等	年金児童手当課 令和2年度 支給件数：37件 支給額：3,271,642円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		の所得支援として1日あたり上限4,600円を支給。	医療助成課 令和2年度 支給なし
令和3年度ひとり親等のための休業手当金(令和3年度終了)	休業等により所得が減少したひとり親	子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得の支援策として支給。対象は①～④のすべての要件に該当する世帯。 ①有給休暇の取得ができない。 ②国の休業補償の適用がない。 ③枚方市において児童扶養手当を受給している。 ④生活保護を受給していない。 1日あたりの上限額は、令和3年9月30日迄4,600円。令和3年10月1日以降4,800円。	年金児童手当課 令和3年度 支給件数：7件 支給額：154,508円 医療助成課 令和3年度 支給なし
令和4年度ひとり親等のための休業手当金(令和4年度終了)	休業等により所得が減少したひとり親	子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得の支援策として支給。対象は①～④のすべての要件に該当する世帯。 ①有給休暇の取得ができない。 ②国の休業補償の適用がない。 ③枚方市において児童扶養手当を受給している。 ④生活保護を受給していない。 1日あたりの上限額は、令和4年10月より4,912円。	年金児童手当課 令和4年度 支給件数：12件 支給額：247,112円 繰越含む 医療助成課 令和4年度 支給なし
子育て世帯への臨時特別給付金(令和2年度終了)	令和2年4月分の児童手当の受給者	新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、令和2年4月分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人につき1万円を支給。	年金児童手当課 令和2年度 支給件数：29,254件 支給額：488,150,000円 (内公務員) 2,467件、42,970,000円
ひとり親等世帯への特別給付金(市)(令和2年度終了)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者(生活保護世帯を除く)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者の世帯に属する18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付。ただし、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもは1人あたり10万円を給付。申請不要。	年金児童手当課 令和2年度 支給件数：2,764件、4,147人 (内高校生1,095人) 支給額：262,100,000円 医療助成課 令和2年度 支給数：175件、254人 (内高校生91人) 支給金額：17,250,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金(国)(令和2年度終了)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影	1. 基本給付 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方。 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月1日時点で枚方市ひ	年金児童手当課 令和2年度 1. 基本給付 ①3,183件、4,854人、 209,260,000円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	とり親家庭医療証をお持ちの方で、令和2年6月分の児童扶養手当が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方（※）。※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方。給付額1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。 2. 追加給付 基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方給付額1世帯5万円。	②27件、44人、1,860,000円 ③143件、251人、10,390,000円 2. 追加給付 ①985件、1,479人、49,250,000円 ②4件、6人、200,000円 医療助成課 令和2年度 1. 基本給付 ②154件、223人、9,770,000円 ③8件、15人、610,000円 2. 追加給付 ①55件、55人、2,750,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）（国）（令和2年度終了）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	対象者はひとり親世帯臨時特別給付金（国）1.を参照。 ※1. ③については令和2年12月11日時点では基本給付（国の2次補正分）の申請を行ってなくても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。	年金児童手当課 令和2年度 1. 基本給付 ①3,183件、4,854人、209,260,000円 ②27件、44人、1,860,000円 ③143件、251人、10,390,000円 医療助成課 令和2年度 1. 基本給付 ②154件、223人、9,770,000円 ③8件、15人、610,000円
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国）（令和3年度終了）	（ひとり親世帯分）児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給し	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。 1. ひとり親世帯 ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給された方（積極支給）。 ②公的年金等を受給していることで令和3年4月分の児童扶養	年金児童手当課 令和3年度 1. ひとり親世帯 ①3,082件、4,726、236,300,000円 ③55件、88人、4,400,000円 2. ひとり親世帯以外 ①2,039件、3,846人、192,300,000円 ②322件、564人、

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	ている方と同じ水準となっている方（ひとり親世帯以外分）児童手当、特別児童扶養手当の受給者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者等	手当を受給していない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当）（要申請）。 ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（家計急変）。 児童1人あたり5万円を支給。 2. ひとり親世帯以外。 ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給された方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方。 ②①の他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方。 児童1人あたり5万円を支給。	28,200,000 円 医療助成課 令和3年度 1. ひとり親世帯 ②133 件、193 人、 9,650,000 円
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国）（令和4年度終了）	児童手当の受給者、令和3年9月30日を基準日として平成15年4月2日～18年4月1日生まれの子どもを養育している者、令和4年3月31日迄に生まれた児童手当の受給者、基準日以降の離婚等により現養育者が上記給付金を受け取ることができない方	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給。児童1人あたり10万円を支給。 ①令和3年9月分の児童手当を受給された方（特例給付を除く）（積極支給）。 ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで未婚の児童を養育する方（要申請者）。 ③令和4年3月31日迄に生まれた児童を養育する方で、出生後最初の児童手当を受給された方（支援給付金） 基準日以降の離婚等により現養育者が上記給付金を受け取ることができない場合等において	年金児童手当課 令和3年度 ①③25,020 件、45,197 人、 4,519,700,000 円 ②7,387 件、10,038 人、 1,003,800,000 円 令和4年度 ①③275 件、295 人、 29,500,000 円 ②552 件、748 人、 74,800,000 円 （支援給付金） 33 件、53 人、5,300,000 円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		支援給付金を支給。児童1人あたり10万円を支給。	
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（市独自施策分）（市）（令和4年度終了）	①令和3年9月分の児童手当が特例給付の者 ②平成15年4月2日～18年4月1日生まれの児童の養育者で児童手当が特例給付の者 ③所属庁より児童手当が特例給付となっている者 ④令和3年9月1日～令和4年3月31日迄に生まれた新生児の養育者で、児童手当が特例給付となっている者	国施策の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象外とされる所得制限限度額以上の方。児童1人あたり10万円を支給。 （支援給付金） 所得制限限度額以上のため、国施策の支援給付金を受け取ることができない方。児童1人あたり10万円を支給。	年金児童手当課 令和3年度 ①2,834件、5,156人、515,600,000円 ②1,238件、1,527人、152,700,000円 （支援給付金） 支給なし
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（国）（令和4年度終了）	令和4年4月分の児童扶養手当の受給者、公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、給付金の支給が令和4年4月28日に閣議決定。 ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方（積極支給）。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方（要申請者）。 ③公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和4年4月分の児童扶養手当が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方（要申請者）。 ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 給付額は児童1人につき5万円。 ①は申請不要。②③の申請は令和	年金児童手当課 令和4年度 ①2,951件、4,532人、226,750,000円 ②30件、52人、2,600,000円 医療助成課 令和4年度 ①123件、179人、8,950,000円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		5年2月28日迄。	
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）（国）（令和4年度終了）	児童手当、特別児童扶養手当の受給者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者等	真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、給付金の支給が令和4年4月28日に閣議決定。 ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（積極支給）。 ②①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって以下のいずれかに該当する者（要申請）。 ※令和4年4月以降令和5年2月迄の新生児も対象。 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）。 給付額は児童1人につき5万円。 ①は申請不要。申告により非課税となった世帯は情報捕捉後支給。 ②の申請は令和5年2月28日迄。	年金児童手当課 令和4年度 ①2,056件、3,887人、194,350,000円 ②296件、568人、28,400,000円
デリバリー支援事業（令和2年度終了）	出前館、LINEデリマを利用し、市内店舗から市内へ配達を依頼した方	出前館、LINEデリマを利用し市内店舗から市内へ配達を依頼した場合に、1,000円以上の購入で、LINEポイント500ポイントを付与。（期間中1日1回何度でも可） 期間：令和2年6月1日～令和2年7月31日。	商工振興課 令和2年度 ポイント付与数：12,870件
住居確保給付金（令和4年度終了）	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方	離職等により経済的に困窮している方で、収入、資産等の要件に該当する場合に、3カ月の家賃相当額を枚方市から家主に支給。収入要件（月額）：単身122,000円以下、2人世帯176,000円以下。支給額（家賃月額共益費・管理費は対象外）：単身38,000円、2人世帯46,000円。	健康福祉総合相談課 令和2年度 申請件数：274件 支給額：55,519,800円 令和3年度 申請件数：164件 支給額：32,554,500円 令和4年度 申請件数：101件 支給額：20,566,900円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和4年度終了）	緊急小口資金の特例貸付を利用できない世帯（a.総合支援資金の再貸付を借り終わった又は令和4年12月迄に借り終わる、b.総合支援資金の再貸付が不承認となった、c.総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった、d.緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった又は令和4年12月迄に借り終わる、のいずれかに該当）	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するもの。自立支援金は一月ごとに支給。単身世帯6万円/2人世帯8万円/3人以上世帯10万円。	健康福祉総合相談課 令和3年度 件数：693件 支給額：137,160,000円 令和4年度 件数：229件 支給額：68,980,000円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）（令和4年度終了）	生活困窮者自立支援金（初回）を利用した世帯（自立支援金（初回）を3カ月分受給していること、または申請時点が自立支援金（初回）の支給期間の最終月であること、のいずれかに該当）	生活困窮者自立支援金（初回）を利用した世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、再支給するもの。自立支援金は一月ごとに支給。単身世帯6万円/2人世帯8万円/3人以上世帯10万円。	健康福祉総合相談課 令和3年度 件数：360件 支給額：57,080,000円 令和4年度 件数：205件 支給額：70,540,000円
非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年度終了）	①、②のいずれかに該当する世帯。 ただし、住民税が課税されている者の被扶養者である世帯を除く。 ①世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯である世帯（生活保護世帯も含みます） ②令和4年1月以降の家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けることができるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付。	健康福祉総合相談課 令和4年度 件数：8,442件 給付額：844,200,000円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯であって、世帯全員のそれぞれの1年間の収入の市民税均等割が非課税となる水準に相当する額		
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和4年度終了）	令和4年9月30日において、枚方市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の①、②に該当する世帯主。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は除く。 ①令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯。 ②令和4年1月以降の家計急変世帯。	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり5万円を給付。	健康福祉総合相談課 令和4年度 件数：43,191件 給付額：2,159,550,000円
住民税均等割のみ課税世帯への給付金（令和4年度終了）	①、②のすべてに該当する世帯。 ①令和4年1月1日から本給付金申請日まで枚方市に住民登録のある世帯 ②令和4年度住民税が、均等割のみ課税者のみの世帯または、均等割のみ課税者と非課税者の世帯	世帯の中に均等割のみであるが、課税者であるものがあることで、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が対象外となる世帯に対し、1世帯5万円を給付。	健康福祉総合相談課 令和4年度 件数：4,456件 給付額：222,800,000円
住民税均等割のみ課税世帯への給付金（追加給付）（令和4年度終了）	①、②のすべてに該当する世帯。 ①令和4年9月30日において、令和4年度住民税が均等	世帯の中に均等割のみであるが、課税者であるものがあることで、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」が対象外となる世帯に対し、1世帯2.5万円を給	健康福祉総合相談課 令和4年度 件数：4,923件 給付額：123,075,000円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	割のみ課税者のみの世帯、または、均等割のみ課税者と非課税者の世帯。 ②令和4年1月1日から本給付金申請日まで枚方市に住民登録のある世帯。	付。	
令和2年度妊婦への特別給付金（令和2年度終了）	令和2年4月28日時点で妊娠中の方で令和2年6月1日迄に妊娠届出書を提出した方	枚方市において国の定額給付金の対象者で、令和2年4月28日時点で妊娠中の方（妊娠届出書が未提出の方は令和2年6月1日迄に届出が必要：郵送可）に5万円給付。	健康寿命推進室（母子保健課） 令和2年度 申請件数：1,688件 支給額：84,400,000円
令和3年度妊婦への臨時特別給付金（令和3年度終了）	令和4年1月1日時点で妊娠中または令和4年1月～3月31日に妊娠届出をした妊婦（申請日時点で枚方市民）	妊婦一人につき10万円を給付（1回限り）。申請期限：令和4年3月31日。	健康寿命推進室（母子保健課） 令和3年度 申請件数：2,050件 支給額：205,000,000円
特別定額給付金（令和2年度終了）	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳（枚方市）に登録されている者	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳（枚方市）に登録されている者に対して対象者1人につき10万円を給付。申請は郵送申請方式かオンライン申請方式。給付は原則として申請者本人名義の口座へ振込。申請は、令和2年9月15日迄。	健康福祉政策課 令和2年度 申請世帯数：181,123世帯 給付額：39,966,400,000円
子どもの学び・発達支援のための図書カード配付事業（令和2年度終了）	市内在住の0歳から2歳、及び幼稚園・保育所等に在籍しない3歳以上の未就学児	2,000円（QRコード用紙）の図書カードを簡易書留で発送（申請不要）。	子ども青少年政策課 令和2年度 対象者：8,700人 図書カード金額：17,400,000円
枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業（令和4年度終了）	令和4年10月31日時点で、枚方市の住民基本台帳に登録されている18歳以下の子ども及び令和4年11月1日から令和5年2月28日迄に出生し、本市に住民登録された子ども。	子ども1人につき、1万円分のギフトカードを配付。	子ども青少年政策課 令和4年度 配布人数：62,191人
就学援助制度（令和3年度終了）	小中学校就学援助制度の申請者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収したこと	教育支援室（学校支援課） 令和2年度

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		により、就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助を行う。	認定者数：150 人 令和 3 年度 認定者数：67 人
就学援助認定世帯への特別給付金(令和 2 年度終了)	就学援助認定世帯	就学援助の認定を受けた世帯に属する、児童・生徒 1 人あたり 5 万円を給付。申請の必要なし。	教育支援室（学校支援課） 令和 2 年度 対象児童生徒：6,056 人 支給額：302,800,000 円
就学援助認定世帯への臨時休業中における昼食費（令和 2 年度終了）	就学援助認定世帯	国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の自宅での昼食代を就学援助認定世帯の保護者に支給。	教育支援室（学校支援課） 令和 2 年度 対象児童生徒：5,941 人 支給額：50,645,070 円
就学援助認定世帯の校外活動に係る交通費等（令和 2 年度終了）	就学援助認定世帯	宿泊を伴う校外活動が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、その代わりに実施した日帰り校外活動に係る交通費及び見学料を支給。	教育支援室（学校支援課） 令和 2 年度 対象児童生徒：767 人 支給額：2,935,988 円
特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業（令和 2 年度終了）	放課後等デイサービス利用者	新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休業によって、追加的に生じた、放課後等デイサービスにおける利用者負担及び代替サービスの提供にかかる利用者負担について補助（府が実施主体）。	障害企画課 令和 2 年度 支給実績：174 人 実績額：812,706 円
手話通訳動画作成事業経費（令和 3 年度終了）	聴覚障害のある市民	市のホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する重要な緊急性の高いメッセージについて、手話通訳の動画を掲載。	障害企画課 令和 2 年度 掲載実績：8 件 実績額：1,085,250 円 令和 3 年度 掲載実績：10 件 実績額：554,300 円
高齢者・障害者施設等入所時 PCR 検査事業（令和 2 年度終了・令和 4 年度終了）	高齢者・障害者福祉施設等に新たに入所する 65 歳以上の市民又は基礎疾患を有する市民	高齢者・障害者福祉施設等に新たに入所する 65 歳以上の市民又は基礎疾患を有する市民が PCR 検査を希望する場合、無料で検査を実施。	健康寿命推進室（長寿・介護保険課） 令和 2 年度 検査人数：45 人 障害支援課 令和 2 年度～令和 4 年度 検査人数：0 人
高齢者・障害者施設の従事者に対する定期 PCR 検査事業（令和 5 年度終了）	高齢者・障害者福祉施設等（入所・入居施設、通所施設）の従事者	高齢者・障害者福祉施設等（入所・入居施設、通所施設）の従事者（無症状）が PCR 検査を希望する場合、2 週間に 1 回程度、無料で検査を実施。	健康寿命推進室（長寿・介護保険課）・障害支援課・保健医療課 検査件数：51,808 件
訪問・相談系の介護・障害サービス事業所に対する抗原簡易キット配布事業(令和 4 年度終了)	訪問・相談系の介護・障害サービス事業所	訪問・相談系の介護・障害サービス事業所で希望する事業所に対して抗原簡易キットを配布。	健康寿命推進室（長寿・介護保険課）・障害支援課 配布数：3,000 件

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
(在宅療養者への支援事業) 必需品支援事業 (令和4年度終了)	医師から診断を受けた新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者 (令和4年5月9日より変更)	必要な衛生用品および日用品を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援。1世帯につき1セット限り。令和4年4月からセット内容変更※令和4年11月下旬終了。【セット内容】マスク・液体石けん・トイレットペーパー・除菌シート・冷却シート。	保健予防課・健康福祉総合相談課 令和2年度 支援件数：344件 令和3年度 支援件数：3,037件 令和4年11月末時点 支援件数：2,942件
(在宅療養者への支援事業) 配食サービス事業 (食事) (令和5年度終了)	医師から診断を受けた新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者 (令和4年5月9日より変更)	食事を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援。配食時に電話連絡し、安否確認も行う。配食提供日：毎日 (冷凍のお弁当の場合は希望に応じて複数日分をまとめて配達)。1セット：昼食・夕食・朝食。	健康福祉総合相談課・保健予防課 令和2年度 支援数：5,597セット 令和3年度 支援数：68,964セット 令和4年年度 支援数：43,528セット 令和5年度 支援数：180セット
(在宅療養者への支援事業) 配食サービス事業 (自宅療養者支援セット) (令和5年度終了)	医師から診断を受けた新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者 (令和4年5月9日より変更)	レトルト食品等の食料品を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援。1セット4日分※配食サービス事業又は自宅療養者支援セット事業のいずれかを選択。※令和4年11月14日からセット内容を4日分の食料品のみに変更。	健康福祉総合相談課・保健予防課 令和3年度 支援数：15,968セット 令和4年年度 支援数：27,031セット 令和5年度 支援数：180セット
訪問看護師による健康観察事業 (令和5年度終了)	新型コロナウイルス感染症患者 (患者が施設等に入所している場合は施設も対象)	訪問看護師が自宅療養者の自宅に赴き、健康状態の聞き取り、体温、血圧等の測定を行うなど健康観察や医療面からの助言援助を実施。また入所施設に対しては、感染拡大防止に係る指導を実施。	保健医療課 令和5年度終了 支援件数：973件 (内、初回913件) 訪問看護ステーション委託先数 合計16か所
特定不妊治療費用補助金交付事業 (所得制限の緩和) (令和3年度終了)	特定不妊治療 (体外受精または顕微授精) 以外の治療法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、夫婦合算所得が730万円未満であるもの※国の制度変更により、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に	新型コロナウイルスの影響で所得が急変した場合、夫婦の令和2年の合算所得が730万円未満であれば補助対象とする。また、感染防止の観点から治療を延期した場合は、夫婦の平成30年の合算所得が730万円未満であれば補助対象とする。	保健予防課 令和2年度 申請件数：2件 令和3年度 申請件数：2件

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	所得制限を撤廃、 事実婚も対象		
特定不妊治療費用補助金交付事業（年齢要件の緩和）（令和4年度終了）	特定不妊治療（体外受精または顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、夫婦合算所得が730万円未満であるもの ※国の制度変更により、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に所得制限を撤廃、事実婚も対象	新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合、 ①令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳の時は、44歳の前日迄補助対象とする。 ②初回申請時の治療開始日の妻の年齢が令和2年3月31日時点で39歳の時は、41歳未満迄通算補助回数を6回とする。	保健予防課 ①令和2年度 申請件数：5件 令和3年度 申請件数：11件 令和4年度 申請件数：1件 ②令和2年度 申請件数：0件 令和3年度 申請件数：1件 令和4年度 申請件数：0件
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱い（令和4年度終了）	要介護（要支援）更新認定申請の対象（申請済みの場合含む）となる被保険者	介護保険施設や病院等が入所者との面会を禁止する等の措置を取り認定調査が困難であることや、感染拡大防止を図る観点から、本人が対面への調査に不安を訴えている、あるいは調査を拒否する等認定調査が困難である場合、要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間に新たに12ヶ月延長する。なお、期間延長に係る本人の同意・了解が必要。	健康寿命推進室（長寿・介護保険課） 令和2年度～令和5年3月31日 実施人数：5,604人
ファミリー・サポート・センター事業利用料の補助（令和2年度終了）	ファミリー・サポート・センター事業利用者	新型コロナウイルス感染症拡大防止による小学校の臨時休業等により①令和2年3月2日～3月24日②令和2年4月8日～5月31日の上記期間中に預かりの援助を受けた方を対象に利用料相当額を支援。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和2年度 支援件数・支援額 ①14件、42,000円 ②22件、65,800円
在宅障害者緊急対応事業（令和5年度終了）	新型コロナウイルス感染症に家族が罹患し、在宅生活を送ることが困難な障害者	在宅障害者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した家族の生活支援の代替として、新規に居宅介護・短期入所を利用する際に事業所への通常報酬上乘せすることで、事業者の円滑な対応を促す。	障害支援課 令和2年度～令和5年度 実績：0件
在宅高齢者緊急対応事業（令和5年度終了）	新型コロナウイルス感染症に家族が罹患し、在宅生活を送ることが困難な高齢者	在宅高齢者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した家族の生活支援の代替として、新規に居宅介護・短期入所を利用する際に事業所への通常報酬上乘せすること	健康寿命推進室（長寿・介護保険課） 令和2年度～5年度 実績なし

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		で、事業者の円滑な対応を促す。	
学校臨時休業対策事業補助金（令和5年度終了）	新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休校及び出席停止の児童・生徒	新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休校及び出席停止の児童・生徒に給食費を補助。	おいしい給食課 令和2年度 実績：小学校分 15,346 食 中学校分 5,209 食 補助額：小学校分 3,529,580 円 中学校分 1,748,670 円 令和3年度 実績：小学校分 158,595 食 中学校分 38,043 食 補助額：小学校分 36,136,010 円 中学校分 12,554,190 円 令和4年度 実績：小学校分 58,332 食 中学校分 12,487 食 補助額：小学校分 13,431,720 円 中学校分 4,120,710 円 令和5年度 実績：未確定 補助額：未確定
修学旅行等キャンセル料の負担（令和5年度終了）	新型コロナウイルスの感染状況等により、修学旅行等の宿泊学習を中止・延長した場合及び欠席した場合における児童、生徒	新型コロナウイルスの感染状況や児童、生徒の罹患等により、修学旅行等の宿泊学習を中止・延長した場合及び欠席した場合に生じるキャンセル料について公費負担。	教育指導課 令和2年度 実績：10 件 2,704,374 円 令和3年度 実績：17 件 6,985,046 円 令和4年度 実績：36 件 988,034 円 令和5年度 実績：0 件 0 円

（2）貸付に係る制度等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還金の支払い猶予	ひとり親家庭・寡婦	① 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、子どもが在籍する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業で一時的な就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に、生活資金の貸付が可能となる場合がある。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合における支払いの猶予。	子どもの育ち見守り室（子ども相談課） 令和2年度～令和5年度 実績なし
緊急小口資金（主に休業された方向け）	新型コロナウイルスの影響を受け休	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合における少額の費	枚方市社会福祉協議会 令和元年度

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
(令和4年度終了)	業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	用の貸付。貸付上限額は、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内、その他の場合は10万円以内。無利子、保証人不要、償還期限は2年以内で1年以内の据置期間あり。令和4年9月末にて受付終了。	申請件数：44件 令和2年度 申請件数：2,984件 令和3年度 申請件数：1,513件 令和4年度 申請件数：362件
総合支援資金（主に失業された方等向け）（令和4年度終了）	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付。貸付上限額（月額）は、単身15万円以内、2人以上20万円以内。貸付期間は3カ月以内。無利子、保証人不要、償還期限は10年以内で1年以内の据置期間あり。令和4年9月末にて受付終了。	枚方市社会福祉協議会 令和2年度 申請件数：2,449件 延長申請件数：1,317件 再貸付件数：1,034件 令和3年度 申請件数：1,280件 延長申請件数：440件 再貸付件数：1,443件 令和4年度 申請件数：406件

（3）支払い猶予又は減免に係る制度等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
国民年金保険料の免除	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が失われたなどにより収入が減少した国民年金第1号被保険者	令和2年2月以降の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合に、令和2年2月分以降令和5年6月分迄（学生特例の場合は令和5年3月分迄）の保険料が免除される場合がある。	年金児童手当課 （枚方市受付分のみ） 令和2年度 申請件数：246件 令和3年度 申請件数：229件 令和4年度 申請件数：189件 令和5年度 申請件数：83件※ ※令和6年2月13日時点）
市税の納税猶予（令和2年度終了）	令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等（給与含む）に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、市税を一時に納付し、又は納入を行うことが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少し、市税の納付が困難になられた方への徴収猶予の「特例制度」（最大1年間の猶予、担保提供不要、延滞金全額免除）が認められる場合がある。	税務室（納税課） 令和2年 件数：683件 猶予額：465百万円
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免（令和4年度終了）	世帯の主たる生計維持者の方が以下に該当する被保険者	令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日迄に納期限が設定されている保険料について	国民健康保険室 （国民健康保険課） ・国民健康保険料 決定件数及び金額

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
令和5年度終了)	①新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負われた場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の3割以上減少する見込み	て、また、令和3年度以降分については各年度当初の4月1日から年度末の3月31日迄に納期限が設定されている保険料についての申請に基づく減免。	令和元年度 819件、28,839,300円 令和2年度 1,102件、226,879,300円 令和3年度 670件、127,170,700円 令和4年度 359件、73,971,200円 (後期高齢者医療課) ・後期高齢者医療保険料 決定件数及び金額 令和元年度 76件、1,777,197円 令和2年度 94件、9,533,937円 令和3年度 84件、6,885,091円 令和4年度 68件、5,611,518円 健康寿命推進室 (長寿・介護保険課) ・介護保険料 決定件数 令和元年度：150件 令和2年度：167件 令和3年度：113件 令和4年度：49件 ※令和4年度終了
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合	納付することができない金額を限度として、徴収（納付）が最長6カ月間（後期高齢者医療保険料は最長1年間）猶予される場合がある。	国民健康保険室 (国民健康保険課) 実績なし (後期高齢者医療課) 実績なし 健康寿命推進室 (長寿・介護保険課) 令和元年度～令和4年度 実績なし
国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険料の一部負担金（利用者負担）の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に一部負担金（利用者負担）が減額もしくは免除されることがある。	国民健康保険室 (国民健康保険課) 令和3年度：1件 令和4年度：実績なし (後期高齢者医療課) 実績なし 健康寿命推進室 (長寿・介護保険課) 令和元年度～令和4年度 実績なし
障害福祉サービス利	事業の廃止や失業	収入の著しい減少や災害による著	障害支援課

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等		
利用者負担の減免（令和5年度終了）	等による著しい収入減少により、障害福祉サービスの利用料の支払いが困難な場合	しい被害を受けた場合に利用料が免除されることがある。	令和2年度～令和5年度 実績なし		
保育料（利用者負担額）の減額（還付）（令和4年度終了）	（1）新型コロナウイルス感染症に関し、登園自粛を要請した期間に家庭保育に協力し、1日以上登園を自粛した場合 （2）①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間（療養期間及び健康観察期間等）中、登園されなかった場合、②保育所（園）等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合の、いずれかに該当する場合	以下の場合に保育料（利用者負担額）について、国の基準に基づき日割り計算の上、還付を行う。 （1）登園自粛を要請した期間（令和2年3月2日～令和2年6月30日、令和3年4月26日～令和3年6月20日、令和3年8月25日～令和3年9月30日、令和4年1月1日～令和4年3月31日）に、家庭保育に協力し、1日以上登園を自粛した場合。 （2）①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間（療養期間及び健康観察期間等）中、登園されなかった場合、②保育所（園）等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合のいずれかに該当する場合。	子育て支援室（保育幼稚園入園課） （1）合計 205,171,190 円 （2）合計 31,484,190 円		
			対象月	金額(円)	人数(人)
			R2.3	18,376,960	1,742
			R2.4	28,304,810	1,321
			R2.5	32,446,270	1,199
			R2.6	10,401,400	689
			R2.7	7,040	1
			R2.8	144,390	16
			R2.9	21,440	2
			R2.10	82,110	16
			R2.11	259,380	38
			R2.12	451,210	48
			R3.1	317,080	26
			R3.2	430,810	26
			R3.3	163,180	32
			R3.4	3,901,960	1,194
			R3.5	20,010,800	1,205
			R3.6	8,498,380	1,156
			R3.7	82,350	30
			R3.8	5,053,030	1,083
			R3.9	13,463,550	1,096
			R3.10	141,180	35
			R3.11	148,350	20
			R3.12	49,670	20
			R4.1	21,581,840	1,487
			R4.2	26,256,910	1,488
			R4.3	16,875,280	1,475
			R4.4	5,130,560	796
			R4.5	2,788,570	594
			R4.6	1,523,160	377
			R4.7	4,934,970	931
			R4.8	8,653,770	1,013
			R4.9	3,514,040	701
			R4.10	386,580	143
			R4.11	522,210	138
			R4.12	640,970	140
			R5.1	752,020	133
			R5.2	319,800	70
			R5.3	19,350	2

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
留守家庭児童会室保育料の減額（還付） （令和3年度終了）	(1) 新型コロナウイルス感染症に関し、登室自粛を要請した期間に家庭保育の協力があつた場合 (2) ①児童本人もしくは同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間（療養期間及び健康観察期間等）中、登室できなかった場合、②新型コロナウイルス感染症による学校での学級閉鎖（学年閉鎖もしくは学校閉鎖も同様）により家庭保育に協力いただき登室しなかった場合の、いずれかに該当する場合	保育料について、日割り計算の上、還付を行う。 (1) 令和2年4月・5月・6月において、緊急事態宣言下での児童会の休室に伴い、保育料を日割り計算し還付 (2) 令和2年7月以降は以下の要件に該当する場合に保育料を日割り計算し還付 ・在籍児童本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間に、留守家庭児童会室に登室されなかった場合。 ・在籍する留守家庭児童会室が、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休室となった場合。 ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖（学年閉鎖、学校閉鎖も同様）家庭保育に協力いただき登室しなかった場合。	教育支援室（放課後子ども課） 令和2年度還付額 58,987,735 円 令和3年度還付額 40,770,552 円
市営自転車駐車場の令和2年4・5月分定期券のキャンセル及び購入（令和2年度終了）	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4・5月分の自転車駐車場定期券をキャンセルする方及び定期券の購入手続きが必要な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の令和2年4・5月分の定期券をキャンセルする場合の還付。また、令和2年4・5月分の定期券の支払いに来ることができない場合の支払い手続きの延長。	交通対策課 令和2年度 ・4月定期券還付：314人 還付金額：379,500 円 ・5月定期券還付：180人 還付金額：220,800 円
市営自転車駐車場の令和3年5月定期券（学生）のキャンセル及び購入（令和3年度終了）	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月分の自転車駐車場の学生の定期券をキャンセルする方及び定期券の購入手続きが必要な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の令和3年5月分の学生の定期券をキャンセルする場合の還付。また、5月分の学生の定期券の支払いに来ることができない場合の支払い手続きの延長。	交通対策課 令和3年度 定期券還付：12人 還付金額：12,000 円
水道料金等の支払い猶予（令和5年度終了）	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いなどが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情による、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な市民に対する支払い期限の延長。	上下水道総務室（営業料金課） 令和5年 申請受付件数 9件 143,554 円 内訳 水道料金：66,114 円 下水道使用料：77,440 円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
水道料金（基本料金）の減免（令和2年度終了）	枚方市上下水道局と給水契約を行っている方 ※福祉減免対象の場合は、既に基本料金を減免しているため、当該減免は対象外となります。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を踏まえ、「新しい生活様式」の定着とその一環である「手洗い」を推進するため、下記減免対象2カ月分の水道料金の基本料金減免の実施。 ＜減免対象＞ ・検針が2カ月に1回の場合 偶数月検針：令和2年8月検針分＜7・8月分＞。 ・奇数月検針：令和2年9月検針分＜8・9月分＞。 ・検針が毎月の場合 令和2年8月検針分、9月検針分。	上下水道総務室（営業料金課） 令和2年度 令和2年8月検針分 76,807件、114,157,270円 令和2年9月検針分 78,978件、117,505,674円
水道料金（基本料金と1カ月あたり使用水量最大8㎡までの従量料金）を6カ月間減免（令和4年度終了）	枚方市上下水道局と給水契約を行っている方 ※福祉減免対象の場合は、既に基本料金と1カ月あたり使用水量最大8㎡までの従量料金を減免しているため、当該減免は対象外となります。	コロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、家庭及び事業所の固定費を軽減するため、下記減免対象6カ月分の水道料金（基本料金と1カ月あたり使用水量最大8㎡までの従量料金）の減免の実施。 ＜減免対象＞ ・検針が2カ月に1回の場合 偶数月検針：令和4年8・10・12月検針分＜7・8・9・10・11・12月分＞。 奇数月検針：令和4年9・11月・令和5年1月検針分＜8・9・10・11・12・1月分＞。 ・検針が毎月の場合 令和4年8月～令和5年1月検針分。	上下水道総務室（営業料金課） 令和4年度 令和4年8月検針分 71,284件、152,138,837円 令和4年9月検針分 73,910件、151,780,652円 令和4年10月検針分 71,467件、153,537,931円 令和4年11月検針分 73,912件、152,518,586円 令和4年12月検針分 71,283件、153,094,265円 令和5年1月検針分 73,694件、152,509,023円
し尿処理手数料（臨時手数料）の免除（令和5年度終了）	緊急事態宣言発出に伴い、外出の自粛要請となったことにより、臨時収集が必要となった世帯	緊急事態宣言発出に伴う外出の自粛要請により臨時収集が必要となった場合の、その臨時手数料の免除。	循環型社会推進室（希釈放流センター） 令和2年度 件数：29件 実績額：16,500円 令和3年度 件数：16件 実績額：12,900円 令和4年度 実績なし 令和5年度 実績なし
不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査の費用助成（令和5年9月終了）	分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方で強い不安を抱えているもしくは基礎疾患を有する妊婦で検査を希	国の要綱に基づき大阪府が中心となって構築した事業スキームに則り、大阪府及び大阪府下の政令市・中核市が協定を結び実施。検査にかかった費用を妊婦1人につき1回限り、2万円迄（令和5年度は	健康寿命推進室（母子保健課） 令和2年度 件数：180件、3,591,300円 令和3年度 件数：134件、2,631,000円 令和4年度

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	望している方	9千円迄) 助成する(健康保険が適用となる場合は対象外)。	件数: 48 件、843,640 円 令和 5 年度 件数: 10 件、88,000 円

2. 事業者に対する支援

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
デリバリー支援事業 (令和 2 年度終了)	令和 2 年 4 月 7 日以降に出前館、LINE デリマでデリバリーサービスを開始した市内飲食店	出前館、LINE デリマでデリバリーサービスを開始した市内飲食店に対し、サービス利用料 10%を市が補助するとともに、初期登録手数料及び配達代行手数料 7%分を出前館が負担。	商工振興課 令和 2 年度 サービス利用料支援額: 1,282,630 円
事業継続固定費支援金 (令和 2 年度終了)	枚方市内においてテナント契約で事業を営み、令和 2 年 4 月から 6 月のいずれか 1 カ月の売上が前年同月比で減少率が 15%以上 50%未満である事業者	市内においてテナント契約で事業を営み、府の支援金の対象とならない事業者に対し、市内事業所 1 つにつき 10 万円を交付。申請受付期間: 令和 2 年 5 月 25 日～12 月 28 日。	商工振興課 令和 2 年度 交付件数: 464 件 支援額: 54,900,000 円
中小企業信用保険法 第 2 条第 5 項第 4 号 の規定に基づく認定 (セーフティネット 保証 4 号)	最近 1 カ月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後 2 カ月を含む 3 カ月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症により最近 1 カ月の売上が前年同月比で 20%以上減少し、かつその後 2 カ月を含む 3 カ月の売上が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれる中小企業者に対し、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。	商工振興課 令和 2 年度 認定件数: 642 件 令和 3 年度 認定件数: 122 件 令和 4 年度 認定件数: 406 件 令和 5 年度(5/8 時点) 認定件数: 43 件
中小企業信用保険法 第 2 条第 5 項第 5 号 の規定に基づく認定 (セーフティネット 保証 5 号)	国が指定する業種に属する事業を行い、最近 3 カ月の売上高等が前年同期比で 5%以上減少している中小企業者	国が指定する業種に属する事業を営んでおり最近 3 カ月の売上が前年同期比で 5%以上減少している中小企業者に対し、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援。	商工振興課 令和 2 年度 認定件数: 215 件 令和 3 年度 認定件数: 39 件 令和 4 年度 認定件数: 71 件 令和 5 年度 (5/8 時点) 認定件数: 8 件
中小企業信用保険法 第 2 条第 6 項の規定 に基づく認定(危機 関連保証)(令和 3 年 度終了)	最近 1 カ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 カ月を含む 3 カ月間の売上高	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 カ月の売上が前年同月比で 15%以上減少し、かつその後 2 カ月を含む 3 カ月の売上が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれる中小企業者	商工振興課 令和 2 年度 認定件数: 2,704 件 令和 3 年度 認定件数: 142 件

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
	等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者	に対し、一般保証・セーフティネット保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援。	
緊急融資信用保証料補給金事業	本市が認定したセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して400万円以下の融資を受けた市内事業者	市の認定を受け、大阪府の新型コロナウイルス感染症関連融資において400万円以下の融資実行を受けた事業者に対し、信用保証協会へ支払った信用保証料について、10万円を限度に交付。	商工振興課 令和2年度 交付件数：9件 実績額：667,508円 令和3年度 交付件数：42件 実績額：2,726,744円 令和4年度 交付件数：77件 実績額：3,079,650円 令和5年度（5/8時点） 交付件数：3件 実績額：10,000円
枚方市新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者等事業継続支援金(令和3年度終了)	令和3年1月～4月のいずれか1カ月の売上の減少率が前年または前々年同月対比で5%以上50%未満の市内の小規模事業者等（大阪府「感染防止宣言ステッカー」または枚方信用金庫「新型コロナウイルス対策安心宣言ステッカー」の導入が必要）	新型コロナウイルスの影響を受け、売上が減少しているにもかかわらず、国の一時支援金や府の営業時間短縮協力金（第1期・第2期）が対象外の小規模事業者等に、1事業所あたり10万円の事業継続支援金を支給。申請兼請求書（市ホームページから取り出し可、市の施設等にも設置）、確定申告書の写しなどの売上高が確認できる書類、事業所の写真等の必要書類をレターパックライトなどの追跡可能な方法で市商工振興課へ郵送。申請受付期間は令和3年5月17日から8月31日迄（当日消印有効）。	商工振興課 令和3年度 交付決定件数：1,489件 実績額：154,200,000円
エネルギー価格高騰対策緊急支援金（令和5年度終了）	令和5年4月1日以前から事業を開始した市内に事業所や店舗がある法人または個人事業主で、常時雇用する従業員数が20人以下の事業者（卸売業・小売業・サービス業は5人以下）。	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内の小規模事業者等の事業継続を支援するため、1事業者に対し10万円（1回限り）の「エネルギー価格高騰対策緊急支援金」を支給。申請受付期間は令和5年7月31日～令和5年9月30日（当日消印有効）。※令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。	商工振興課 令和5年度 交付件数：8,532件 実績額：853,200,000円
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対	感染者、濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等	必要な介護サービスを継続して提供するための、通常の介護サービスの提供時では発生しない、か	健康寿命推進室（長寿・介護保険課） 令和2年度 交付件数：43件

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
するサービス継続支援事業（令和2年度終了）		かり増し経費についての助成。	実績額：33,722,000 円 ※令和2年度末で終了、令和3年度からは事業名を変更して実施
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業	感染者、濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等	必要な介護サービスを継続して提供するために、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対しての補助。	健康寿命推進室（長寿・介護保険課） 令和3年度 交付件数：47 件 実績額：34,786,000 円 令和4年度 交付件数：146 件 実績額：253,545,000 円 令和5年度 交付件数：92 件 実績額：216,889,000 円 （令和6年2月15日時点）
事業者支援総合相談窓口	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている、市内の中小企業・小規模事業者	国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供するとともに、社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士による専門相談を実施。	商工振興課 令和2年度 相談対応件数：4,546 件 令和3年度 相談対応件数：10,440 件 令和4年度 相談対応件数：729 件 令和5年度（令和5年5月8日時点） 相談対応件数：90 件 ※うち市役所窓口での専門相談88 件
販路拡大支援事業（令和2年度終了）	デリバリー等事業を運営し市内の飲食店の販路拡大を支援する団体	デリバリー等事業を運営し市内の飲食店の販路拡大を支援する団体に対し、配送手段の調達、ECサイトの開設または改修、登録店舗の受付、広報に要した費用の一部を補助するとともに免除した手数料の全額を補助。募集期間：令和2年10月8日～11月13日。	商工振興課 令和2年度 交付件数：1 件 実績額：6,945,000 円
枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金（令和3年度終了）	市内の飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる施設において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策備品を整備した事業者（大阪府「感染防止宣言ステッカー」または枚方信用金庫「新型コロナ対策安心宣言ステッカー」の導入が必要）	市内の飲食店等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策備品として、令和3年4月1日以降に購入した非接触消毒液ディスペンサー、サーキュレーターの購入代金及び送料のうち実費負担額を補助（1店舗当たり上限5万円）。申請期間：令和3年7月5日から12月28日迄（当日消印有効）。	商工振興課 令和3年度 交付決定件数：213 件 実績額：7,055,960 円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
感染拡大防止飲食店サポート事業（令和3年度終了）	市内飲食店	市内におけるクラスター発生等による感染者数のリバウンド防止を目的として、調査員が市内飲食店を訪問し、感染症対策実施状況に応じてアドバイスを実施するとともに国・府を含む各種支援策を周知することで、各店舗の感染防止対策の取り組みをサポート。訪問実施期間：令和3年6月24日～令和4年1月31日。	商工振興課 令和3年度 延べ訪問件数：3,720件
枚方市コロナ対策実施店舗応援事業【枚方市コロナ対策店応援クーポン券事業】（令和2年度終了）	感染拡大防止対策を行っている市内事業者	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行っている店舗を増やし、市民に地域の商店街や身近な店で安心して買い物や食事を楽しんでいただくことを目的に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている店舗の支援策として、市内で使える「枚方市コロナ対策店応援クーポン券」3,000円分を全市民に配布。使用期間：令和2年10月15日～令和3年2月28日。	新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会 令和2年度 登録店舗数：1,987店 クーポン券の配布数：2,402,304枚 換金枚数：2,308,512枚 換金率：96.09%
枚方市コロナ対策実施店舗応援事業【枚方市コロナ対策実施店舗応援コンサルティング事業】（令和2年度終了）	市内飲食店	市内店舗の感染症対策推進のため、訪問員が店舗を訪問し、感染予防対策や販路拡大・支援情報のアドバイスをを行う。期間：令和2年11月16日～12月末日	新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会 令和2年度 アドバイス店舗数：815件
ひらかた新型コロナウイルス感染症対策店応援プレミアム付商品券事業（令和3年度終了）	感染拡大防止対策を行っている市内事業者	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内の感染症対策店を支援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券の発行を行うもの。あわせて、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得世帯（2021年度住民税非課税世帯及び、収入が著しく減収した生活困窮世帯）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、同商品券を無償配布する。販売・引換期間：令和3年10月4日（月）～10月24日（日）、11月27日（土）～令和4年1月31日（月）利用期間：令和3年10月9日（土）～令和4年1月31日（月）。	新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会 令和3年度 登録店舗数：1,499店 販売冊数：359,112冊 無償配布冊数：35,670冊

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業(令和2年度終了)	市内障害福祉サービス等事業所等	①厚労省による優先供給スキームによる、障害福祉サービス事業所等への手指消毒用エタノールの配布。 ②事業所内に感染者が発生した場合、感染拡大防止のために必要な消毒実施費用について最大 50 万円を補助。	障害企画課 令和2年度 ①エタノール配布実績 延べ 854 事業所 実績額：11,213,108 円 ②延べ 4 件（3 事業所） 実績額：1,411,000 円
障害福祉分野の ICT 導入モデル事業（令和3年度終了）	市内障害福祉サービス事業所等	新型コロナウイルス感染拡大予防及び障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、ICT 活用モデルを構築することを目的として、ICT を導入する際の経費について支援を行う。	障害企画課 令和2年度 補助事業者数：17 事業所 実績額：11,935,344 円 令和3年度 補助事業者数：19 事業所 実績額：15,077,383 円
障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業(令和2年度終了)	市内就労系障害福祉サービス等事業所	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、テレワークのシステム導入費等の支援を行う。	障害企画課 令和2年度 ・テレワーク補助事業者数：12 事業所 ・発達障害学習支援補助事業者数：3 事業所 ・実績額：9,092,968 円
地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等事業（令和2年度終了）	市内地域活動支援センター及び日中一時支援事業所	新型コロナウイルスの感染機会を減らしながらも、必要な障害福祉サービスを提供するのにかかる通常のサービス提供時には発生しない経費についての支援。	障害企画課 令和2年度 補助事業者数：4 事業所 実績額：4,340,482 円
生産活動拡大支援事業（令和3年度終了）	市内就労継続支援事業所	新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動収入が減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用について 1 事業所あたり最大 50 万円を補助。	障害企画課 令和2年度 補助事業者数：5 事業所 実績額：2,206,987 円 令和3年度 補助事業者数：4 事業所 実績額：1,011,000 円
枚方市版生産活動活性化支援事業（令和2年度終了）	市内生活介護事業所	新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動収入が減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用について、定員 40 人以下の施設 1 事業所あたり最大 50 万円を補助。定員 41 人以上の施設 1 事業所あたり最大 100 万円を補助。生産活動活性化支援事業の対象の事業所については、定員 41 人以上の施設のみ、施設 1 事業所あたり最大 50 万円を補助。	障害企画課 令和2年度 補助事業者数：2 事業所 実績額：1,000,000 円
障害者日常生活支援	市内移動支援事業	手話通訳派遣事業登録通訳者に	障害企画課

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
体制強化事業（令和2年度終了）	所等	対するフェイスガードの配布及び移動支援事業所等に対するマスクの配布。	令和2年度 ・フェイスガード配布者数 71 人 実績額：102,500 円 ・マスク配布事業者数 103 事業所 実績額：231,000 円
新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	感染者、濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業所等	障害福祉サービス事業所・障害者支援施設について、新型コロナウイルス感染症に対し適切な感染防止対策をしながらサービス継続をできるように、通常のサービス提供時では発生しないかかり増し経費の助成を行う。	障害企画課 令和2年度 補助延法人延数：14 法人 実績額：7,623,016 円 令和3年度 補助延法人延数：35 法人 実績額：12,452,000 円 令和4年度 補助延法人延数：61 法人 実績額：21,740,000 円
保育施設等への手指消毒用エタノールの優先供給（令和元年度終了）	市内保育所（園）等	手指消毒用エタノールの国内需要が逼迫している状況から、厚生労働省が行う優先供給の制度を活用し、保育所（園）等に順次、手指消毒用エタノールを配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和元年度 保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設 計 103 箇所へ施設規模に応じ、各施設 5 リットル～15 リットル配付。地域子育て支援拠点 13 箇所へ 1 拠点 1 リットル配付
保育施設等への非接触型体温計の優先購入（令和2年度終了）	市内保育所（園）等	大阪府の非接触型体温計の優先購入を活用し、保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和2年度 保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設 計 95 箇所へ施設規模に応じ、1 本～9 本配付。地域子育て支援拠点 13 箇所、一時預かり事業実施施設 20 箇所へ 1 本配付。
保育所（園）等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援（令和元年度終了）	市内保育所（園）等	令和元年度国の交付金を活用し、保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費について、1 施設あたり 500 千円を上限に補助。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和元年度 保育所（園）等 85 箇所 実績額：28,953,000 円
保育所（園）等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援（令和2年度終了）	市内保育所（園）等	令和2年度国の交付金を活用し、保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費について、1 施設あたり 500 千円を上限に補助。また、各事業（一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業・乳児家庭全戸訪問事業・延長保育事業・病児保育事業）についても 1 事業あたり 500 千円を上限に補助。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和2年度 保育所（園）等 100 箇所 実績額：88,423,000 円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
保育所（園）等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	令和3年度国の交付金を活用し、保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費について、1施設あたり、施設の規模に応じて500千円・400千円又は300千円を上限に補助。また、各事業（地域子育て支援拠点事業・病児保育事業）についても1事業あたり300千円を上限に補助。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）等99箇所 実績額：39,850,000円
保育施設等への抗原検査キットの配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	各園において容易に感染状況を把握し、早期の感染拡大防止に資するため、保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、認可外保育施設、計133箇所へ令和3年6月、7月、令和4年1月にそれぞれ職員数相当分を配付（1回当たり計3,757本）。
保育施設等へのCO2濃度測定器の配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	換気状況の見える化を図り、感染拡大を防止するため、保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、病児保育室計81箇所へ保育室数分を配付（計566個配付）。
保育施設等への自動アルコールディスペンサーの配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	新型コロナウイルス感染対策として、保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、病児保育室 計81箇所へ配布（計209個配付）。
保育施設等への午睡マットの配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	午睡時に一人ひとりの間隔をあけ密を避けるために、午睡マットを保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、計70箇所へ配布（計699枚配付）。
保育施設等への殺菌庫の配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	絵本やおもちゃ等を殺菌するため、保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、病児保育室計72箇所へ1台ずつ配付。
保育施設等への自動水栓の配付（令和3年度終了）	市内保育所（園）等	手洗いの徹底や、蛇口への接触を減らすことで感染リスクを下げため、自動水栓を保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和3年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設計58箇所へ配付（計704個配付）。
保育施設等への抗原検査キットの配付（令和4年度終了）	市内保育所（園）等	保育施設等の機能を維持することを目的とし、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のため保育所（園）等に配付。	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和4年度 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設計72箇所へ令和4年8月にそれぞれ職員数2回相当分を配付（計5,860本）。
保育施設等への抗原検査キットの配付	市内保育所（園）等	各園において容易に感染状況を把握し、早期の感染拡大防止に資	子育て支援室（私立保育幼稚園課） 令和5年度迄

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
(令和5年度終了)		するため、保育所(園)等に配付。	保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、認可外保育施設にて、感染者と接触の可能性がある職員が発生した際の使用分を配付。
指定管理料の増額 (生涯学習市民センター・図書館(令和4年度終了))	生涯学習市民センター・図書館(楠葉・津田、御殿山・菅原、蹊跼・牧野)指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	文化生涯学習課・中央図書館 令和3年度 469,000円 令和4年度 3,159,590円
指定管理料の増額 (総合文化芸術センター)(令和6年度終了予定)	総合文化芸術センター指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	文化生涯学習課 令和4年度 2,239,200円 令和5年度 611,400円
指定管理料の増額 (枚方宿鍵屋資料館)(令和6年度終了予定)	枚方宿鍵屋資料館指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	文化財課 令和4年度 101,362円 令和5年度 101,362円
指定管理料の増額 (スポーツ施設)(令和5年度終了)	スポーツ施設(総合スポーツセンター・市民体育館・伊加賀スポーツセンター)指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、施設の利用中止等をした期間の利用料金等の収入の減少額や感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	スポーツ振興課 令和2年度 23,935,802円 令和3年度 12,644,101円 令和4年度 1,335,960円 令和5年度 1,056,850円
指定管理料の増額 (総合福祉会館)(令和7年度終了予定)	総合福祉会館指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	健康福祉政策課 令和4年度 544,800円 令和5年度 523,000円
指定管理料の増額 (総合福祉センター)(令和6年度終了予定)	総合福祉センター指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	健康寿命推進室(長寿・介護保険課) 令和3年度 480,753円 令和4年度 363,321円 令和5年度 363,321円
指定管理料の増額 (火葬場)(令和4年度終了)	火葬場指定管理者	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬を通常の火葬と分けて実施したことに伴う経費及び感染症対策に要した経費について、指定管	環境政策課 令和2年度 502,656円 令和3年度 1,136,485円 令和4年度

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		理料を増額。	1,090,888 円
指定管理料の増額 (都市公園有料施設)(令和3年度終了)	都市公園有料施設 指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、施設の利用中止等をした期間の利用料金等の収入の減少額や感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	工事委託課 令和3年度 1,903,900 円
指定管理料の増額 (香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場)(令和4年度終了)	香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者	公共施設の継続的な管理運営のため、感染症対策に要した経費について、指定管理料を増額。	中央図書館・工事委託課 令和4年度 229,860 円
地域公共交通における感染拡大防止対策事業費補助(令和2年度終了)	市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、ビニールカーテン、消毒剤その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策に資すると認められる物品の購入及び備付けを、令和2年4月7日以後の日に行われた経費について補助金を交付。路線バス1台につき2万円を上限、タクシー1台につき1万円を上限、1車両1回限り。	交通対策課 令和2年度 ・バス(1社) 129台×2万円 ・タクシー(3社) 254台×1万円 計512万円支払済
地域公共交通運行継続支援(令和3年度終了)	市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者	新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている市内路線バス、タクシー(福祉事業を行う事業者を除く)を運行する事業者に対し、感染症対策に要する費用を含む支援金を交付することで、市民にとって必要不可欠な地域公共交通の運行継続を支援。路線バス1台につき12万円、タクシー1台につき4万円、1車両1回限り。	交通対策課 令和3年 ・バス(1社) 129台×12万円 ・タクシー(5社) 331台×4万円 計2,872万円支払済
地域公共交通運行継続支援(令和4年度終了)	市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者	新型コロナウイルス感染拡大及び燃料価格高騰により経営に大きな影響を受けている市内路線バス、タクシー(福祉事業を行う事業者を除く)を運行する事業者に対し、当該燃料価格上昇分について一部助成を行うことで、市民にとって必要不可欠な地域公共交通の運行継続を支援。バス事業者:1社5,600万円/社、タクシー事業者:1台につき3万円。	交通対策課 令和4年度 ・バス(1社) 5,600万円 ・タクシー(5社) 331台×3万円 計6,593万円支払済
医療機関及び薬局への支援金給付事業(令和4年度終了)	市内に開設する保険医療機関及び保険薬局	新型コロナウイルス感染症の影響により原油や物価高騰に直面している医療機関及び薬局に対	健康福祉政策課 申請件数:652件 給付金額:200,400,000 円

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
		し、施設の運営にかかる負担軽減を目的に支援金を給付。 【給付対象】 令和5年1月1日時点で厚生労働大臣が指定する保険医療機関及び保険薬局のうち、令和5年3月3日時点で市内に開設しており、継続的に医療等を提供することができる医療機関及び薬局。 【給付金額】 ①病院：50万円 ②一般診療所・歯科診療所：30万円 ③薬局：30万円	
福祉施設等に対する光熱費等支援事業 (令和4年度終了)	福祉施設等の介護・障害福祉サービス事業者	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受ける福祉施設等介護・障害福祉サービス事業者に対し支援金を支給。 【支給金額／1カ所あたり】 (1回目) ①入所系 10万円 ②通所系 5万円 ③訪問系(相談系含む) 5万円 (2回目) ①入所系 20万円 ②通所系 15万円 ③訪問系(相談系含む) 5万円	福祉指導監査課 令和4年度 (1回目) 交付件数：463件 実績額：62,600,000円 (2回目) 交付件数：477件 実績額：126,650,000円
産後ケア事業委託施設に対する支援金 (令和4年度終了)	産後ケア事業委託施設	新型コロナウイルス感染症の影響により原油や物価高騰に直面している産後ケア事業委託施設に対し、施設の運営にかかる負担軽減を目的に支援金を給付。 1回目：令和4年9月1日現在で、枚方市産後ケア事業の委託契約を行っている枚方市内の産科医療機関および助産所 2回目：令和5年1月1日時点で枚方市産後ケア事業の委託契約を行っている枚方市内の助産所	健康寿命推進室(母子保健課) 令和4年度 (1回目) 申請件数：7件 支給金額：350,000円 (2回目) 申請件数：4件 支給金額：600,000円

第5章 本市の新型コロナウイルス感染症への対応総括

1. 危機管理部

危機管理部では、新型コロナウイルス対策本部事務局として対策に係る総合的な調整等を行うこととなった。

感染の拡大に伴い、新しい生活様式が普及、会議の開催形式についても制限が生じるなかで、対策に係る主要な部局長等のみで構成するコア会議と、オンラインを活用した全部局長等が参加する全体会議を適宜組み合わせながら、密を回避し、感染に配慮しつつ本部会議の開催を行った。

全体的な対応にあたっては、当初より枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠し、計画で定める総務班や社会機能維持班などの班単位による対応が基本となった。

この中で、複数の部署の職員で構成する班において、一部の班では、どうしても班単位では処理が困難な事務が生じることもあり、班長など計画上主要な役職にある者に業務が偏重するなどの傾向もみられた。また、各種対策事業等の意思決定過程において、対策初期には、対策本部での議論を経ずに各事業を実施する部局において事業の実施決定が行われることもあり、意思決定過程についての庁内での認識が統一されていないという課題もあった。この点、今回の経験を踏まえ、今後の感染症の対応にあっては班における業務分担や意思決定過程についての認識の共有化などについても配慮する必要がある。

その他、感染拡大に伴う市保健所の業務逼迫に対しては、枚方市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）を弾力的に活用して応援体制を構築するなどの対応をしてきたが、専門職員の確保が困難であった点や、保健所職員の負担や事務水準の維持を考慮すると、可能な限り同一の職員の応援が望ましいところ、本来業務との関係で長期的に同一職員を確保することが困難である等の課題もあった。この点、感染症対応に限らず、全庁的な対応が求められる有事の際には生じうる課題として認識し、事務内容の整理や平準化などの検討が必要である。

最後に、世界的にも未曾有の危機であったこのコロナ禍において、本市では、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、消防団をはじめ、多くの市内外の医療機関や企業、団体、市民などから幅広い協力を得て対応することができた。これらの協力に感謝し、今後も感染症に係る対応のみならず、災害等についても市民の安全と安心のために取り組みを進めていく。

2. 市長公室

新型コロナウイルス感染拡大により、コロナ関連の情報が日々更新され情報が錯綜する中、市長公室では、必要な情報を迅速かつ適切に市民へ届けるため、どのように情報発信を行えば分かりやすく情報が伝わるか、市民の視点に立って対応を行った。

市民への新型コロナウイルス関連情報の伝達には即時性が求められたため、市ホームページと SNS (LINE,X) による情報発信を主軸に、日ごとの感染情報を発信した。特に LINE による発信効果は高く、セグメント配信を可能とする LINE 機能の拡充を行ったことも合わせて登録者が急激に増加。ワクチン接種に関する情報発信など重要かつ緊急性の高い情報の伝達に効果を発揮した。また、ワクチン接種に関する情報を広く周知するために、広報ひらかた臨時号を発行。広報ひらかた通常号にもワクチンの予約方法や支援情報など毎号 2～4 ページ程度をトップに掲載した。読者のアンケートにもコロナ記事を注視している声が多く届き、SNS との相互補完による詳細情報を発信するため、広報紙が持つ役割の重要性を確認した。一方で、スマホ等を持っていない方については広報紙による伝達が主となったが、コロナ特集記事への注目に伴い欠配についての問い合わせ・苦情が急激に増加。配布事業者との連携を密に再配布への丁寧な対応に努めた。毎日の市ホームページへの掲載・SNS 発信は、広報プロモーション課職員全員で当番制により行ったが、感染者数などの情報が判明するのが遅い時間になることや土日・祝日も含めた毎日の対応となったこと、対応が数年に渡る長期間であったことから職員の負担が大変大きかった。

市民相談業務では、原則対面を前提とした専門相談について、外出・接触を避けるため、全ての専門相談について電話相談を可とし、事前予約を優先、オンライン相談を試行実施した。この試行結果を受け、令和 3 年 11 月には、生活相談及び交通事故相談を対象にオンライン相談を開始、また令和 4 年 7 月には、弁護士および認定司法書士による法律相談を対象にオンライン相談を拡充、弁護士による市民講座は対面から動画配信に切り替え、DVD による貸し出しや市駅コンコースでの映像展示等を行った。

広聴業務では、マスクや給付金、ワクチン等について、多数の意見を受けた。ピーク期には 3 ヶ月で 1 年分に相当する意見があり、その中で、電話による収受確認を推進、要望・問い合わせのトリアージを実施、緊急度に合わせて効率的な処理につなげた。その他「市長への提言」報告書ではコロナ関連の項目を設けて取りまとめ、令和 3 年 12 月にはコロナ禍で生じた課題について、市長がひとり親家庭の市民から直接意見を伺う機会なども設けた。

総合コールセンターでは、最初の令和 2 年 4 月から 5 月の非常事態宣言期間に、センター内の 3 密対策としてオペレーターを半数にして運転したが、給付金事業の開始以降、専用コールセンターから溢れた問合せ電話が殺到、令和 3 年 5 月のピークには 1 日で 4 万件を超える着信があったなかで、担当部署への負担を減らすことを目的にコロナ関連の FAQ を整備し、ワンストップ回答を推進した結果、回答率 40%超を達成した。保健所への着信が 19 時以降も続くことから、令和 4 年 8 月から 9 月には、オペレーターを 21 時まで延長、また増員などして対応を行った。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境の変化により、人権問題も全国的に顕在化した。外出規制により増加した DV 被害者支援のため、内閣府が開設したメールやチャットで相談できる相談窓口について、広報ひらかた、市ホームページ及び市 SNS で発信するとともに、DV 被害者の相談対応や住民票を移動していない DV 被害者に対する特別定額

給付金の申請等に係る証明発行などを実施した。この点、証明発行業務などはスピード感を要する業務であったことから、職員の交代制勤務が推進される中でも、相談対応職員については、在宅勤務の実施が困難であるという課題も生じた。

新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別・誹謗中傷（ワクチン未接種者、医療従事者、感染者）については、注意啓発動画を作成して発信するとともに、新型コロナワクチン接種や感染者に関する人権への配慮について、広報ひらかたや市ホームページ、市のデジタルサイネージを活用して、市長メッセージにより強く呼びかけた。その他、国や府などの関連サイトや相談窓口の案内、法務省が制作する人権啓発に係るメッセージ動画及びリーフレットを市内施設に配架した。また、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者への感謝と応援の気持ちを表す取り組みとして、平和の鐘カリヨン（ヒラリヨン）をブルーにライトアップした。

地域活動への支援として、校区コミュニティ協議会や自治会で活動が行われる際には、様々な方と接する機会が多く、感染リスクの高い高齢者の方も多いため、新型コロナウイルス感染防止や地域活動支援の観点から校区コミュニティ協議会を通じて自治会等へ様々な情報提供を行った。緊急事態宣言が発出された際は、感染防止のため、外出が不要となる会議として、書面表決による会議の手法を案内する等の周知を行った。また、緊急事態宣言解除後には、自治会館を運営する上での感染防止対策に関する問い合わせが多かったことから、3密の回避に係る注意喚起や参考資料として公益社団法人全国公民館連合会が作成したガイドラインの提供を文書等で行った。

所管施設であるサプリ村野 NPO センターでは、施設管理側による感染防止に向けたアルコール消毒や換気の徹底の他、利用者に対して感染防止に向けた啓発、注意喚起を行った。

以上、市長公室としては情報の受信と発信に関する対応が主になる中で、次のとおり大きく3つの課題に集約され则认为る。

- ① 開示すべき情報の基準（感染者に関すること、クラスター発生場所や状況など）が定まらなかったこと。そのため、プライバシーの観点と市民の不安軽減という観点のバランスに毎回悩むこととなり、情報発信までの調整に混乱をきたすことが何度もあった。
- ② 開示した情報に対する反応で感染者への偏見が見られることへの対応に苦慮したこと。具体的には、感染の不安から個人情報聞き出そうとする人がいたほか、中国で感染が拡大した際に本市が友好都市の長寧区へマスクを送付したこと（令和2年1月）への誹謗中傷（電話やネットなど）の激しさは余りあるものがあり、人権啓発の難しさを実感することとなった。なお、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害を踏まえ、令和4年6月に策定した枚方市人権尊重のまちづくり基本計画において、「新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者やその家族の人権」を人権問題の一つとして取り組みの方向性等を示すとともに、人権尊重のまちづくり条例においては、人権侵害の例示に「疾病」を追加するなどの改正を行った（令和6年3月）。

- ③ 上記のような問題の難しさやそれに対応する体制の構築といった観点から課をまたいだ庁内全体での協議を必要としたが、対策本部（広報報道班）としての体制が当初機能せず、課としての対応に終始せざるを得なかった。

3. 総合政策部

総合政策部では、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、社会機能の維持や経済的課題が克服できるよう、全庁的な取り組みの調整や方向性の決定などを行った。

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限有効に活用するため、取り組みを検討のうえ、水道基本料金等の減免、プレミアム付商品券事業、子どもギフトカード配布事業、省エネ家電買い換え促進事業、住民税均等割のみ世帯への給付など、本市の実情にあわせた生活者・事業者支援の実施を決定した。

財政面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、保健所の人員体制の逼迫軽減に向けた専門職の確保、市立小中学校等における PCR 検査の実施、公私立保育所（園）や幼稚園等への抗原検査キットの追加配布、また、特別定額給付金等に係る給付事務などを緊急かつ迅速に実施するため、令和2年度から令和4年度までの間、約7億3千万円の予備費を充用した。

指定管理者制度を導入している施設への対応としては、令和3年3月に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」の改訂を行い、災害への対応及び感染症への対策に係る規定を追加するとともに、指定管理者と協議の上、市と指定管理者で締結している基本協定を変更する協定の締結等を行うこととした。また、新型コロナウイルス対策本部会議での決定を受け、本市の各施設において利用中止・利用制限等の対応を行ったため、指定管理者が指定管理業務を履行できないことにより管理運営経費に余剰が生じた施設や、当初予定していた利用料金収入を得られなかった施設があったほか、感染症の拡大防止対策として手指消毒液の設置等の対応を行ったため、それらに係る費用について指定管理料の減額又は増額を行うこととした。

また、ICTを活用した業務改善として、新型コロナウイルスの感染拡大により、対応が逼迫する保健所の業務に対して支援を実施した。支援は、紙で管理していた感染者台帳の電子化により、応援職員を含む多人数でも効率的な業務を可能としたほか、電話でのヒアリングとしていた感染者からの体調報告をオンライン化することで、対応にあたる職員の負荷軽減とともに、より早く感染者へ対応できる業務体制を構築した。さらに、自宅等の遠隔地においても柔軟な業務対応が不可欠となったことを受け、モバイルワーク端末やオンライン会議システム等の環境基盤の整備を行った。

4. 市民生活部

市民生活部では、申請や届出などの手続きのため、多くの市民が窓口に来られることから、新型コロナウイルス感染症対策として、窓口にアクリルボードや透明ビニールシートによ

る仕切りを設けるとともに、職員にはマスクの着用を徹底し、窓口対応後はカウンター及びいすの消毒など、感染予防に努めた。また、待合スペースが密にならないように、座席の間隔を広く取る工夫も行った。さらに、窓の開放やサーキュレーターによる十分な換気対策も行った。

また、対面を求めている手続きについても、可能なものについては郵送による提出に対応するなど、市民の外出機会の減少による感染リスクの低減と、市役所が密になることの回避につながる取り組みを行った。

なお、各課の具体的な取り組みについては、以下のとおりである。

市民室としては、市民課証明発行コーナーや各支所等では、各種証明発行手数料の収納方法に非接触型のキャッシュレス決済を令和4年10月に導入した。

国民健康保険課としては、国民健康保険脱退手続き、保険証・高齢受給者証の再交付、限度額適用認定証交付、特定疾病療養受領証受付、療養費（補装具等）受付、葬祭費受付、出産育児一時金受付、一部負担金減免受付、食事療養費差額受付、医療費通知再交付受付、保険料口座振替手続き、保険料還付受付、保険料納付済額通知書発行、高額療養費受付、高額介護合算療養費受付、第三者行為関係受付、基準収入額適用申請、所得申告書受付の手続きについて、これまでも郵送で受け付けをしていたが、郵送受付を推奨する案内をホームページに掲載した。また、納付書を発送した直後の6月の保険料減免申請受付については、これまでは郵送での受け付けをしていなかったが、郵送受付を行った。

後期高齢者医療課としては、後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上の方と、65歳～74歳の方で申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方で、各種手続きや申請受付内容は、国民健康保険課とほぼ同じ内容である。したがって当課においても同様に、これまでも郵送で受け付けをしていたが、郵送受付を推奨する案内をホームページに掲載するとともに、電話問い合わせ等でも案内した。また、高齢化に伴い、被保険者は毎月増加し、保険料減免申請件数も増えているが、郵送での受付や電話での書類確認・聞き取り等、丁寧な対応に努めた。窓口に来なくても良いと伝えることは、被保険者とは別に暮らす家族や、介護等で多忙な家族からも、来庁せずに手続きが出来たと喜ばれた。課題としては、被保険者は75歳以上の高齢者であり、郵送でのやり取りが中心であるため、通信運搬費の支出が増加することである。高齢者が簡単に操作できる電子申請の開発など、ICT活用について検討する必要がある。

年金児童手当課としては、児童扶養手当における現況届について、本来は、特段の事情がない限り対面による手続きをすることになっているところ、令和2年6月に国から「地域における感染状況等を踏まえ、自治体の判断により柔軟に対応することに差支えない」との通知があったことから、これまで窓口に来庁いただき、書類の提出を求めているが、郵送による提出も可能とした。また、特別児童扶養手当の所得状況届についても同様に郵送による提出を可能とした。

医療助成課としては、ひとり親家庭医療の更新手続きにおいて、窓口に来所いただき、書類の提出などを求めているが、郵送による提出を可能とした。

市民税課としては、令和2年5月から令和5年8月まで、法人市民税及び事業所税の申告・納付について、やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、その期限を延長することができる個別延長を行った。令和2年度より、市・府民税の申告会場の混雑緩和のため、市・府民税の申告書の送付時に返信用封筒を同封し、郵送での申告を勧奨した。また、申告会場の密を回避するため、市役所本館第1・2会議室から第3分館旧市民会館大ホールロビーに変更した。また、軽自動車税の減免手続きの期間中（5月中）は窓口が混雑するため、令和2年度より郵送で手続きができるように変更した。

コロナ禍の経験から、目指すべき窓口の姿として「市役所に来なくても手続きができる」をさらに推し進めるべきと考えている。郵送による対応以外にも、デジタル技術を活用した電子による手続きを拡充し、自宅等からスマートフォン等で手続きができることにより、コロナ禍のような緊急時だけでなく、平時においても市民の利便性の向上につながると考えられる。

5. 総務部

総務部では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、庁内の人員体制、組織体制の強化や雇用機会の創出に係る対応、庁舎内の感染拡大防止に係る対応などを行った。

人員体制強化に係る対応として新たに正職員として保健師を追加採用するとともに、保健所、市立ひらかた病院、新型コロナワクチン接種業務、その他新型コロナウイルス感染症関連業務体制の強化のため、庁内事務応援体制を構築した。また、保健所で勤務する保健師、看護師などの専門職を多く会計年度任用職員として雇用し、コロナ禍における市民の安全安心のための体制整備を図った。

雇用機会の創出に係る対応として、長期化するコロナ禍において緊急事態宣言の影響などにより、アルバイト・パート先の営業自粛や時短営業により就労機会が減少・喪失し、収入減により生活費等に困窮する方を支援するため、市民または本市所在の学校に通学する大学生（短大生含む）、各種専門学校生で、コロナ禍により就労機会が減少・喪失している人を対象に、会計年度任用職員として雇用し、柔軟な働き方での雇用機会を創出した。

また、庁舎内の感染拡大防止に係る対応としては、職員の働き方の見直しや消毒液等物品の購入などを行った。

職員の働き方の見直しとしては、庁舎内の感染拡大防止に加え、市役所業務の継続性を確保するため及び本市職員の健康保持に向けた対応として、職員の働き方に関する時差勤務、交代制勤務、在宅勤務（テレワーク）とともに、特別休暇の措置を実施した。なお、交代制勤務及び在宅勤務（テレワーク）については、スムーズな実施が可能な部署と困難な部署があることが課題となったが、可能な範囲で対応を行った。

物品の購入としては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、消毒液、ペーパータオル等を購入した。また庁舎内に手指消毒スタンドやサーキュレーター、

加湿器を設置した。

なお、同感染症の 5 類移行後においても、業務効率性の向上及び職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から、時差勤務及び在宅勤務（テレワーク）については、通常業務に支障のない範囲で活用を継続している。

これらの対応以外にも、庁舎内での 3 密を避けるため、窓口等拡充事業として市民会館大ホール前ロビーでの業務や、総務管理課が主催する式典について、感染拡大の状況に応じて中止・縮小して開催するなどの対応を行った。

同感染症の 5 類移行後も継続が必要な取り組みについては、引き続き適宜対応を行っていききたい。

6. 観光にぎわい部

市が主催で行ったイベントについては、それぞれのテントやイスの間隔を開け来場者用に温度計・消毒用アルコールの設置を行った。

その他のイベント開催時には、主催者へ予防対策チェックシートを開催時に提出してもらい感染拡大を行わないよう講じた。

市ホームページ上では、感染対策に係る動画や事業者が店内等で使用できる感染対策ポスター等を公開し、主に事業者を対象とした感染対策の呼びかけを行った。特に、店内等で使用可能な 10 種類のパターンを揃える感染対策ポスターは、印刷により店頭等で即座に利用できるということもあり、急を要する感染対策に効果的であったと考える。

その他、テイクアウトやデリバリー、キャッシュレス決済等の非対面型・非接触型ビジネスモデルを取り入れるよう促すなど、感染対策の周知に努めた。

7. 健康福祉部

健康福祉部では、新型コロナウイルス感染症の発生当初、市民への感染を防止し、市内において感染が確認された場合における措置を迅速かつ効果的に実施するため、「枚方市新型コロナウイルス対策本部」を設置。当対策本部では、新型インフルエンザ等対策に準じた対応を行うものとし、庶務は、当時の健康部健康総務課及び市民安全部危機管理室が担当することとなった。

また、感染拡大に伴い、コールセンターを設置し市民からの相談に応じる体制を構築した。毎日の相談対応について医師や保健師を中心とした体制をとり、感染状況に応じて回線を増やし、全庁的にも人事課を通じて事務応援の依頼を行った。日々状況が目まぐるしく変わる中で、国や府からの情報をもとに Q&A を随時更新しながら対応する必要があり、テレビ報道も含めて常に情報収集を行う必要があった。

その他、臨時給付金の支給や寄附・基金の受付、高齢者・障害者福祉施設等に関する検査事業、各施設等への感染対策物資の配布や、各種イベントのオンライン開催、所管施設においては、本部の決定に従い臨時休館やキャンセル時の還付対応等、幅広い対応を行った。こ

のように各課で様々な対応を行う中、専門職を中心に保健所への応援体制を組み支援を行ったが、支援が長期化する中、専門職が多い課においては、本来業務と支援のバランスを保つことが課題となった。

これまで経験したことの無いコロナ禍において、特に初動期の対応に難しさがあり、対応の基礎となる新型インフルエンザ等対策本部の事務局各班において、それぞれの担当業務をスムーズに遂行することができなかったことが反省点の一つとして考えられる。指揮命令系統を含め各班の役割分担をより明確にするとともに、今後は様々な対応が各班や部署に集中することのないように新型インフルエンザ等対策行動計画を基に各班が積極的に行動する必要がある。そのためには、平時からの研修等により、各班員の意識づけが重要な課題となる。

また、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防、まん延防止等を目的に、新型コロナウイルスワクチンの接種が令和2年12月に予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられたことを受け、令和3年1月12日に「新型コロナウイルスワクチン接種業務準備チーム」を立ち上げて全庁的な体制の整備を行い、令和3年2月15日には「新型コロナワクチン接種対策室」へと移行して組織の強化を図った。さらに、臨時組織の発足後も業務量に応じて、全庁的な協力体制のもと必要な人員体制の整備を行った。

新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが5類に移行された令和5年5月8日以降も、国・大阪府・医療機関等と連携を図りながら、令和6年3月31日まで特例臨時接種として無料で市民への初回接種（1・2回目接種）や追加接種（3～7回目接種）に取り組んでいる。

今回のワクチン接種は、接種順位や接種の時期等について国による方針に基づき順次接種を進めることとなり、本市では、高齢者施設入所者から接種を開始し、令和3年5月7日には、65歳以上の高齢者に対し、公共施設等での集団接種及び医療機関での個別接種の予約受付を本格的に開始したが、5月及び6月の予約受付の際にはコールセンターへ予約申し込みが殺到したため、電話が繋がりにくい状態が発生するなど混乱が生じた。

この時の経験を踏まえ、令和3年12月から接種を開始した3回目以降の追加接種の予約受付に際し、コールセンターへの予約時の集中をできる限り解消するため、接種券の送付及び予約開始日を分散化した。また、コールセンターの回線数をピーク時には最大105回線に増設するとともに、高齢者予約サポートコーナーも初回接種時から引き続き開設しながら、スムーズな予約受付を進めた。

新型コロナワクチン接種については、生後6ヵ月以上が対象者である大規模な予防接種でこれまでに自治体で経験のない事業であったが、国からのワクチン供給が不透明な中、接種間隔の変更や接種対象者の年齢拡大などの度重なる国の制度改正にも、医療機関等の協力を得て接種を進めることができた。

また、保健所においては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、クラスター対策や積極的疫学調査、接触者・陽性者への健康観察等が必要となる中、感染の長期化、大規

模化に伴い、保健所業務が逼迫した。保健所業務の過大に伴い、外部人材等、応援・派遣体制の整備が必要となった。

感染症対策ではタイムリーに的確な対応が求められるが、今回のように長期化する急激な感染拡大においては、感染症に対応するための人員体制の確保や感染症対策及び危機管理対策についての対応能力が課題である。この点については、有事として速やかな全庁体制の構築が必要だが、行政組織のミニマム化が進むなか、通常業務と並行しての応援には限界があるため、早期から人材派遣等も含めた外部人材確保の検討が必要である。感染症対策・危機管理対策についての対応能力については、有事に備え、平時からの研修やシミュレーションによる人材育成、各種マニュアルやロードマップの作成の他、BCP として感染規模に応じた業務の重点化など、保健所業務フローの点検・整備により有事の際の業務体制の強化に努める。

また、感染症対策において、庁内外の関係機関との情報共有及び連携は不可欠である。特に医療体制の整備では、平時から医療機関や消防組合との顔の見える関係もあり、協力や連携を進めることができた。引き続き、感染症対策の強化に向け、福祉部門との連携や医療機関をはじめとする関係機関とのネットワークの充実を図る。

さらに感染症予防を推進するため、市民、医療及び福祉関係者に感染予防対策や健康づくりの周知啓発を行う。

これらの課題を以下にまとめた。(その他、取り組み内容について第3章等に記載)

《今後の課題と改善点》

① 人員体制の確保

- ・ 有事の際の速やかな全所体制・全庁体制構築や応援・外部人材確保（応援調整、人材派遣会社等）の検討

② 感染症対策・危機管理対策について対応能力の向上

- ・ 平時からの研修やシミュレーションによる人材育成、業務体制の強化
- ・ 各種マニュアルやロードマップの作成
- ・ 感染規模に応じた業務の重点化・集約化など、保健所業務フローの点検、BCP 整備

③ 関係機関・関係課との平時からの情報共有及び連携強化

- ・ 医療機関等とのネットワークの充実
- ・ 福祉部門との連携

④ 感染予防対策や健康づくりなどに関する周知啓発

《今後の方向性》

上記の課題については、枚方市感染症予防計画、枚方市保健所健康危機対処計画に基づき、平時から各フェーズを想定し、計画的に体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化、感染症に関する周知啓発等に取り組んで行く。

8. 子ども未来部

コロナ禍における対応は、全てにおいて前例がないものであったが、社会機能の維持に不可欠な保育施設が安心して保育の提供が行えるよう、これまで以上に公立園、私立園と密に情報共有や意見交換を行い、協議して対応してきた。

感染時の対応や園での感染防止対策等については、通知等に基づく情報提供だけではなく、国や府、他市の状況を積極的に確認するとともに、感染者の急増などに適切に対応するため、普段から新型コロナウイルス感染症に関する情報収集を行い、知識を蓄積して対応にあたった。

各施設で感染者が確認された際は、臨時休園の要請や家庭保育の協力依頼などについて、時間外や閉庁時である土日祝日も含めて施設運営についてのサポートを行った。また、各施設で感染者が確認された場合の対応方法について確立し、感染者と接触の可能性がある職員に対する PCR 検査の実施や施設の消毒について適切に案内を行った。

その他、国や府の補助金や交付金等を活用した感染防止に係る消耗品購入費の補助に加え、マスクや消毒液などの各施設への配付、園児又は家族等が感染者や濃厚接触者となった場合やクラス閉鎖があった場合における保育の提供を受けられなかった日数に応じた保育料減額（還付）などを行った。

9. 環境部

環境部では、新型コロナウイルスに感染し、死亡された方（PCR 検査結果が陽性の方）の火葬等について、新たな感染を防ぐため、開場時間外の 18 時以降に行うとともに、ご遺体と接する従事職員を最小限にした。また、参列するご遺族は最小限にいただき、待機場所についても通常の待合スペースと別に設け、火葬後には消毒を徹底した。

エネルギー価格高騰による市民生活の負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電への買い換えを支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用した「枚方市省エネ家電買い替え促進事業補助金」を令和 4 年度に実施した。（補助件数：2,533 件 補助金額計：6,900 万円）

部内各課では、職員の執務スペースについて会議室を利用するなどして分散し、感染拡大防止に努めた。家庭ごみの収集に関しては、1 台当たりの乗務員数を 3 名から 2 名に減らすことで、密になることを防いだ。

また、収集委託事業者に対し、国の交付金等を活用した感染防止に係る消耗品購入費の補助を行った。

10. 土木部

土木部では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内のバス及びタクシー事業者に対して、感染症対策にかかる費用の補助や燃料価格高騰に対する補助を行うことで、地域

公共交通の運行継続を支援した。公共交通の利用料金収入が極端に減少したことや燃料費の高騰など、交通事業者の事業存続が危ぶまれる事態となったことに対し、本市として支援することができたことは市民の生活を守る上でも大変意義があり、交通事業者に対してもこの状況を乗り切るための一助となったと考える。その他にも、都市公園有料施設の指定管理者に対する施設利用中止期間の収入減少や感染症対策にかかる負担額の支援、新型コロナウイルス感染症の影響で駐車場定期券のキャンセルが必要になった市民に対する市営自転車駐車場の定期券料金の迅速な払い戻しを行い、市民活動の維持に貢献することができた。

公園・緑地などの施設利用については、心身の健康維持・免疫力の向上が不可欠との観点から、全閉鎖は行わず、密集・密接を避け、適切な予防行動を促す啓発看板を設置するなど、徹底した感染症対策に取り組んだ。令和 2 年度及び令和 3 年度は緊急事態宣言に伴う措置として、府県をまたぐ広域の移動制限のために公園駐車場を閉鎖し、一部の大型遊具、バスケットゴール、ドッグランや有料運動施設等の利用を休止、各種イベントや講座等も一定期間中止した。さらに、王仁公園プールについては新型コロナウイルス感染症対策と運営事業者の確保が困難であったことから、令和 4 年度までの 3 年間休止した。また、道路や公園での集団飲酒の自粛啓発のポスター掲示や看板の設置を行うなどの取り組みを実施した。

土木部内においては、課間での事務応援や現業職員の時差出勤を活用するなどの臨機応変な対応により、切れ目ない市民サービスの提供を行うことができた。

これまでの対応や経験を活かし、新型コロナウイルス感染症のような突発的な事象に対しては、引き続き庁内及び部内での連携をとり臨機応変な対応を進めていく。

1 1. 会計課

市民や事業者に対して、様々な給付金制度が出来る中、所管課や指定金融機関と協議し、迅速に支給されるように努めた。また、支給日と、国等からの補助金の入金日にタイムラグがあり、一時的な資金不足となったが、基金から借り入れるなど、資金の確保に努めた。

1 2. 上下水道局

令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情による、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な市民に対する支払い期限の延長受付を開始し、さらに同年、「新しい生活様式」の定着とその一環である「手洗い」を推進するため、枚方市上下水道局と給水契約を行っている方（福祉減免対象の場合は、既に基本料金を減免しているため当該減免は対象外）を対象に、2 カ月分（令和 2 年 8 月・9 月検針分）の水道料金の基本料金減免を実施した。

また、令和 4 年度にはコロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、家計負担軽減や事業者支援のために、枚方市上下水道局と給水契約を行っている方（福祉減免対象の場合は、既に基本料金を減免しているため当該減免は対象外）を対象に、6 カ月分（令和 4 年 8 月～令

和5年1月検針分)の水道料金(基本料金と1カ月あたり使用水量最大8 m³までの従量料金)の減免を実施した。

その他、イベントや出前授業では、消毒用アルコール設置や換気など、感染防止対策を行った。

1 3. 市立ひらかた病院

新型コロナウイルス感染症に限らず、今後も新型インフルエンザ等、新たな感染症が発生する可能性があることから、そうした場合の考え方を令和5年3月に策定した「市立ひらかた病院経営強化プラン(第3次中期経営計画)」にも盛り込んでいる。その中でも記載がある通り、発生時には大阪府と連携した対応を行っていくこととなるため、今回の新型コロナウイルス感染症への対応で得た経験を踏まえ、備蓄品の確保やマニュアルの更新など、新興感染症拡大時にも対応できる備えに努める。(※市立ひらかた病院の取り組みは3章のほか、独自に「新型コロナウイルス感染症への対応報告書」が作成されている。)

1 4. 総合教育部

教育政策課関連として、教育委員会では、意思決定に当たって会議の開催が必要となるため、議場における感染防止のため、令和2年8月からは出席者全員のマスク着用と一定時間ごとの換気休憩をルール化した。

学校で勤務する職員は、自身が感染することで多数の児童生徒に感染を広げるリスクがあることから、令和3年8月にワクチンの優先接種を実施するとともに、自身が感染しているかどうか容易に確認できるよう、令和3年6月以降、複数回にわたって抗原検査キットの配布を行った。学校で勤務する職員は、その任命権者や採用担当部署が区々であるため、ワクチン接種や抗原検査キットの配布対象者の集約にかなりの労力を要した。

職員がコロナに感染した場合、対策本部にその旨を報告する必要があったが、そのことが学校で勤務する職員になかなか浸透せず、報告の催促や内容確認に多くの手間を要した。人事給与関係事務で最も手間を要したのがコロナ特休の取得に伴う夏季休暇の付与日数の調整事務で、職員の感染者が増大した令和4年夏頃にはその処理に忙殺されることとなった。

社会教育関係の講座が複数回中止となり、はたちのつどいも令和2年度から4年度までの3か年度にわたって規模を縮小して開催することを余儀なくされた。令和2年度は3月に延期しての開催となり、併せて、延期によってレンタル衣装のキャンセル料が発生した場合に補助金を交付することとした。

新しい学校推進室関連として、非接触式体温計、二酸化炭素濃度測定器、飛沫防止ガード等の種々の感染防止対策用品を学校に配備するため、学校に対してその購入経費を補助し、あるいは事務局において直接購入したが、同種の物品の需要が一時に全国で急激に高まったため品不足となり、契約不調が相次ぐ事態となった。

令和4年4月に予定されていた旧高陵小学校と旧中宮北小学校の統合に関する保護者向

け説明会は、密を避けるため複数回に分けて開催した。

学校施設開放は、令和 2 年 3 月から令和 3 年 8 月にかけて断続的に中止した。

おいしい給食課関連として、令和 2 年 3 月から 5 月にかけての学校臨時休業の際に給食の提供を中止したが、突然かつ長期にわたる需要の消失に府下の多くの食材納入事業者で継続性が危ぶまれる事態に対応するための補助金交付や給食提供の期間減少に伴う委託契約の変更が生じた。

コロナによって出席停止、あるいは職免となった場合に、該当日の給食費相当額を児童生徒の保護者や職員に返金できるようにするため、学校給食会に対する補助事業を開始したが、各小中学校では、当該校に在籍する全ての子どもと教員の出席状況と欠席理由を毎日集計する必要が生じ、学校事務を一手に引き受ける学校事務職員の業務負担が膨大なものとなってしまった。

中央図書館関連として、令和 2 年 3 月から 5 月にかけて図書館を臨時休館とした。休館中の代替サービスとして図書館職員によるネットを活用した朗読動画の配信を行ったが、周辺自治体の多くが制限を設けながらも開館している中での休館であったため、市民から判断の妥当性が問われることとなった。

再開後も、滞在時間や人数に制限を設けるとともに、おはなし会や映画上映会、講演会等、多くの図書館イベントを中止した。

令和 3 年 7 月からは、来館しなくても読書環境を提供することができるよう、電子図書館サービスを開始。また、9 月からは、自宅のパソコンやスマートフォンから図書館利用登録手続きができる「スマート登録」を開始した。

1 5. 学校教育部

新型コロナウイルス感染者が発生した該当校において、児童生徒等の安心安全の観点から、枚方市医師会とも連携し、陽性者に関係する集団 PCR 検査を実施していたが、集団 PCR 検査が複数校に及ぶ場合や、濃厚接触者の特定等、迅速な対応が求められる中、学校との連携も含め、実施体制の構築に苦慮した。

1 人 1 台端末の整備と教職員への ICT の効果的な活用を推進することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止と子どもたちの「学びの保障」に対応した。国は令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言の発出に伴い「GIGA スクール構想の実現」のロードマップを前倒しし、全国小・中学校の 1 人 1 台端末整備に向けて大号令をかけた。これを受けて、本市でも全児童生徒への 1 人 1 台端末の整備方針を決定し、令和 2 年度中に整備を完了した。端末整備と同時に教育用アプリケーションのアカウント配布、ICT 活用に係るルールづくりを進め、めざすべく ICT を効果的に活用した枚方の教育の全体像を「枚方版 ICT 教育モデル」として示し、教職員専用ポータルサイトによる情報共有や教職員研修を行うなど教職員の ICT 活用を推進した。また、いつでもどこでもつながる LTE モデルを導入したことで、学校の臨時休業や登校できない子どもたちへの「学びの保障」に大きく寄与することになった。

各学校においては、1人1台端末を活用した協働型・双方向型の授業や個別最適な学びを推進するとともに、感染症対策として、登校できない児童・生徒に対し教室と同様の学びとなるよう、家庭にいる児童・生徒に向けてオンライン授業を行う「ハイブリッド型授業」を全学校で実施した。とりわけ第5波禍中である令和3年度夏季休業明けの9月第2週日には、小学校で約11%、中学校で約13%、合計約3,500人もの児童・生徒がオンライン授業で学習した。

現在においても、学校が臨時休業の際には、双方向コミュニケーションツールを利用した健康観察、授業支援ソフトを利用した課題の送付や解説等、学びを止めない取り組みを行っている。

児童生徒の居場所について、本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月2日からの市立小中学校の臨時休業措置に伴い、保護者の就労等により自宅において一人で過ごすことが困難な児童生徒を対象とした「臨時的な児童生徒の居場所」や「留守家庭児童会室」をはじめとする「児童生徒の居場所」を段階的に設置した。

留守家庭児童会室保育料については、令和2年4月から6月の緊急事態宣言下における留守家庭児童会室休室日数分及び登室自粛期間中において家庭保育に協力していただいた日数分の保育料を減額した。

さらに、令和2年7月から令和4年3月までについては、在籍する児童または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間に登室できなかった日数分及び在籍する留守家庭児童会室が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休室となった場合や、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖（学年閉鎖もしくは学校閉鎖も同様）により家庭保育に協力いただき登室しなかった場合の日数分の保育料を減額した。減額対象者の把握と減額に係る計算が手作業かつ膨大な件数であったため、入力作業や確認作業などに時間を要し、円滑な事務処理が課題となった。

16. 市議会事務局

新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、市議会事務局では、公法人である地方公共団体の議事・議決機関の事務局として、会議運営及び市の意思決定等が円滑に行われるよう、さまざまな取組を実施した。

令和2年3月定例会月議会以降、本会議や全員協議会など、議場において開催される会議においては、議場が閉鎖された空間であることを踏まえ、窓等の一定開放に加え、おおむね1時間ごとの換気休憩、つい立て及び消毒液の設置等を順次実施するとともに、議会としては、発言時のマスク着用や理事者側出席者を必要最小限とするよう要請するなどの措置を順次行った（出席者数については、令和2年12月定例会月議会以降は、理事者判断となった）。また、傍聴席にもつい立てを設置するとともに、隣の席との間隔を空けて傍聴いただくなど、市民が安心して会議を傍聴できる取組を行った。

委員協議会や委員会など、委員会室で開催される会議においても同様に消毒液の設置等

を行い、議会としては、発言時のマスク着用や議員傍聴の自粛などを進め、令和2年予算特別委員会以降、特別委員会における理事者側出席者を必要最小限とするよう提言するとともに、委員会打合せ会において、委員長から委員に質疑時間の短縮への協力を依頼した。

さらに、令和3年度議会改革懇話会における議論を踏まえ、オンラインを活用した委員会及び委員協議会の実施に向けた条例改正等を行い、実際に、令和4年度の委員協議会や特別委員会において、委員がオンライン出席を行った。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算案をはじめとした各議案について、本会議等における審議・決定内容をわかりやすい記事にまとめて議会報において周知し、市民との情報共有を行った。

こうした会議運営等に係る取組を進める一方で、令和元年度の途中から令和4年度まで、常任委員会の先進都市研修の実施を見送るとともに、オンラインを活用した常任委員会の所管事務調査を実施するなど、感染症拡大予防に向けて多面的に取り組んだ。

加えて、大規模災害等の発生時においても、市議会としての機能を適切に発揮するとともに、執行機関に協力し、災害対応に専念できる環境を整えることを目的とした枚方市議会業務継続計画を令和4年3月に改定し、令和4年度における市議会事務局の重点的な取り組みとして災害時や新型コロナウイルス感染症対策における活動支援の強化を行った。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず様々な対応が求められている中、市内の感染状況や市の対応策を迅速に議員間で共有できるよう適切な情報共有と情報提供に努めた。

以上のように、コロナ禍において、組織として柔軟、迅速な対応を実施できた経験を生かし、今後も、有事、平時に左右されることなく議事・議決機関の事務局としての役割を果たし、市民福祉の向上に努めることとする。

17. 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局では、選挙執行時及び啓発事業において、感染症対策を行った。

投票所の感染症対策として、アルコール消毒液・飛沫防止シートの設置、使い捨て鉛筆の配置、定期的な換気等を行った。これらに加え、投票所の密を避けるため分散投票（時間、日程、場所）をホームページ等で広く有権者に呼びかけるとともに、混雑が予想される当日の投票所については、図書室から体育館への変更を行うなど、選挙人の安全・安心に配慮した選挙の管理執行に努めた。また、啓発事業では、感染状況に応じ、事業を中止・延期するとともに、実施する場合には、書面開催や人数制限を設けるなど、「新しい生活様式」を取り入れた形態で行った。

今後、同様の事態が起こった際も、国や府・他市等と連携し、効果的な対策を行い、安全・安心な投票環境の整備に努めていく。

18. 枚方寝屋川消防組合

本消防組合における新型コロナウイルス感染症への対応を協議する組織体として、枚方

寝屋川消防組合新型インフルエンザ対策本部規程を準用して、新型コロナウイルス対策本部会議（以下、本部会議）を設置した。また、新型コロナウイルス感染症に伴う各種課題に対する調査・研究を行う組織体（タスクフォース）を設置するなどして対応にあたってきた。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者の増加に伴う救急出動及び現場到着所要時間の増加や救急隊の労務管理、交替制勤務職員の感染リスクへの対応、職員が感染した場合における人員確保の面での消防力の維持などに課題も生じたが、優先度に応じた業務継続方針の設定に加え、職員が感染した際の対応方針の策定、コロナ禍における消防力確保のための臨時警防体制の確保、本部救急小隊や陽性者レベルに応じた対応隊の運用、大阪モデルに準じた対応フェーズの策定などの対策を適宜講じることで、コロナ禍における消防・救急業務を維持してきた。

今後も、感染症に加えて、未曾有の危機的事象が発生した場合に、本消防組合だけでなく、関係機関との情報共有や連携を密に図り、一丸となって対応するとともに、市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を実感でいるまちを、市民とともにつくれるよう尽力する。

